

14.5-269  
\*1200600226857\*

14.5  
269



始



外9247

14.5

昭 和 四 年 版

269

拓 務 省

序

一覽と名づくるも要するに拓務省の事務の概略と所管地域の状況の大  
一冊に収めたものに過ぎない  
以日尙淺く編纂時日も亦短かつた爲内容に未だ整はざるものゝある  
一とする各種の缺點は今後發行の都度漸次之を改善せむことを期し

年三月

拓務大臣官房文書課

凡例

- 一、拓務省の編は主として省設置の沿革と其の趣旨とを略述するに止めた。
- 一、所管地域の編は主として各所管地域官廳の刊行物を資料として編纂した。  
摘録せる數字は各所管地域の比較均衡を採る爲に成るべく同一年度のものを採つた。
- 一、移植民及海外拓殖事業の編については拓務、外務兩省の關係書類の外民間の諸海外事業會社、協會等の刊行物を資料とした。  
海外に於ける諸種の統計は主として外務省の發表せるものに依つた。
- 一、添附地圖は便宜各所管地域官廳刊行の要覽添附地圖を諒解を得て一括して添附したものである。

14.5  
269



923228

01-567



# 拓務要覽目次

## 第一編

### 拓務省

#### 第一章

設置の沿革……………一

#### 第二章

設置の趣旨……………二

#### 第三章

組織と権限……………四

## 第二編 所管地域

### 第一章 地理

#### 第一節 位置、地勢及氣候……………一五

##### 第一 朝鮮……………一五

一 位置……………一五

二 地勢……………一六

三 氣候、風土……………一六

##### 第二 臺灣……………一六

一 位置……………一六

二 地勢……………一七

三 氣候、風土……………一七

##### 第三 樺太……………一七

一 位置……………一七

二 地勢……………一八

三 氣候、風土……………一八

##### 第四 關東州及南滿洲鐵道附屬地……………一九

一 位置及地勢……………一九

二 氣候、風土……………一九

##### 第五 南洋群島……………一九

一 位置……………一九

二 氣候、風土……………一九

12101

第二節 住民

一 位置及地勢 二 氣候、風土

第一 朝鮮

一 住民 二 增加及密度

第二 臺灣

一 住民 二 增加及密度

第三 樺太

第四 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第五 南洋群島

第二章 行政組織

第一節 官制梗概

第一目 朝鮮

第一 朝鮮總督府

一 朝鮮總督 二 補助機關 三 中樞院

第二 地方行政機關

一 道 二 府、郡、島 三 面

第三 警察制度

第四 司法制度

第二目 臺灣

第一 臺灣總督府

一 臺灣總督 二 補助機關 三 臺灣總督府評議會

第二 地方行政機關

一 州及廳 二 市、郡、街、庄、區

第三 警察制度

一 一般警察組織 二 保甲制度

第三目 樺太

第一 樺太廳及其の地方行政機關

第二 警察制度

第三 司法制度

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 關東廳及其の地方行政機關

第二 警察制度

第三 司法制度

第五目 南洋群島

第一 南洋廳

第二 警察制度

第三 司法制度

第二節 地方制度梗概

第一目 朝鮮

第一 道地方費

一 理事機關 二 諮問機關 三 諮問事項

第三章 財政

第一節 朝鮮

第一 歲計

一 概説 二 歳入及歳出

第二 租稅

一 租稅制度 二 徵稅概況

第三 專賣

一 煙草 二 紅蔘 三 阿片及癮藥類

第四 地方財政

第一 歲計

一 概説 二 歳入及歳出

第二 租稅

第三 專賣

第四 地方財政

第三節 樺太

第一 歲計

第二 租稅

第三 專賣

第四 地方財政

第四節 關東州

第二 府

一 理事機關 二 諮問機關 三 諮問事項

第三 面

一 理事機關 二 諮問機關

第四 其他の地方團體

一 學校組合 二 學校費

第二目 臺灣

第一 州

一 理事機關 二 諮問機關 三 諮問事項

第二 廳地方費

第三 市

一 理事機關 二 諮問機關 三 諮問事項

第四 街、庄

一 理事機關 二 諮問機關

第三目 樺太

一 理事機關 二 議決機關

第四目 關東州

第一 市

一 理事機關 二 議決機關

第二 會

一 理事機關 二 諮問機關

第五目 南洋群島

第一	歲計	六
第二	租稅	六
第三	專賣	六
第四	地方財政	六
第五節	南洋群島	六

第四章 教育、神社、宗教及衛生

第一節	教育	九
第一目	朝鮮	九
第一	教育制度	九
一	教育制度の變遷	九
二	教育制度の概要	九
第二	教育機關の現況	九
一	普通教育機關	九
二	其他の學校	九
第二目	臺灣	九
第一	教育制度	九
一	沿革	九
二	現行制度	九
第二	教育機關の現況	九
一	初等普通學校	九
二	高等普通學校	九
三	實業學校	九
四	師範學校	九
五	高等學	九
六	專門學校並大學	九
六	其他の學校	九
第三目	樺太	九
一	初等教育	九
二	中等教育	九
三	教員養成	九

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一	教育制度	九
一	日本人教育制度	九
二	支那人教育制度	九
第二	教育機關の現況	九
一	初等教育機關	九
二	中等教育機關	九
三	師範教育機關	九
四	專門學校並大學教育	九
五	其他の教育施設	九
第五目	南洋群島	九
第二節	神社	一〇
第一目	朝鮮	一〇
第二目	臺灣	一〇
第三目	樺太	一〇
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	一〇
第三節	宗教	一〇
第一目	朝鮮	一〇
一	變遷	一〇
二	宗教の現況	一〇
第二目	臺灣	一〇
一	變遷	一〇
二	宗教の現況	一〇
第三目	樺太	一一
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	一一
第五目	南洋群島	一一



第四節 衛生

第一目 朝鮮

第一 概況

第二 醫療機關

第二目 臺灣

第一 概況

第二 醫療機關

第三目 樺太

第一 概況

第二 醫療機關

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 概況

第二 醫療機關

第五目 南洋群島

第一 概況

第二 醫療機關

第五章 產業

第一節 農業

第一目 朝鮮

第一 耕地

第二 組織及經營

一 土地の分配 二 小作制度 三 火田民

第三 勸農機關及其他の施設

一 農事試驗場 二 道種苗場 三 道原蠶種製造所 四 道蠶業取締所 五 道種馬所

六 朝鮮農會 七 朝鮮畜産協會及朝鮮蠶絲會 八 水利組合 九 穀物検査所

第四 主要農産物概況

一 米 二 小麥 三 大豆 四 棉花 五 養蠶製絲 六 其他 七 畜産

第二目 臺灣

第一 耕地

第二 經營

第三 勸農機關及其他の施設

一 農會 二 業佃會並農事小組合 三 其他の機關 四 其他の施設

第四 農産物概況

一 米 二 甘藷 三 茶 四 落花生、豆類 五 其他の農産物 六 畜産

七 蠶業

第三目 樺太

第一 耕地

第二 經營及勸農機關

一 農業者と經營 二 勸農機關

第三 農産物概況

一 作物 二 畜産

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 耕地.....一三〇

第二 經營及勸農機關.....一三〇

一 經營 二 勸農機關.....一三〇

第三 農産物概況.....一三〇

一 穀菽類 二 蔬菜、果樹 三 蠶業 四 畜産.....一三〇

第五目 南洋群島

第一 耕地.....一三〇

第二 經營及勸農機關.....一三〇

第三 農産物概況.....一三〇

一 農産物 二 畜産.....一三〇

第二節 林業

第一目 朝鮮.....一四〇

第一 林野概況.....一四〇

一 林野面積 二 林野の整理特に縁故森林の處置 三 樹木の分布と種類.....一四〇

第二 林業の奨励及施設.....一四〇

一 國有林野の保護及植林 二 民間植林事業 三 砂防並植栽事業.....一四〇

第三 營林の概況.....一四〇

一 製材用原木 二 製材事業.....一四〇

第二目 臺灣

第一 林野概況.....一四七

一 林野面積と林野の整理 二 森林の分布と其の樹種.....一四七

第二 森林の管理.....一四八

一 林務機關 二 森林計畫事業.....一四八

第三 官營斫伐事業概況.....一四九

一 阿里山の伐木事業 二 八仙山の伐木事業 三 宜蘭濁水溪の事業 四 製材の種類と特質.....一四九

第三目 樺太

第一 林野概況.....一五五

一 林野面積 二 樹種と其の分布.....一五五

第二 森林の管理.....一五五

一 林政 二 森林の保護 三 造林事業 四 林業試験.....一五五

第三 森林の利用.....一五五

一 官行斫伐 二 パルプ事業.....一五五

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 關東州.....一五七

一 林野概況 二 林業に對する施設.....一五七

第二 南滿洲鐵道附屬地.....一五九

第五目 南洋群島

第一 關東州.....一五九

一 林野概況 二 林業に對する施設.....一五九

第二 南滿洲鐵道附屬地.....一六一

一 官行斫伐 二 パルプ事業.....一六一

第三 森林の利用.....一六一

一 官行斫伐 二 パルプ事業.....一六一

第二 鐵業に對する施設.....一六一

一一

- 一 鑛床並地質の調査 二 鑛物の調査及試験 三 鑛業の指導及監督 四 鑛業教育
- 第二目 臺灣
  - 第一 鑛業概況
  - 第二 鑛業に對する施設
    - 一 鑛物及地質調査 二 石油鑛業獎勵
- 第三目 樺太
  - 第一 鑛業概況
    - 一 鑛政 二 鑛業狀況
  - 第二 鑛業に對する施設
    - 一 地質及鑛物の調査 二 炭田調査及石炭の低溫乾燥試驗 三 石油調査及油田の試鑛
- 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地
  - 第一 概況
  - 第二 鑛產狀態
- 第五目 南洋群島
  - 第一 概況
  - 第二 水產業に對する施設
    - 一 水產業に關する組合 二 水產業の指導及獎勵 三 漁船避難港修築補助
    - 四 水產試驗場及調査 五 水產教育
- 第四節 水產業
  - 第一目 朝鮮
    - 第一 水產概況
      - 一 水產狀況 二 漁業の種類
    - 第二 水產業に對する施設
      - 一 水產業に關する組合 二 水產業の指導及獎勵 三 漁船避難港修築補助
      - 四 水產試驗場及調査 五 水產教育

- 第二目 臺灣
  - 第一 水產概況
    - 一 水產狀況 二 漁業の種類 三 養殖業
  - 第二 水產業に對する施設
- 第三目 樺太
  - 第一 水產概況
    - 一 水產狀況 二 漁業の種類と水產業者
  - 第二 水產に對する施設
    - 一 水產に關する試験及調査 二 水產物検査 三 水產に關する組合
- 第四目 關東州
  - 第一 水產概況
  - 第二 水產に對する施設
    - 一 水產試驗場 二 關東州水產會
- 第五目 南洋群島
  - 第一 水產概況
  - 第二 水產に對する施設
- 第六章 商工業、貿易及金融
  - 第一節 商業
    - 第一目 朝鮮
      - 第一 概況
      - 第二 會社
        - 一 商業會議所 二 重要物產同業組合 三 其の他の施設
      - 第三 其の他の商業施設

第二目 臺灣

第一 概況

第二 會社

第三 其他の施設

一 營利組合 二 販賣、購買、利用組合 三 重要物産同業組合 四 商工會

第三目 樺太

第一 概況

第二 會社

第三 商工會議所

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 概況

第二 會社

第三 商業施設

一 大連商業會議所 二 同業組合

第五目 南洋群島

第二節 工業

第一目 朝鮮

第一 概況

一 概況 二 勞力 三 動力 四 原料

第二 工業に關する施設

一 中央試驗所 二 地方工業傳習所 三 工業獎勵

第二目 臺灣

第一 概況

一 概況 二 勞力 三 動力

第二 工業に對する施設

一 中央研究所工業部 二 糖業施設 三 茶業施設

第三目 樺太

第一 概況

第二 バルブ工業

第三 罐詰業

第四 其他の工業

一 澱粉製造 二 牛酪製造

第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一 概況

第二 各種工業

一 油房業 二 纖維工業 三 セメント及石灰製造業

第五目 南洋群島

第三節 貿易

第一目 朝鮮

第一 關稅制度

第二 貿易概況

第二目 臺灣

第一 關稅制度

第二 貿易概況

第三目	樺太	二五三
第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	二五六
第一	關稅制度	二五六
第二	貿易概況	二五六
第五目	南洋群島	二四一
第四節	金融	二四六
第一目	朝鮮	二四六
第一	金融機關	二四六
一	銀行	二四六
二	金融組合	二四六
三	無盡業、質屋及個人金融業者	二四六
四	金融を目的とする契	二四六
五	東洋拓殖株式會社	二四六
第二	貨幣	二五五
第三	爲替及金利	二五五
第二目	臺灣	二五七
第一	金融機關	二五七
一	銀行	二五七
二	信用組合	二五七
三	無盡業	二五七
第二	貨幣	二五九
第三	爲替及金利	二五九
第三目	樺太	二六〇
第一	金融機關	二六一
一	銀行	二六一
二	產業組合	二六一
三	無盡業及質屋營業	二六一
第二	金利	二六二

第四目	關東州及南滿洲鐵道附屬地	二六三
第一	金融機關	二六三
一	銀行	二六三
二	金融組合	二六三
三	無盡業、質屋及個人金融業者	二六三
第二	貨幣	二六六
一	固有通貨	二六六
二	本邦通貨	二六六
第三	爲替及金利	二六七
第五目	南洋群島	二七一
第七章	交通及通信	二七一
第一節	朝鮮	二七一
第一	道路	二七一
第二	鐵道	二七三
一	國有鐵道	二七三
二	私設鐵道及私設軌道	二七三
三	鐵道計畫	二七三
第三	海運	二七六
一	臺灣	二七六
二	海運	二七六
第四	通信	二八一
第二節	臺灣	二八三
第一	道路	二八三
第二	鐵道	二八四
一	國有鐵道	二八四
二	私設鐵道及私設軌道	二八四
第三	海運	二八六
一	臺灣	二八六
二	海運	二八六

- 第四節 通信.....二九〇
- 第三節 樺太.....二九三
  - 第一 道路.....二九三
  - 第二 鐵道.....二九四
    - 一 國有鐵道.....二九四
    - 二 私設鐵道.....二九四
  - 第三 海事.....二九六
    - 一 港灣.....二九六
    - 二 航路.....二九六
  - 第四 通信.....二九八
- 第四節 關東州及南滿洲鐵道附屬地.....二九九
  - 第一 道路.....二九九
  - 第二 鐵道.....三〇〇
    - 一 滿洲の鐵道.....三〇〇
    - 二 南滿洲鐵道株式會社.....三〇〇
  - 第三 海事.....三〇〇
    - 一 港灣.....三〇〇
    - 二 航路.....三〇〇
  - 第四 通信.....三〇〇
- 第五節 南洋群島.....三〇二
  - 第一 交通運輸.....三〇二
  - 第二 通信.....三〇三

第三編 移植民及海外拓殖事業

第一章 移植民.....三五

- 第一節 海外移民の沿革.....三五
- 第二節 移植民の現況.....三九
  - 第一 移民渡航状況.....三九
  - 第二 移住地に於ける邦人の事情.....三九
    - 一 ブラジル ニアルゼンチン 三 ベルギー 四 其の他の南米諸國 五 中米地方.....三九
    - 六 フイリツピン群島 七 マレー半島 八 領東印度其他の南洋群島.....三九

- 第三節 移民保護獎勵に關する施設.....三八
  - 第一 政府の施設.....三八
    - 一 渡航獎勵金.....三八
    - 二 移民取扱手数料全廢償金.....三八
    - 三 移植民思想の普及宣傳.....三八
    - 四 内地.....三八
    - 五 海外移住組合及聯合會.....三八
    - 六 移民收容所.....三八
    - 七 移植民團體指導助成.....三八
    - 八 海外に於ける移民の指導、保護及助成.....三八
    - 九 移住適地の調査.....三八
  - 第二 民間諸團體.....三八
    - 一 移民取扱人としての海外興業會社.....三八
    - 二 海外移住組合及聯合會.....三八
    - 三 移植民後援團體.....三八
    - 四 移植民教育機關.....三八
    - 五 拓殖事業會社.....三八

- 第二章 海外拓殖事業.....三四一
  - 第一節 海外拓殖事業の現況.....三四一
    - 第一目 南アメリカ諸國.....三四一
      - 第一 ブラジル.....三四一
        - 一 海外興業會社.....三四一
        - 二 海外移住組合及聯合會.....三四一
        - 三 南米拓殖會社.....三四一
        - 四 アマゾン興業株式會社.....三四一
        - 五 日伯拓殖株式會社.....三四一
        - 六 東山農事會社.....三四一
        - 七 野村農場.....三四一
      - 第二 アルゼンチン.....三四一

日亞拓殖株式會社

第三 べル ..... 三四

一 秘露棉花會社 ..... 三四

二 レテス農事會社 ..... 三四

三 星製藥會社 ..... 三四

第二目 南洋方面 ..... 三四

第二節 海外拓殖事業の指導に關する施設 ..... 三四

第一 海外に於ける事業經營地の調査 ..... 三四

第二 海外に於ける拓殖事業會社の助成 ..... 三四

第三 技術的指導者の配置 ..... 三四

## 第一編 拓 務 省

### 第一章 設置の沿革

明治二十八年四月、日清媾和條約に依り臺灣が我が國の領有に歸すると共に同年六月内閣總理大臣の監督の下に臺灣事務局を置き臺灣に關する政務を管理せしめ、又臺灣に總督府を置き民政事務を掌理せしめた。

其の後明治二十九年四月先進國の例に倣ひ植民地に關する事務を獨立の一省の下に置かんとする主旨より拓殖務省が新設せられたが當時の輿論は未だ其の必要を感じなかつたことと財政緊縮とに依つて同三十年八月に至つて廢止せられ再び臺灣事務局が復活せられた。更に又同三十一年十月臺灣事務局は再び廢止せられ、臺灣に關する事務は内務大臣官房の所管に屬せしめられた。

其の後明治三十七八年戰役の結果南樺太が我領に歸し關東州亦我租借地となり、韓國に對する我が保護權が確認せられるに及び明治四十三年六月内閣總理大臣直屬の下に拓殖局が設置せられた。

然るに其の後大正二年六月に至り再び行政整理の爲拓殖局は廢止せられ爾來臺灣、朝鮮、樺太に關する事務は内務省地方局拓殖課に於て、又關東州に關する事務は外務省政務局に於て主掌せられて來たのであつた。

大正六年七月再び殖民地統治の中央機關として内閣直屬の拓殖局が設けられ、朝鮮、臺灣、樺太及關東州に關する事務並に南滿洲鐵道株式會社に關する事務を統括せしむることとなつた。

其の後大正十一年十月更に拓殖局を拓殖事務局と改めたが大正十三年十二月三度目に又拓殖局と改められ内閣の一部

局となるに至つた。

斯の如くに朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島の統治に關する事務を中央に於て統括する機關は幾多の變遷を経たのであつたが昭和二年十一月拓殖省設置準備委員會が内閣に設置せられ爾來右委員會は幾多の研究を重ね殖民地行政及移民の保護獎勵並に邦人の海外拓殖事業に關する事務を一省の下に集める方針が確立されるに至つた。

斯くして第五十六回帝國議會に於ては昭和四年度豫算中に拓殖省所管豫算金七百九十八萬二千七百二十一圓が可決せられ同六月十日拓殖省官制公布せられ茲に拓殖省の設置を見るに至つた。

## 第二章 設置の趣旨

朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島等の統治に關する事務を中央に於て統括する機關は從來は内閣總理大臣の下に拓殖局があつたばかりで其の組織も小さく此等地域の統治に關する事務の大綱を統べることに付ては遺憾の點が少くなかつた。

内閣總理大臣は此等地域の統治事務を統括するの任に在つたが他方に於て行政各部の統一を圖り庶政變理の衝に當る責任を有して居るので到底専心して此等地域の利害に關し十分なる考慮を加へ國策の樹立及遂行を圖る上に完全を期することが出来なかつた。

因つて政府は茲に特に一省を設け主務の大臣を置き以て中央に於て此等地域の利害を代表せしめ一層之が統治事務の進暢を圖ることとなつたのである。

拓務省に於ては尙南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督することとなつてゐるが此の二つは共に日本

有數の特殊有社であつて南滿洲鐵道株式會社は南滿洲鐵道の外、各種の事業を經營して、同地方の經濟的發展に多大の貢獻を爲しつゝあり又東洋拓殖株式會社は朝鮮及滿洲其の他に於て、農事の經營及農業其他に對する金融を爲し邦人の海外發展に重要な役割を演じつゝあるが拓務省は之が監督官廳として社業の改善發達を圖り其の本來の使命を盡さしめる任務を有してゐるのである。

又拓務省に於ては移民の保護獎勵に關する事務を行つてゐるが元來移民は出移民國の社會的事情に於て將又入移民國の經濟的事情に於て相互の必要に應ずるものとして洵に結構なる事柄であるが其の取扱並に保護指導の方法に於て、一度誤があると殆ど取返しつかない損害を移民出入兩國に與へるのみならず、移民をして異郷の空に哭かしむる様なことが出来るので從て移民の保護指導に關しては特に圓滑なる事務上の連絡と、經驗と、熟練と、不斷の注意とを必要とすることは云ふ迄もないことである。

然るに從來我國に於ける移民事務の行政機關を見るに朝鮮移住の獎勵に關しては社會局の主管に屬し、樺太移住に關しては専ら樺太廳の主管とせられ海外移住に關しては社會局及外務省に於て國內と國外との地域に於て分擔するといふ有様で極めて複雑多岐に分れ、其の間十分の連絡を缺き、ために其の圓滑なる運用を期することが出様ない様な状態であつたのである。従つて之等の移民に關する事務を統一し、以て時代の進運に適應し、且移民事務の統制を計り、之が圓滑なる發達と國際平和の増進を期することも拓務省新設の重要な使命の一である。

拓務省は尙海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌る任務を有してゐる。

我國は國土狹少で剩へ天然資源が極めて貧弱である爲國民の富を増大し其の生活を安定せしむるに就いて最も密接なる關係ある各種産業の發達及貿易の促進を圖る上に於て甚だ不利なる状態に置かれて居り現に産業の發達に必要な各種



の重要な工業原料は殆ど之を海外より輸入し輸入総額の五割を占めて居る有様である。故に海外に於ける確實優良なる原料生産地と圓滿密接なる關係を結ぶことは我國民生活上極めて必要なることである。最近、邦人の海外に於ける拓殖事業の發展は稍見るべきものがある様であるが尙之を歐米諸國のそれに比すれば甚だ微々として振はないと云はざるを得ぬ、加ふるに海外拓殖事業に關する事務は從來は外務、商工、農林各省に分擔せられ其の間の連絡統一に於ては缺くるところが少なくなかつた。拓務省の一つの使命は之等海外拓殖事業を統一的に指導獎勵し國運の進展に寄與せむとするところにも存するのである。

### 第三章 組織と權限

拓務省は各省官制の通則に依るの外、朝鮮部、管理局、殖産局及び拓務局の一部三局に分れてゐる。朝鮮部に於ては朝鮮總督府に關する事務を掌り、管理局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外一般的に臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳に關する事務及拓務大臣の定むる地域に於ける移殖民の保護指導に關する事務を掌る。殖産局に於ては臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳の産業、交通、通信、金融、租税及專賣に關する事務並に南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務の監督に關する事務及拓務大臣の定める地域に於ける海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌る。拓務局に於ては他局の主管に屬するものを除くの外一般的に移殖民に關する事務及海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌る。

拓務省官制第一條に依れば拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理し南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督する權限を有してゐる。又拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外移殖民に關する事務及海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理し此の事務に付ては外務大臣を経由し領事官を指揮監督することが出来る。拓務省官制及拓務省分課規程は左の通りである。

#### 拓務省官制 (昭和四年勅令第五百五十二號)

第一條 拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ南滿洲鐵道株式會社ノ業務ヲ監督ス

拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外移殖民ニ關スル事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス  
拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シ領事官ヲ指揮監督ス

第二條 拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク

朝鮮部

管理局

殖産局

拓務局

第三條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 朝鮮部ニ部長ヲ置ク拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第五條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務
- 二 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事務

第六條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務
- 二 南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務
- 三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事務
- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

第八條 拓務書記官ハ專任十五人ヲ以テ定員トス

第九條 拓務省ニ事務官專任九人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條 拓務省ニ技師專任十三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條 拓務省ニ理事官專任三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 拓務省ニ通譯官專任四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第十三條 拓務屬ハ專任八十二人ヲ以テ定員トス

- 第十四條 拓務省ニ技師專任三十人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
- 第十五條 拓務省ニ通譯生專任十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス
- 第十六條 第十條及第十四條ノ職員ハ之ヲ外國ニ駐在セシメ帝國領事館附ヲ命スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年勅令第七十九號及大正九年勅令第五百十號ハ之ヲ廢止ス

拓務省分課規程

第一條 大臣官房ニ秘書課、文書課及會計課ヲ置ク

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機密ニ屬スル事項
  - 二 官吏ノ進退身分ニ關スル事項
  - 三 敘位敘勳及褒賞ニ關スル事項
  - 四 儀式典禮ニ關スル事項
  - 五 大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
- 第三條 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項

- 二 各部局課成案文書ノ進達ニ關スル事項
- 三 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
- 四 圖書及印刷物ニ關スル事項
- 五 翻譯ニ關スル事項
- 六 官報掲載ニ關スル事項
- 七 拓務ニ關スル資料ノ一般の調査及情報蒐集ニ設スル事項
- 八 宿直ニ關スル事項
- 九 他部局課ノ主管ニ屬セサル事項

第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 一般會計及所管特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
- 二 經理ニ關スル事項
- 三 國有財産及物品ニ關スル事項
- 四 會計ノ監査ニ關スル事項
- 五 營繕ニ關スル事項
- 六 備人ニ關スル事項
- 七 廳中取締ニ關スル事項

第五條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 朝鮮部ニ於テハ左ノ事務ヲ置ク

- 第七條 第一課ニ於テハ他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第八條 第二課ニ於テハ朝鮮總督府ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第九條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項
  - 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

第十條 管理局ニ第一課及第二課ヲ置ク

第十一條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府及南洋廳ニ關スル事項
- 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

第十二條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外關東廳及樺太廳ニ關スル事項
- 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

第十三條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項
- 二 南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 別ニ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十四條 殖産局ニ第一課及第二課ヲ置ク

第十五條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ産業及金融ニ關スル事項
- 二 東洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 別ニ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ産業及金融ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項

第十六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳ノ交通、通信、租稅及專賣ニ關スル事項
- 二 南滿洲鐵道株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

三 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外別ニ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十八條 拓務局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第十九條 第一課ニ於テハ移植民ノ獎勵ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十條 第二課ニ於テハ他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ保護指導及移民收容所ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十一條 第三課ニ於テハ他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ掌ル

附 則

本規程ハ昭和四年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

(附)

拓務省豫算表

(昭和四年度十ヶ月分)

第一款 拓殖本省		歳出經常部
第一項 俸給		三二七、六四九
第一目 勅任俸給		三四、八三一
第二目 奏任俸給		一一〇、五四九
第三目 判任俸給		一〇三、三三三
第四目 在勤加俸		五〇、〇四一
第五目 妻加俸		一八、八九五
第二項 事務費		五二六、〇二二
第一目 備品費		三三、一三三
第二目 圖書及印刷費		一三、〇九二
第三目 筆紙墨文具		一〇、八〇九
第四目 消耗品		八、三〇八
第五目 通信運搬費		七、六〇八

第六目	各所修繕	四、一六六
第七目	內國旅費	三八、八三三
第八目	外國旅費	一九一、七八三
第九目	海外在勤者及家族旅費	三五、〇〇〇
第十目	給與	一〇、二二八
第十一目	雇員給	四九、七〇〇
第十二目	傭人料	二六、七九〇
第十三目	被服費	一、八六二
第十四目	渡切費	四六、六六六
第十五目	接待費	三、三三三
第十六目	雜費	四五、七一
第三項	機密費	八三、三三三
第一目	機密費	八三、三三三
第二款	諸支出金	八、三三一
第一項	諸支出金	三、八七五
第一目	死亡賜金	四一
第二目	官吏療治料	

第三目	死傷手當	二五〇
第四目	死亡手當	二、〇八三
第五目	賠償金	一、六六六
第六目	訴訟費	四一六
歲出臨時部		

第一款	營繕費	一〇八、一五五
第一項	神戶移民收容所廳舍増築費	一、八八五
第一目	事務費	一〇六、二七〇
第二目	工事費	
第二款	移民收容所	
第一項	俸給	一〇、七九二
第一目	奏任俸給	四、二六七
第二目	判任俸給	六、五二五
第二項	事務費	三三、二八〇
第一目	廳費	三、九九八
第二目	各所修繕	六六七
第三目	內國旅費	二、一九〇

第四目	雜給及雜費	二六、四二五
第三項	移民收容費	七六、一〇四
第一目	廳費	三五、四八〇
第二目	雜給及雜費	四〇、六二四
第三款	移殖民保護及獎勵諸費	
第一項	移殖民保護獎勵費	二、七四一、八二六
第一目	事務費	一〇五、〇七一
第二目	海外移殖民保護獎勵費	二、五三五、六五五
第三目	内地移住獎勵費	三七、八〇〇
第四目	調査費	六三、三〇〇
第二項	生産資金貸付金	一五〇、〇〇〇
第一目	海外移住組合聯合會貸付金	二五〇、〇〇〇
第三項	補助費	三四六、〇〇〇
第一目	補助費	三四六、〇〇〇

## 第二編 所管地域

### 第一章 地理

#### 第一節 位置、地勢及氣候

##### 第一 朝鮮

一 位置 朝鮮は亞細亞大陸の東部に斗出して居る一大半島で東經百二十四度十一分より百三十度五十六分、北緯三十三度六分より四十三度の間に位して居る。即ち東は日本海に面し、西は黃海に臨み南は朝鮮海峽を隔て、九州及び中國地方に對し北は鴨綠江及び豆滿江に依り滿洲及び露領に界して居る。その面積は約一萬四千方里で、本島より稍小やう。

二 地勢 朝鮮の地勢は蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南に連つて北方の國境を擁し其の一脈は南に延び東海岸線に沿ふて走り以て半島の脊梁を成して居る。この脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして大川、平野は少いが其の以西は比較的傾斜緩漫で處々に平野開け、鴨綠江、洛東江、大同江、漢江等を始め大小の河川多く舟楫の便と灌漑の利に富んで居る。尙南部及西部海岸は幾多の岬灣出入して良港を形成し釜山、仁川、木浦等は此の海岸線上に在る。

三 氣候、風土 朝鮮の氣候は大陸つゞきの爲北部地方は概して所謂大陸的氣候で寒暖の差が甚しい従つて冬期は随分寒さが嚴しい。然し夏期の氣候は極めて高く内地に比して更に高温である。例へば稻作期間中の温度の如きは甚だ高温で且日照時間が多い。而して南部地方は内地と同様に氣候は温和である。今内地と同緯度地方の氣候状態の比較を見れば左の通である。

内地と朝鮮の氣候比較表 (昭和三年)

同緯度地方	最高 度(攝氏)	最低 度(攝氏)
(木) 東浦	三二・五	零下九・二
(京) 京城	三二・二	〃 五・六
(山) 山城	三五・二	〃 一二・二
(平) 澤壤	三四・八	〃 一四・六
(水) 澤壤	三四・四	〃 二六・〇
	三二・五	〃 一九・四

内地と朝鮮の日照時間數比較表 (昭和三年)

(同緯度地方年晝時間に對する日照時の百分率)

(木) 東浦	四三八
(京) 京城	四五四
(山) 山城	三五七
(平) 澤壤	三六〇
(水) 澤壤	三六〇

### 第二 臺灣

一 位置 臺灣は我國の南端に位する一大島で北緯二十一度四十五分から二十五度三十八分に互り東經百十九度十八分から百二十二度六分に達し周圍は約四百里位で其の面積は二千三百方里で九州、樺太と相似て居る。

二 地勢 地形は東西に狭く南北に廣い。又東海岸は屈曲が少い。中央山脈は中央部を南北に縦走するが其の中央から西方に分岐するものにシルビヤ山脈、水社山脈がある。北端に近く大屯火山系、東部海岸には中央山脈に平行して海

岸山脈がある。全島總面積の約三分の二は實に山嶽地帯であつて而も此等の山脈中には海拔一萬尺以上の高峰が四十八座ある。

かく南北を貫通する中央山脈は本島の地勢を自づから東と西に兩分し、東部では海岸山脈との間に一條の平野を開くのみで、斷崖は直ちに海に接し平野は少ないが西部の方は一目茫々たる所謂西部平野を成し濁水溪、大甲溪等が其の間を貫流し臺灣の主要産業をなす農産物を此の間から豊富に産出してゐる。

三 氣候、風土 臺灣は北回歸線が島の中央部を横斷して居るので當然亞熱帯に屬する従つて冬でも高山の外は雪も降らず、稀に結霜することがあつても極めて稀れで氣温も氷點以下に降つた事は領臺後僅か二回あつたのみである既往各年に於ける平均最低氣温は極北基隆が六十六度極南恆春が七十一度其の日數は内地の十分の一以下であつて北部の寒い季節でも尙佛桑花の眞紅な花などが美しく咲いて四季草花は絶えず常盤なる山野の美景と相俟つて臺灣情調を添へて居る。而して氣温九十度以上の日數は東京の二十七、八日内外なのに較べて臺北は七十日乃至百日に達する事がある。

然し同じ九十度と云つても内地の九十度より臺灣のそれは遙かに凌ぎよい、それは主として海軟風、驟雨などの關係に因るものである。

### 第三 樺太

一 位置 樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び西は間宮海峡を隔てて沿海洲に對し東經百四十四度五十五分から百四十一度五十一分まで南端は北緯四十五度五十四分に位し北部は北緯五十度を以て露領樺太に境する。

## 二 地勢

樺太は地貌及地質に由り之を三地帯に區別する事が出来る。

**西部山地帯** 西部山地帯の背骨を成す所謂西樺太山脈は概ね南北に延び平頂を有して幾條かの深谷を以て南北に連続して居る。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地が蜿蜒として起伏して居る。

**東部山地帯** 東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没して居るので自然南北に分れる。本地帯の南半には海拔三千五百尺の鈴谷山峯を有する鈴谷山脈その背骨と爲り南は楠溪高と爲り東南は富内、地邊瀆等の諸湖を湛へた遠洲低地に依つて斷絶して居るが再び中知床半島を起して南走してゐる。

**中央凹地帯** 中央凹地帯は其の大部分所謂ツンドラと稱する一種の低濕地で厚層の泥炭上に厚い鮮苔類密生し倭小な落葉松點々と疎生するのみで沼澤多い階段的な平地である。然し幌内河畔の兩側及其の支流の兩岸には柳、どろ、落葉松叢生し或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯の如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒涼な濕地であるけれども其の地方に住居するオロチヨン及びギリヤークにとつては馴鹿の好放牧地である。尙榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約二十二里に亘る平野は土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村が處々に發達して居る。而して河川の主なるものは概ね南或は北に流れてゐる。

**三 氣候、風土** 本島は其の沿岸が寒暖二種の海流に洗はれ内部は二條の山脈之を縦貫し、近くアジア大陸の影響をも受けて居る。此を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はれる爲に比較的溫暖であるが北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷であり中部は山脈に囲まれてゐる爲に大陸氣候を呈し寒暑の差が甚しい。而して世界同緯度の地に比べて氣溫の低いのは近海に暖流の勢ない爲めと且主としてアジア大陸の影響に因る。年平均氣溫は本島の五度二分から數香の八分の間に在る。(昭和三年)

## 第四 關東州及び南滿洲鐵道附屬地

### 一 位置及地勢

關東州は遼東半島の尖端に位し東は黃海に西は渤海に瀕して居る。我租借地は東經百二十度五十八分より百二十三度十三分其の緯度は北緯三十九度一分より三十九度三十四分に及ぶ。その面積は二百二十四方里である。州内は丘陵起伏し平地に乏しく河川は流域狭少にして水運の便がない。黃海に面する部分は比較的海岸線の出入多く大連旅順の如き良港に富み沿岸の平沙淺洲は概ね鹽田の築造に適してゐる。

南滿洲鐵道附屬地は大連長春間四百三十八哩、奉天安東間百六十一哩其の他の諸線等蜿蜒六百九十餘哩に渉る。鐵道用地で其の面積は十七方里である。即鐵道沿線の附屬地の境域は州外に於ては鐵道の兩側を合せ大約六十二米である。勿論市街地其の他の特殊の事情ある地方に於ては廣潤な境域を有して居る。

而して我行政權の活動區域は前記の如く關東州及鐵道附屬地の面積合して二百四十一方里に過ぎない。けれども滿洲に於ける政治、經濟等の中心地は皆此の沿線若くは其の附近に位してゐる爲に附屬地は宛然滿洲のあらゆる勢力の中樞地帯たるの觀がある。

### 二 氣候、風土

滿洲の氣象は沿海一帯の地に於て多少海洋の影響を受くるも概して大陸的氣候の特色を現はし、特に冬期氣壓は滿洲一帯に亘り著しく高度に昇り此の際偶々黃海、東海方面に低氣溫の存在することあらば氣層の傾度は忽ち急峻となり乾燥強烈なる北風數日に亘つて連吹し北部内地に於ては零下三十五度下に降る事がある。比較的溫暖である關東州附近に於ても零下二十度前後に降り附近海面の一部は凍結し屋外の作業に困難を覺えることがある。

## 第五 南洋群島

### 一 位置、地勢

小笠原諸島の南、赤道以北の太平洋中に幾多の島嶼の星散分布するものが即ち南洋群島で東經百三十



一度十一分より百七十二度七分北緯一度四分より二十度三十二分に及び其の包容する海面は東西二千五百哩、南北一千二百哩に亘つて居る。全群島島嶼の數約六百二十三の多きに達するも其の總面積は僅に約百四十方に過ぎない。(略東京府の面積と同じ)。而して島嶼の多くは狭小であつて、大なるものも漸く二十四方里を出でないので特に各島の地勢として云ふべき處がない。強いて概観すれば地勢は一般に急峻であるが山嶽の高きものも二千五百尺を限りとし河川も亦溪流であつて鹽分を含み舟楫の便はない。唯所在の島嶼が多くは相叢つて居るので其の間の水運の便は極めて自由である。而して群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩に依つて形成されて居る。尙一般に南洋群島は海鳥の生棲するもの多く諸處に燐鱗を産するを見ても到る處多少の燐酸分を含有するもの如くで農作物及林木の成長は良好であるが日光の直射強く驟雨強烈を極むるを以て伐跡地其の他山火事等の爲一度裸地となれる處は人工的に保護せらるるにあらざれば地力減退し恢復頗る困難である。

斯る理由に依つて各島若干の無立木地があつて僅に羊齒類の繁茂する處も少くない。

二 氣候、風土 南洋群島は其の位置赤道に接し全管内悉く熱帶圈内に在るを以て他の温帶地の如く四季の別がない。即ち一年を通じて温帶の夏期の氣候にして所謂「常夏の國」である。而してスコール(Squall)多く、純然たる海洋性氣候に屬し其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて少い。尙全群島一般に殆んど氣温相等しく又一年を通じて變化極めて少い。一年中の最高温度は概ね攝氏三十度位であつて一年中の温度の差は僅かに四乃至六度に過ぎない。尙南洋群島は内地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地であるけれども管内に於ける氣象變化は僅少で偶々颱風を發生すべき變化を起すことはあるが其の低氣壓幼年期に屬するものが多い爲め暴風に達することは稀である。

## 第二節 住民

### 第一 朝鮮

一 住民 朝鮮に於ける現住民を大別すれば内地人、朝鮮人、支那人及其他の外國人で昭和三年末の現在數は左の通りである。

	戸數	人口
朝鮮人	三、四八九、三四四	一八、六六七、三四四
内地人	一一二、七七三	四六九、〇四三
支那人其の他外國人	一四、七七二	五三、三二二
合計	三、六二六、八八九	一九、一八九、六九九

二 増加及密度 朝鮮に於ける人口の増加數を見るに左の通りである。

	内地人	朝鮮人	外國人
明治四十三年	一七一、五四三	一三、一二八、七八〇	一二、六九四
昭和二年	四五四、八八一	一八、六三一、四九四	五一、三二二
昭和三年	四六九、〇四三	一八、六六七、三四四	五三、三二二

尙朝鮮人のみに就いて過去十ヶ年間に於ける一ヶ年間の平均増加率は千人に對し一三・三一である。而して朝鮮に於ける一方里平均人口密度は一千三百六十四人にして内地の二千四百十三人、臺灣の一千七百十二人に比しては低い。(大正十四年十月一日國勢調査)

### 第二 臺灣

一 住民 本島の住民は内地人、本島人、蕃人、外國人の四つに大別せられる。外國人とは大部分支那人を云ひ、歐米人は極めて少数である。本島人とは支那から渡つて來たものの子孫で其の出身地に依つて閩族(福建地方住民)粵族(廣東地方住民)とに別れ前者は總人口の約七、八割を占め後者は前者よりも、おそく渡つて來たもので總人口の一割三分位に當り閩族からは客人と呼ばれて居る。閩族は早くから海岸地方或は本島西部の平野を占め、これに反し粵族は移住がおくれたるため多く山地に近い僻地に住んでゐる。最後に蕃人は其の化育の程度に依つて蕃人を生蕃、化蕃及熟蕃とに名稱上は別たれるが種族的には全く同一のものであつて其の數も少い。

二 増加及密度 次に臺灣の人口及其の増加數を見るに左の通りである。(昭和三年)

	内地人	本島人	生蕃人	外國人	合計
明治三十八年	五九、六一八 <sup>人</sup>	二、九七九、〇一八 <sup>人</sup>	七六、四四三 <sup>人</sup>	八、二二三 <sup>人</sup>	三、一二三、三〇二 <sup>人</sup>
昭和二年	二〇二、九九〇	四、〇〇九、二一七	八六、八四〇	三七、九五三	四、三三七、〇〇〇
昭和三年	二一一、二〇二	四、一〇〇、二六二	八六、二五六	四〇、三六四	四、四三八、〇八四

而して一方里當の人口は一千七百七十二人である。(大正十四年國勢調査)

### 第三 樺太

樺太に於ける住民は内地人、朝鮮人、土着人及外國人の四種に分つ事を得る。土着人はアイヌを主とし其他キーリン、オロツコ、ニクブン及サンダーがある。彼等は従順にして文化極めて低く到底社會の競走場裡に互立し得ないので農業、漁業其の他に關して特殊の制度を設けて此を保護し、其の生活の基礎を安固ならしめると共に農耕を奨励して自活の思想を養ひ、子弟に教育を授け、一面彼等の風習を尊重しつつ保護誘掖に努めつつある。然し其の人口増加率は低く

否却つて減少の傾きがある。サンダーの如きは既に其の跡を絶つた。今その概況を示せば左の通りである。

アイヌ	一、五三四 <sup>人</sup>
ニクブン	一一一
オロツコ	二九八
キーリン	五〇
内地人	一三三三、九三五
朝鮮人	四、三〇〇
外國人	二七四
合計	二四〇、五〇二

(昭和三年末)

而して本島全體の人口増加率は領有當初の明治三十九年末の人口一一、三六一人に比較すれば昭和三年末には一九二、一四一人に増加し實に二〇倍に達する。  
尙同島一方里の人口は八七人である。(大正十四年十月一日國勢調査)

### 第四 關東州及南滿洲鐵道附屬地

管内は南滿洲鐵道附屬地を合して僅かに二百四十方里である。該地域は滿洲に於ける政治、經濟上の樞要地帯なる爲め戸口逐年異常に増加し昭和三年末の現在では内地人の二〇五、六九九人、朝鮮人の一一、八六六人、支那人の九五、二七七人、外國人二、二五〇人、合計一、一七二、〇九二人に及ぶ。

而して其の密度の如きも一方里當り四千三百七十二人で内地の二千四百十三人に比較すれば極めて稠密である。(大正十四年國勢調査)

其の増加數を見るに左の通りである。

	内地人	支那人	外国人	計
明治三十九年	一六、六一三	三六八、一〇三	三九	三八四、七五五
昭和二年	一九〇、八〇四	九〇九、一三三	二、一八五	一、一〇二、一二二
昭和三年	一九八、〇六四	九五一、二七七	二、二五〇	一、一五一、五九一

### 第五 南洋群島

南洋群島に居住する種族に就いては諸説區々である。或は西方馬來半島より東進したものと傳へられ又或は南方「ポリネシア」族の北進したるものとも稱せられる。人種學上總稱して「ミクロネシア」族と呼ぶるもの最も多きを占むるが固より一定して居ない。

寧ろ數種族の混血せるものであらう。然も各群島甚しいのは同一群島内にある島嶼にして猶種族の異なるものがある。従つて彼此言語風俗を異にして居るが大別して「カナカ」族及「チャモロ」族の二種族とする。前者は「ミクロネシア」族の一部で後者は「カナカ」族と白人との混血なりとも謂はれる。而して「チャモロ」族の本據は「マリアナ」群島、西部「カロリン」群島に屬する「ヤツア」「パラオ」に住む。

昭和三年十月一日に於ける人口總數は六萬一千八十八人にして内島民四萬八千五百四十五人、邦人一萬二千四百六十人、外國人八十一人である。而して島民人口四萬八千五百四十五人中「カナカ」族の人口四萬五千四百五十人にして其の大

部分を占め、「チャモロ」族は僅に三千九十五人に過ぎない。尙邦人は、大正三年領有當時は僅に數十名に過ぎなかつたが其の後漸次其の數を加へ昭和三年十月一日には男七千九百八十九人、女四千四百七十一人、計一萬二千四百六十人に達する。其の大部分は「サイバン」支廳管内に居住し多くは農業に従事する者である。

## 第二章 行政組織

### 第一節 官制梗概

#### 第一目 朝鮮

##### 第一 朝鮮總督府

朝鮮總督府は朝鮮に於ける中央行政府であつて其の最高行政官廳は總督である。

##### 一 朝鮮總督

朝鮮總督は大正八年の官制改正以前は單に政務を統轄するに止らず兵權をも併せ有して居つた爲、總督は陸軍又は海軍の大將を以て之に任ずるの制であつた。

大正八年の官制改革に依り、總督に對する兵權の委任を除き、隨て又總督は陸軍又は海軍の大將たるを要しないこととなつた。

而して現行制度に於いては朝鮮總督は(一)諸般の政務を統理し、(二)朝鮮に於ては法律を要する事項は朝鮮總督の命令(制令)を以て之を定むる事を得。(明治四十四年法律第三十號朝鮮に施行すべき法令に關する件)且一般總督府令を

發し之に一年以下の懲役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附するの權を有し、(三)安寧秩序の保持の爲必要ある場合は朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求する事を得。(四)所部の官吏を統督し奏任文官の進退及所部文官の敘位敘勳は内閣總理大臣を経て上奏する等の權限を有して居る。

## 二 補助機關

朝鮮總督の補助機關としては政務總監、局長、部長、參事官、秘書官、事務官、技師、屬及技手等があり政務總監は親任官であつて總督を補佐し府務を統理し、各部署の事務を監督する。

## 三 中樞院

中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所であつて兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する調査を行ふ。中樞院には議長(政務總監を以て之に充つ)副議長(親任待遇)顧問(親任待遇)及び參議(勅任又は奏任待遇)等を置き議長の外は朝鮮人中の達識の士を採り總督施政の諮詢に應ぜしめ以て民意の暢達に資して居る。

## 第二 地方行政機關

朝鮮は之を十三道に分ち、更に十二府、二百十八郡、二島に區分し而して郡及島は二千四百六十九の面から成り立つて居る。

### 一 道

道は地方行政組織の第一次のものであつて其の最高行政官廳は道知事である。

道知事は殆んど内地の知事と地位權限を等しくし、獨任制の官廳であつて郵便局等特殊の官廳の權限に屬せしめられたるものを除くの外、道内一切の行政を管理擔任するものである。同時に管内の行政事務に關して職權又は委任の範

圍に於て道令を發し之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附する事が出来る。道には知事官房、内務部、財務部及警察部を置く。

其の他道には多數の補助機關がある事は内地の府縣と同様であるが、朝鮮特有なものとして參與官がある。之は勅任又は奏任の官であつて専ら朝鮮人を以て之に任じ、道知事の諮詢に應じ又は臨時命を受けて事務に服するものである。

### 二 府、郡、島

此等は等しく朝鮮地方行政組織の第二次的のものであつて、其の行政官廳を府尹、郡守又は島司と云ふ。

府尹、郡守、島司は道知事の指揮監督を受け法令を執行し、管内の行政事務を管理し、部下の官吏を指揮監督する獨任制の一般官廳である。府尹はあたかも官選市長とも云ふべきもので、郡守は内地に於ける往時の郡長と同様なものである。

又島司は法令に依り又は知事の委任ある事項に就き、島令を發する事が出来る。

### 三 面

面は第三次の地方行政組織であつて、郡及島にのみ存する。其の行政官廳を面長と云ひ、判任官又は奏任待遇の準官吏を以て構成する獨任制のもので、郡守、島司の指揮を受け、面内の行政事務を補助執行する。而して其の任免は道知事の權限に屬する。

## 第三 警察制度

朝鮮の警察制度は大正八年に至る迄は憲兵警察の制を採り、朝鮮駐劄の憲兵司令官である將官を以て朝鮮の警務總長とし各道の警務部長も憲兵佐官を以て之に充て、警務總監部、警務部及警察署は總て一般の行政とは其の系統を異にした

が大正八年八月の官制改革に依つて總督の兵權を除くと共に、警察制度に就ても憲兵警察を廢して文官警察の制を採り、警察事務も亦一般行政と同様に之を總督及道知事の權限に屬せしめた。(大正八年勅令三八七號に依り改正) 即ち現行警察制度に於ては、總督府に警務局を置き、警務局長は總督及政務總監の命を承け警察及衛生に關する事務を掌理し道知事及警察官を指揮監督する。而して地方各道には警察部を置き、道事務官を以て警察部長に充て各府、郡、島には警察署を、其の下に派出所、駐在所、出張所なる警察機關を配置し各々警察及び衛生事務を掌らしめて居る。

#### 第四 司法制度

朝鮮に於ける司法制度は種々の變遷を経て、明治四十五年朝鮮總督府裁判所令の改正に依つて茲に三審三級制の司法制度が確立した。其の組織は地方法院、覆審院及高等法院から成り必要に應じて地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲め地方法院の支廳を設置し次で大正三年朝鮮不動産登記令の施行に伴ひ地方出張所を設置して専ら登記及公證事務を取扱はしめて居る。

即ち朝鮮總督府裁判所は朝鮮總督に直屬し朝鮮に於ける民事刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌り(朝鮮總督府裁判所令第一條) 此れを構成する地方法院は民事及刑事に付第一審裁判を行ひ且非訟事件に關する事務を取扱ふ。(同第三條第一項) 又覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告を、高等法院は地方法院及覆審法院の裁判に對する上告並覆審法院の裁判及地方法院の爲した上告棄却の決定に對する抗告に付ての裁判並に裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふものである。(同第三條第二項)

而して地方法院は原則として單獨判事を以て、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て構成する部に於て合議して裁判をする。(同第四條參照)

尙各裁判所に検事局を並置し地方法院支廳を設置したるときは其の支廳に検事分局を並置する。(同第九條參照) 而して高等法院は京城に、覆審法院は京城、平壤、大邱に、地方法院は京城以下十一箇所に設置してある。

### 第二目 臺灣

#### 第一 臺灣總督府

臺灣總督府は臺灣に於ける中央行政府であつて其の最高行政官廳は總督である。

其の官制は數次の改正の後大正十三年及同十五年の改正に依つて部局の廢合が行はれて現行官制となつた。

##### 一 臺灣總督

臺灣總督は親任官であつて、(一) 拓務大臣の監督を受け諸般の政務を統理し、(臺灣總督府官制第三條) 臺灣に於ける貨幣、銀行、擔保附社債信託、關稅及粗製樟腦、樟腦油專賣に關する政務に付ては大藏大臣、郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣の監督を受ける。(臺灣總督府官制第三條明治三十年勅令第九號、同二十九年勅令第八十六號)。

(二) 臺灣に於て法律を要する事項も臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り臺灣總督の命令(律令)を以て之を規定することを得。(大正十年法律第三號臺灣に施行すべき法令に關する法律) (三) 總督は其の職權又は特別の委任に依つて總督府令を發する事を得、其の府令には一年以下の懲役、禁錮若は拘留又は二百圓以下の罰金若は科料の罰則を附せることが出来る。(同官制第五條) (四) 安寧秩序の保持の爲必要と認むるときはその管轄區域内に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得。(五) 尙處分其の他の行政行爲を爲し知事又は廳長其の他の下級官廳を指揮監督し。(六) 拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て所部文官の級位敘動を上奏し、又所部の官吏を統督する等である。

##### 二 補助機關

臺灣總督の補助機關として總務長官、局長、事務官、警視その他があつて、總務長官は全局補助で他は部局補助である。

### 三 臺灣總督府評議會

臺灣總督府評議會は臺灣總督の監督に屬し廣く民意を徵する爲設置せられた總督の諮問機關である。

其の諮問事項は律令案のみならず一般重要事項に及び會長は臺灣總督、副會長は臺灣總督府總務長官を以て之に充て會員は臺灣總督府部内の高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中から臺灣總督之を命ずる。(臺灣總督府評議會官制参照)

## 第二 地方行政機關

臺灣總督府地方官官制に依つて全管内が五州三廳に分たれ州は比較的文化高き地方であり、廳は然らざる地方である。

各州は地方行政區劃であり、官署であると同時に臺灣州制(大正九年律令第三號)に依つて各州が公法人格を有する地方團體であるが、廳は三廳を通して一の廳地方費を設けて之を法人たらしめて居るの差がある。(臺灣廳地方費令大正九年律令第四號)

### 一 州及廳

州及廳は第一次の地方行政組織であつて、其の最高行政官廳は州知事又は廳長である。

州知事又は廳長は臺灣總督の監督を受ける其の下級官廳である。共に獨任制で唯前者は勅任官、後者は奏任官を以て構成する。

州知事又は廳長の所管事務並職權は府縣知事(朝鮮道知事)に於けると大體同様であつて唯其の命令を州令又は廳令と云ひ、州令には二月以下の懲役若しくは禁錮、拘留、七十圓以下の罰金又は料金の罰則、廳令には拘留又は料金の罰則を附する事を得。又所部の奏任官の功過は之を臺灣總督に具狀し、判任官の進退は州知事之を專決し、廳長は之を總督に具狀する。

州知事又は廳長は管内に於て靜謐を維持するが爲めに兵力を要する場合には之を總督に具狀し、總督は其の必要の有無を裁量して其の權限に基いて兵力の使用を請求する。

州知事及び廳長の兩者に共通する補助機關としては、地方理事官、地方警視、視學、屬、警部、技手、通譯、警部補、稅務吏、森林主事、警察醫、巡查等があり此の外州知事の補助機關には事務官及び地方技師がある。

更に臺北州及高雄州に港務部を置き州警務部長を以て之に充て部務を掌理せしむる。

### 二 市、郡、街、庄、區

州に在つては市及郡、廳に在つては街、庄及區が各々其の第二次地方行政組織を爲して居る。

### イ 市及郡

市及郡に在つては市尹又は郡守が其の行政官廳であつて其の地位及び職權は朝鮮に於ける府尹、郡守と同様であつて郡の數は四十五、市の數は七ある。此等の補助機關として市には助役があるの外視學、屬、技手等がある。(臺灣總督府地方官官制第三十三條、第三十六條以下参照)

### ロ 廳に於ける街、庄

臺灣總督は地方の狀況に依つて廳の下に街又は庄を置き(臺灣總督府地方官官制第四十六條参照)尙廳の管轄區域

内であつて街、庄を置かない所には區を置く。(大正九年勅令三六一號参照)  
 而して街、庄及び區の行政官廳を街長、庄長及區長と云ひ、管内の一般行政事務を掌理する。街長は奏任官又は判任官の待遇とし、庄長及區長は判任官の待遇とする。

#### ハ 郡に於ける街、庄

臺灣總督の指定する蕃地を除くの外郡の區域は更に街又は庄に分たれる。故に街又は庄は第三次地方行政組織であつて、其の行政官廳を街長又は庄長と云ひ、管内一般行政事務を取扱ふ。街長は奏任官又は判任官の待遇とし庄長は判任官の待遇とする。

### 第三 警察制度

#### 一 一般警察組織

明治三十三年第三代總督乃木大將の所謂「三段警備」の方法(一)による警察制度廢止以來種々の變遷を経て、大正九年の地方官制の改正に依つて現行警察制度が整へられるに至つた。而して各州には警務部、廳には警務課、郡には警察課、市には警察署を置く。其の下級警察機關として支廳、派出所、駐在所等があり、昭和二年末現在では警察署六、廳警務課三、郡警察課四五、支廳九、派出所九六八、駐在所五六七がある。

尙事務上は平地警察と蕃地警察との間に差異があり、駐在所は蕃地のみ配置してある。

【註】(一)「三段警備」の方法とは山地に居る土匪は軍隊が征服する事、村落の警備は警察其の任に當り、山間と村落との中間地は憲兵と警察官との協力警備に俟つと云ふ方法であつて、該制度は存續數箇月にして第四代總督兒玉大將の時に廢止となり同時に純然たる警察制度が布かるるに至つた。

#### 二 保甲制度

臺灣に於ては保甲條例(明治三十一年律令第二十一號、改正明治四十二年律令第五號)に依つて舊慣を參照して地方の安寧を保持せしむる爲保甲制度を設けた。

保甲制度は支那に於ける保甲の制度に則り一定の戸數に依つて保及甲と稱する隣保團結を編成し該團體内に於ける警察の下級補助機關として警察事務を行ふ事を以て其の主要なる任務となし兼ねて下級行政事務をも補佐せしむる。

其の組織は大凡十戸を以て單位として此れを甲と名づけ、大凡十甲を以て保とする。而して保には保正、甲には甲長を置き何れも公選の上保長は所轄郡役所、支廳又は警察官署を経て知事又は廳長の、甲長は保正を経て所轄郡守、支廳長、警察署長又は警察分署長の認可を受けた名譽職である。

保正は所轄郡守、支廳長、警察署長又は警察分署長の指揮監督を受け保内の安寧保持の任に當り甲長は保正の指揮監督を受けて甲内の安寧保持に任ずる。且保正及甲長は市尹、街庄長又は區長の指揮を受けて保内又は甲内に於て市尹、街庄長又は區長の職務を補助執行する。

又保及甲の人民をして相互に戒飾せしむる爲各々連座の責任を負はしめて居る。更に此の保甲の制度の目的を貫徹せしめる爲の補助機關として壯丁團がある。

壯丁團は一保毎に編成するのを通例とする。而して壯丁は區域内の居住民中十七歳以上五十歳未満の男子にして身體強壯健なる者を選抜し一朝事ある場合に警備の任に當るものである。

#### 第四 司法制度

臺灣總督府法院は臺灣總督に直屬し、民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌る。(臺灣總督府法院條例第一條)

其の組織は現在二院三審制であつて、高等法院及地方法院の二院がある。尙地方法院の管轄区域内には地方法院支部を又地方法院及地方法院支部の管轄区域内に出張所を置いて登記事務を取扱はしめてゐる。次に法院の構成を見るに地方法院は單獨部と合議部に、高等法院は覆審部と上告部とに分たれる。(同第二條参照)

地方法院單獨部は單獨制であつて、高等法院上告部の特別権限及地方法院合議部の権限に屬する事件を除き、其の管轄区域内に於ける民事、刑事に付第一審の裁判を爲し且非訟事件を取扱ふ。(同第三條参照)

地方法院合議部は判官三人の合議制で、高等法院上告部の特別権限に屬する事件及單獨部の管轄に屬するものを除くの外管轄区域内に於ける民事、刑事に付第一審としての裁判並第二審として地方法院單獨部の判決に對する控訴、決定及命令に對する抗告事件を取扱ひ、略内地の地方裁判所に相當する。(同第三條の二参照)

高等法院覆審部は内地の控訴院に該當するものであつて、判官三人の合議制で地方法院合議部の第一審判決に對する控訴並に高等法院上告部の権限に屬するものを除くの外、地方法院合議部が第一審として爲したる決定及命令に對する抗告並南支那に駐在する帝國領事官の爲したる裁判に對する控訴及び抗告に就いて裁判する。

高等法院上告部は判官五人の合議制で、終審として上告、高等法院覆審部の決定及命令に對する抗告及地方法院合議部が第二審として爲したる決定及命令に對する抗告、地方法院單獨部及合議部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告及び其の第一審として管轄に屬する事件の裁判等である(同第四條)。現在高等法院は臺北市に、地方法院は臺北市、臺中市及臺南市にあり、外に地方法院支部が三箇所、出張所三十二箇所ある。

### 第三目 樺太

#### 第一 樺太廳及其の地方行政機關

明治四十年勅令第三十三號を以て樺太廳官制公布され、從來の軍政は茲に廢止され、其の後數次の改正あり、今日に至つた。

樺太廳の最高行政官廳は樺太廳長官であつて、(一)拓務大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し部内の一般行政事務を管理する。但し郵便、電信及電話に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける。(二)尙長官は其の職權又は特別の委任に依つて廳令を發し之に三ヶ月以下の懲役若しくは禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附する事を得。(三)非常の場合には師團長に移牒して出兵を請求するの權を有し(四)所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は拓務大臣に具狀し判任官以下の進退は專決する。樺太廳長官の權限は其の性質、構成、職權、共助、代理、代位等大體府縣知事の權限と同じであるが前述の如く廳令に附し得る罰則は府縣令に比して重い。且本來各省大臣の命令に依るべきものを廳令に依らしむる事が多い點が異なる。更に樺太廳長官の補助機關としては部長、事務官、支廳長、警視、技師、視學、屬等がある。更に第二次行政組織として支廳がある。支廳長は支廳なる行政區劃内に於て一般行政事務を處理する。現在島内は豊原支廳以下七支廳に分かれ外に二支廳出張所がある。

尙第三次の行政組織としては町村があり大體北海道の町村に同じである。

#### 第二 警察制度

本島に於ける警察權は始め憲兵隊の執行する所であつたが樺太民政署の開設と同時に同署に移管する事となつた。爾來其の官制は幾多の變遷を経て大正二年に現在の警察部が設けられ長官の指揮監督の下に警察部長此れを掌理し、大正七年の官制改正に於ては支廳長から警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置して専ら警察及衛生の事



務の執行に任じ後昭和二年警察分署廢止され之を警察署に昇格せしめて今日に至つた。

かくて現在は警察部は警務課、保安課、高等警察課及警察官練習所の三課一ヶ所からなり、各地には警察署十二、警部補派出所三、巡查部長派出所二一、巡查派出所一一、巡查駐在所五七を配置し、巡查一人當りの人口は平均八一二人強である。(昭和三年末)

### 第三 司法制度

本島に於ける司法制度は他の所管地域と異り明治四十年軍政の撤廢と同時に司法事務は行政事務と全然分離し、司法省の管轄の下に統理され今日に至つて居る。

即ち裁判所の組織権限は内地と同一であつて、而して土人の外關係なき民事に關する事項及土人のみに對する刑事に關する事項は從來の慣例に依り其の訴訟手續は裁判所の便宜に従ふ。(大正九年勅令第二百二十四號樺太施行法律特例第一條参照)

### 條四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

#### 第一 關東廳及其の地方行政機關

明治三十九年勅令第九十六號に依つて關東都督府官制公布せらるゝに及んで軍政の廢止を見、更に大正八年の官制改正に依つて、純然たる文治行政機關たる關東廳が設置され、茲に都督は陸軍大將又は中將を以て任じ、政權と共に兵權をも委任せし從來の制が撤廢さるゝ事となつた。唯陸軍武官が關東長官に任ぜられたる時は之に關東軍司令官をも兼ねしむる事を得しめた點は臺灣總督の場合と同様である。(關東廳官制第三條)

關東廳の最高行政官廳を關東長官と云ひ獨任制にして親任官を以て構成し、關東州なる行政區劃に於て一般行政事務を

管轄する外尙南滿洲鐵道線路及附屬地帯の警務上の取締の事をも掌り、且つ南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する。而して此等の一般政務に關しては長官は拓務大臣の監督を承ける。尙外交に關しては支那地方官憲との交渉事務を掌理し而して此等の涉外事項に關しては外務大臣の監督を承る。

長官の發する命令を關東廳令と云ひ、一ヶ年以下の懲役、禁錮若くは拘留又は二百圓以内の罰金若くは科料の罰則を附する事が出来る。尙其れ以上の罰則を附したる命令を發するの必要ある場合は勅令に依ることを要し、關東廳令を以ては定むることを得ないのを原則とするが、安寧秩序を保持する爲臨時緊急を要する場合に於てはそれ以上の罰則を附したる命令も發する事が出来る。但し此の場合に於ては發布後直に拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て勅裁を請ひ若し勅裁を得ない時は直に之を廢止することを要する。(同第六條參照)又長官は其の管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道線路の警護の爲必要ある場合は關東軍司令官に對し兵力の使用を請求することを得る(同第七條參照)等の權限を有して居る。關東長官の補助機關として大正十三年の官制改正までは事務總長なる全局補助機關があつたが現在は長官直接に部局を統轄し部局補助として局長、財務部長、事務官、秘書官、理事官、技師、警視、翻譯官、屬、視學等がある。

尙交通事務に關して、關東廳に顧問を置き顧問は南滿洲鐵道株式會社の總裁を以て之に充てゝゐる。(同官制第十五條參照)

次に第二次行政組織として民政署がある。民政署は唯官署の義であつて、其の行政區劃としては區の語がある。其の行政官廳を民政署長と云ひ、區なる行政區劃内に於て一般行政事務を處理し、事務官を以て之に充つ、其の性質、地位、所管事務、並職權は大體臺灣の州知事と同様で其の命令を民政署令と云ふ。

民政署の補助機關には特に定められたるものがなく、關東長官の補助機關の或ものが民政署に所屬して民政署長を補助

する。更に第三次の行政組織として民政支署があり、其の行政官廳を民政支署長と云ひ、理事官又は屬を以て充つる。次に南滿洲鐵道附屬地帯に於ける行政權は警察及軍事に關する權限を除くの外一般に之を南滿洲鐵道株式會社に委任して居る。會社の行政權は明治三十九年選信、大藏、外務の三大臣が會社に對して發した命令書 (一) (二) に其の根據を有するものであつて、之に依つて會社は行政事務の轉付を受け、其の事務に關し住民を拘束する諸規則を定め、住民に對して費用を分賦するの權限を有するのである。但し會社に轉付せられたる事務は唯保育行政の範圍に止り。警察權は専ら關東長官に屬し警察署を置いて之を掌らしめて居る。

- 【註】 (一) 明治三十九年八月一日三大臣の命令書第五條「其の社は政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地内に於ける土木教育衛生等に關し必要なる施設を爲すべし」第六條「前條の經費を支辨する爲其の社は政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地内の居住民に對し手数料を徴收し其の他必要なる費用の分賦を爲すことを得」
- (二) 尙明治三十三年法律第八十七號外國に於て鐵道を敷設する帝國會社に關する法律及明治三十九年勅令第四百二十二號南滿洲鐵道株式會社に關する件參照

### 第二 警察制度

關東州及南滿洲鐵道附屬地内の警察制度は始政以來六度變遷した。即 (イ) 民政統合制時代 (一) (ロ) 領事館警察の統合制時代 (二) (ハ) 警憲統合制時代 (三) (ニ) 警憲分離制時代 (四) (ホ) 民政分離制時代 (五) の過程を経て現在の (ヘ) 民政統合制復治時代 (六) に至つて居る。かくて現行警察制度に依れば、關東州並州外鐵道附屬地の警察事務は關東廳の管掌する所であつて關東廳に警務局長を置き關東長官の命を承け管内に於ける警察及衛生の事務の執行に關し、民政署長、民政支署長、警視、警部、警部補及巡查を指揮監督する。

尙州内に於ける警察官廳としては民政署長、民政支署長及警察署長があつて、民政署長は管内の警察署長の指揮權を有し、警察署長は部内の警察及衛生の事務を掌理する又州外にあつては、南滿洲に駐在する領事官をして關東廳事務官を兼ねしめ州外警察署長を監督させ尙警察署長の職務は州内と同様である。以上の組織の下に於ける今昭和二年末の管内警察官署の配署を示せば左の通である。

關東州	八	民政支署及警察署數	一四三
附屬地	一四		一九六
領事館管内	六	直轄及派出所數	四八
計	二八		三八七

- 【註】 (一) 民政統合制時代とは明治三十九年關東都督府設置の際州内に於ける警察事務を他の一般行政事務と共に民政署長、同支署長 (州外は警察署長) に掌理せしめて居つた時代を云ふ。
- (二) 領事館警察統合制時代とは明治四十一年南滿洲に駐在する領事官をして關東都督府事務官を兼ねしめ州外に於ける鐵道線路の警察事務を掌理せしめた時代、即ち此の制度に於ては鐵道附屬地の警察は關東都督府之を管掌し附屬地を一步離るれば領事館警察の所管となる。
- (三) 警憲統合制の時代とは大正六年都督府に警察部を設け警務總長を置き警務總長は南滿洲駐劄憲兵の長たる陸軍將校を之に充て亦憲兵將校は警視、軍曹以上の憲兵下士は警部、伍長には警部補を兼務せしめた時代を云ふ。
- (四) 大正八年都督府を廢止し關東廳官制施行せらるるに當つて關東廳に再び警務官を置いた時代を云ふ。
- (五) 民政分離制時代とは大正十年關東廳に警務局を設け、局長を置き民政署長及民政支署長の權限から警察及衛生の事務を分離し警察署長又は警務支署長をして之を執行せしめた時代。

(六) 民警統合制の復活時代とは即ち現行の制度であつて大正十三年民政署長に警察署長の監督権を附與し民政支署長に警察事務執行を爲さしめ同時に従來の警務署、警務支署の名稱を警察署、警察支署に改正した。

### 第三 司法制度

關東州に於ける我司法制度は軍政時代以來幾多の變遷 (一) を經て明治四十一年勅令二百十二號關東州裁判令の制定に依つて二院三審制の司法制度が確立するに至つた。

即關東廳法院は關東長官に直屬し、關東州に於ける民事刑事の裁判及非訟事件に關する事務を取扱ひ而して法院は地方法院及高等法院の二種に分れ、高等法院には更に覆審部と上告部とがある。

而して地方法院は民事刑事に付第一審の裁判を爲し且非訟事件に關する事務を取扱ふ。但し登記事務に付ては民政署長又は民政支署長が取扱つて居る。其の構成は原則として單獨判官の獨任制であるが、特定の事件 (二) に付ては判官三人の合議を以て審理裁判する。

次に高等法院覆審部は地方法院の裁判に對する控訴及高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外地方法院の裁判に對する抗告に付いて裁判し、高等法院の上告部は地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告並高等法院覆審部の裁判及地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗告に付いての裁判及裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふ。

而して各部とも判官三人の合議を以て審理裁判をする。

尙各法院に檢察局を並置してある。現在關東廳高等法院は旅順市に、同地方法院は大連市に設置してある。

【註】(一) 軍政の時期 (ロ) 司法委員の時 (ハ) 審理所の時期 (ニ) 法院令に依る法院の時期 (ホ) 裁判令に依る法院(二審制)の時期

を經て現行制度に至る。

- (二) 特定の事件とは (イ) 訴訟物の價額金五千圓を超過する民事事件 (ロ) 人事訴訟事件 (ハ) 刑法第七十四條又は第七十六條の犯罪事件 (ニ) 死刑、無期又は短期一年以上の懲役又は禁錮に該る犯罪事件であつて刑法第二百三十六條、第二百三十八條及第二百三十九條の罪並其の未遂罪を除いた事件 (ホ) 及び前二號に掲ぐるものを除くの外豫審を經たる犯罪事件を云ふ。(關東州裁判令第九條)

### 第五目 南洋群島

大正九年平和條約成立するや國際聯盟規約第二十二條及委任統治條項第二條等に基いて本群島が我が委任統治地域となるや、従來の南洋群島防備隊條例を廢止し(大正十一年) 同年勅令第七號を以て南洋廳官制が公布され、茲に現行施政制度の確立を見るに至つた。

#### 第一 南洋廳

南洋廳の最高行政官廳は南洋廳長官であつて、長官は拓務大臣の指揮監督を承けて、管内の一般政務を管理する。但し郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける等其の地位、權限、職權は大體樺太廳長官と同様である。(南洋廳官制第三條以下參照) 其の補助機關としては書記官、事務官、警視、技師、屬、警部、警部補、技手等があつて、而して其の官署は**パラオ**諸島**コロール**島、尙管内は六支廳に分たれ、其の行政官廳を支廳長と云ひ、事務官、屬又は警部を以て之に充て、長官の指揮監督の下に法律命令を執行し部内の行政事務を掌理する。

尙支廳長は部内の行政事務に付其の職權又は特別の委任に依つて支廳令を發する事が出来る。

## 第二 警察制度

四二

大正三年帝國海軍が本群島を領するや直ちに軍政を布き「トラツク」島に臨時南洋群島防備隊を設け、樞要の地に守備隊を置き、其の兵員を以て地方警備に當らしめた。其の後大正四年守衛の制度を設け主として豫後備憲兵下士上等兵から之を採用して各守備隊に配屬し、専ら警察、衛生及行刑の事務に當らしめた、大正六年守衛の名稱を警吏と稱し且部内限判待遇とした。

大正七年には臨時南洋群島防備隊條例を改正し、防備隊に民政部を設け之に警務課を置き、文官たる海軍事務官長及海軍事務官を以て各其の長に充て更に守備隊所在地に民政署を置き海軍事務官を以て署長とした。

大正八年に至つて更に前記警吏の外に判任官たる海警吏を民政部及民政署に配置し、大正十年には此等の名稱を各々海軍警部、警部補及巡查と改めた。此れより先大正七年民政署を設くるに當つて、巡警の職に島民からも採用して、島民に對する警察、衛生及行刑の事務を補助せしめた。以上は南洋廳設置前の警察制度變遷の概要であるが、大正十一年南洋廳官制の制定竝大正十三年の改正後大體現行警察制度整つた。

尙此等六支廳の外警部補派出所二箇所、巡查駐在所一六箇所、巡查立番所一箇所、合計一九箇所がある。(昭和四年)

## 第三 司法制度

大正十一年南洋廳の設置と共に同年勅令百三十三號を以て南洋群島裁判令公布され、其の司法制度が確立した。

同令に依れば南洋廳法院は南洋廳長官に直屬し、南洋群島に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件の事務を掌る。而して南洋廳法院は分れて高等法院及地方法院の二種となり、地方法院は民事刑事に付て第一審の裁判を爲し且非訟事件に關する事務を取扱ふ但し登記事務は法院の設置なき土地に於ては南洋廳支廳長が之を取扱つて居る。

高等法院は終審であつて地方法院の裁判に對する上訴に付覆審を爲して居る。

而して地方法院は單獨判事を以て審理裁判し、高等法院は判事三名の合議に依る。各法院に検事局を附置してある事は他の所管地域の司法制度と同様である。現在高等法院はパラオ諸島コロール島に一箇所、地方法院は三箇所ある。

## 第二節 地方制度梗概

### 第一目 朝鮮

朝鮮に於ける地方團體としては道地方費、府、面の三種及特別地方團體たる學校組合、學校費がある。今其の概要を述べれば左の通りである。

#### 第一 道地方費

道地方費は朝鮮道地方費令(大正九年制令第十五號)に依つて道なる行政區劃を地域として法人格を認められたものである。

##### 一 理事機關

其の理事機關は内地の府縣同様官吏である道知事であつて一般に道に關する行政を司る。

##### 二 諮問機關

道地方費には議決機關なく、ただ道知事の諮問機關として道評議會がある。(朝鮮道地方費令第十條)議長たる道知事及道評議會員を以て組織し、定員は朝鮮總督之を定むるものであつて現在十八人乃至三十七人である。(同令第十條、同

令施行規則第一條)而して評議員はすべて道知事が之を命ずるものであるが其の任命の前提である手續に二種ある。即ち定員の三分の二は之を府、郡、島に配當し下級地方團體の諮問機關である府、面の協議會員が選舉した候補者から道知事が任命し、他の三分の一は學識名望ある者の中から直接任命する。(同令施行規則第二條第三條)道評議員は名譽職で其の任期は三年である。(朝鮮道地方費令第十三條)何れの場合にも道評議員は一年以來道内に住所を有する帝國臣民にして獨立の生計を營む年齢二十五歳以上の男子である事を必要とし一定の缺格事由に該當しないことを要する。(同令施行規則第七條)

### 三 諮問事項

評議會の權限は道知事の諮問に應じて答申することにあるが、其の諮問事項は左の通りである。(朝鮮道地方費令第十一條參照)

- 一、歳入出豫算を定むる事
  - 二、地方税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收に關する事
  - 三、起債に關する事
  - 四、歳出入豫算を以て定むるものを除くの外新に義務を負擔し又は權利拋棄を爲す事
- 尙斯の如き答申權の外に道の公益に關する事件に付いて意見書を道知事に提出する事を得る。(同令第十二條)

### 第二府

地方團體である府は、府なる行政區劃たる府の區域を基礎とする地域團體であつて府制(大正二年制令第七)號に依つて法人格を附與せられ、官の監督を承け其の公共事務及法令に依つて、府に屬する事務を處理する。(府制第一條)

### 一 理事機關

府の理事機關は國の行政機關たる府尹であつて、府を統轄し之を代表する。(同第五條)補助機關としては府吏員と府の官吏とがある。

### 二 諮問機關

府にも亦議決機關なく府尹の諮問機關として協議會がある。協議會は府尹を議長とし、十二人乃至三十人の協議會員を以て組織する。

協議會員は道評議員と異なり、すべて選舉に依るものであるが、(同第十一條及第十三條)其の選舉權、被選舉權の要件は納税要件(總督府の指定した府税年額五圓以上)を附加した點の外は道評議員候補者の資格と同一である。

(府制施行規則第二條の二參照)

而して府評議員は名譽職であり、任期が三年である事も道評議員と同様である。(府制第十三條)

### 三 諮問事項

協議會の權限である諮問事項も大體道評議會と同様であるが、府條例の制定改廢に關する件が加はり府尹が必要と認めたるときは掲記以外の府に關する事項を諮問することを得る旨が明白にしてある點が之と異なる。(同第十二條)尙會議規則に就いて一般會議體の性質から見ると特異な點は輕易な事件については會議を開かず書面を以て協議會員の意見を聽き其の三分の二以上の同意があるときは之を協議會の意見と看做すことを得ることである。(府制施行規則第二條の二十二)

### 第三面

面は内地に於ける町村に相當する地方團體であつて、府を除いた地域に面制（大正六年制令第一號）を以て法人格を附與し、法令に依つて面に屬せしめられたる事務を處理する。（面制第一條）唯其の事務は範圍が限定せられて居り、（面制施行規則第一條參照）且舊制度の町村のやうに直接道知事の監督をうけず、中間の行政官廳である郡守又は島司の監督に服する。

一 理事機關

面の理事機關を面長と稱する國家の機關を以て充て郡守は島司の指揮を承けて面内の行政事務を擔當する事は前述の通りである。（朝鮮總督府地方官制第二十五條參照）

二 諮問機關

面長の諮問機關なる協議會は議長である面長及協議會員を以て組織し會員の定員は八人以上十四人以下の範圍に於て朝鮮總督之を定める。協議會員は朝鮮總督の指定する面に在つては法定資格者中より選舉に依り、其の他の面に在つては法定資格者中に付て、面民の意嚮を斟酌して郡守又は島司が任命する。共に名譽職であつて、其の任期は三年である。（面制施行規則第六條の二以下及面制第四條の三參照）而して其の諮問事項は大體道の場合と同様である。

（同面制第四條の二參照）尙面制には面組合の設立を認めて居る。（同第十三條）

第四 其他の地方團體

其の他の特殊地方團體として學校組合及學校費等がある。

一 學校組合

學校組合は學校組合令（大正二年制令第八號）に依つて法人格を附與せられ、官の監督を承け法令の範圍内に於て

内地人の教育に關する事務を處理する。

學校組合の區域内に住所を有する内地人は當然其の組合員となり、組合員は營造物を共用する權利を有し組合の負擔を分擔する義務を負ふ。

其の管理者は道長官之を任命し、任期は三年であつて原則として名譽職である。其の議決機關を學校組合會と云ひ會員は組合員の選舉に依り、管理者を以て議長とする。

二 學校費

學校費は朝鮮學校費令（大正九年制令第十四號）に據るものであつて、普通學校其他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲に府、郡、島に學校費を設け府尹、郡守又は島司が之を擔任し、其の事務を擔當する。諮問機關を學校評議會と云ひ、學校評議員は府に在つては之を選舉し、郡、島に在つては郡守又は島司が之を任命する。

第二目 臺灣

第一 州

臺灣に於ける地方團體としては大體州、廳地方費、市及街、庄がある。

州は臺灣州制（大正九年律令第三號）に依つて、州なる國の行政區劃を其の地域として成立する地方團體としての法人格を認められたものであつて、法律勅令又は律令に依つて州に屬せしめられたる事務を處理する事を目的とする。

（州制第一條、第二條）

一 理事機關

其の理事機關は國家の官吏である州知事であつて其の補助機關として吏員を命じ且州の事務に關し其の職務の一部を

郡、市、街、庄の官吏又は吏員に補助執行せしめ又は委任することが出来る。(同第七條)

### 二 諮問機關

諮問機關として協議會があり、朝鮮の道評議會と同様州の事務に關し州知事の諮問に應ぜしむる爲めのものであつて議決機關ではない。(同第十二條) 協議會は州知事を議長とし其の會員は州に住所を有し學識名望ある者に就き總督之を任命し任期は二年で名譽職である。(同第十四條) 又定員は二十人以上三十五人以下の範圍内に於て臺灣總督が定める。尙州事務官はその職務に在る間協議會員である。(府令第七條)

### 三 諮問事項

諮問事項としては左の事項がある。(州制第十三條)

- 一、歳出入豫算を定むること但し豫算の追加更正にして州税、使用料又は手数料に増減變更なきものを除く
  - 二、州税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收に關すること
  - 三、重要な借入金に關すること
  - 四、歳出入豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲すこと
  - 五、繼續費を定め又は變更すること
  - 六、基本財産及積立金穀等の設置、管理及處分に關すること
  - 七、重要な財産の處分に關すること
- 尙州制に於ては此外州組合の設立をも認めてゐる。

### 第二 廳地方費

臺灣廳地方費令(大正九年律令第四號)に依つて臺東廳及花蓮港廳及澎湖廳の管轄區域は三廳を通じて一の廳地方費を設けて地方團體となしてゐるが之を統轄すべき専任の理事機關を置かずに臺灣總督之を管理し補助機關として吏員を置く。(臺灣地方費令第一條第二項) 其の他諮問機關たる協議會の設置なき點州と異なるも財産を管理し事業の主體となり住民に課税する等大體州と同様である。

### 第三 市

市は臺灣市制(大正九年律令第五號)に依つて法人格を附與せられ、國の行政區劃たる市の區域を其の區域として成立する地方團體である。

現在は臺北、臺中、臺南、基隆、高雄、新竹及嘉義の七市があつて法律勅令又は律令に依つて市に屬せしめられたる事務を處理する。

#### 一 理事機關

市の理事機關は國の官吏である市尹であつて地方理事官を以て充てらる。(臺灣總督府地方官制第三十三條第三項) 其の權限は廣く一般に互るものであつて、臺灣市制施行第一條に例示的に擧げられてゐる。其の補助機關として助役(同官制第四十一條) 其の他の官吏、吏員がある。

#### 二 諮問機關

市尹の諮問機關として協議會がある。市尹を議長とし十五人以上三十人以下の範圍内に於て總督の定めた一定數の協議會員を以て組織される。助役は職務上協議會員であつて副議長の地位に就く。(臺灣市制第十一條及臺灣市制施行令第八條、第九條)

其の他の會員は市に住所を有する學識名望ある者の中から州知事之を任命し、名譽職にして任期は二年である。(同市制第十三條)

### 三 諮問事項

其の諮問事項は大體左の如くである(同市制第十二條)

- (イ) 市に於ける歳出入豫算の決定
- (ロ) 市條令の設定及改廢
- (ハ) 市税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收
- (ニ) 重要な借入金に關すること
- (ホ) 歳出入豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲すこと
- (ヘ) 繼續費を定め又は變更すること
- (ト) 基本財産及積立金穀の設置、管理及處分に關すること
- (チ) 重要な財産の處分に關すること

尙市街庄の事務の一部を共同處理する事を目的とする市街庄組合の設立を認めて居る。

### 第四 街、庄、

街、庄は臺灣街庄制(大正九年律令第六號)に依つて設けられた地方團體であつて内地の町村にも比すべきもので、たゞ郡なる中間行政區劃の下に在る。

### 一 理事機關

東京市政調査會

街庄に於ける理事機關は待遇官吏である街庄長を以て此に充て街庄の事務を擔任し街庄を代表する。而して街庄長及助役は共に原則として名譽職であつて其の任期は四年である。(臺灣街庄制第五條)

### 二 諮問機關

街庄長の諮問機關として協議會があり、街庄長助役及協議會員より成り、其の組織、定員、任期等市協議會員と略と同様である。

尙又諮問事項も市の場合と同じである。

又街庄事務の一部を共同處理する爲、街庄組合の設立を認めて居る。

### 第三目 樺太

樺太に於ける地方團體として町村があり主として理事機關構成の方法上の差異から一級、二級及其他指定せられざる町村(樺太町村制昭和四年法律第二號附則參照)の別がある。一級及二級町村は樺太町村制(昭和四年法律第二號)に依つて大體北海道の町村と同様となり、舊町村制と異り稍々完全なる自治を認められて居る。而して指定せられざる町村は尙大正拾年法律第四十七號樺太の地方制度に關する件、大正十一年勅令第八號樺太町村制の適用を受け、他の所管地域と類似の地方團體である。

### 一 理事機關

一級町村に在つては町、村會に於て選出した町村長此れに當り二級町村及その他の町村に於ては樺太廳長官の任免に懸る。而して一級町村の町村長は原則として名譽職で其の任期は四年、二級町村に於ては町村長は有給吏員であり、その他の町村に於ては町村長は原則として有給で且任期は四年である。(樺太町村制第三條、第四條及同施行令第七十條及



舊樺太町村制大正十一年勅令第八號第六條)

其の補助機關として助役、收入役、吏員及委員等がある。  
其の性質及職務、権限は内地及北海道のそれと大體同様である。

## 二 議決機關

樺太の一級及二級町村に於ける町村會は他の所管地域に於けると異り單に理事機關の諮問機關ではなく純然たる議決機關であつて、法律勅令に依つて其の権限に屬する事項を議決又は決定する。(同令第四十六條、第四十七條以下)

而して町村會議員は町村公民中から選舉し名譽職であつて任期は四年である。  
公民權、選舉權、被選舉權の要件及び選舉等に關しては大體内地の町村制、北海道一二級町村制に據つて居る。ただ一級町村に在つては居住の制度が二年以來、二級町村に在つては一年以來住民たる事を要するの差がある。  
尙其の議決事項、権限等も内地及北海道のそれと同様である。ただ一級町村と二級町村では議決事項に多少の差異があるのみ。

尙指定せられざるその他の町村に於いては、單に町村長の諮問機關として町村評議會がある。八人以上二十四人以下の定員であつて該町村に住所を有する者に就いて樺太廳支廳長が任命し、名譽職であつて、その任期は三年である。

(樺太ノ地方制度ニ關スル件大正十年法律第四十七號第四條並舊樺太町村制大正十一年勅令第八號第二十三條參照)

## 第四目 關東州

關東州内の地方團體として市及會の二種がある。

### 第一市

市は關東州市制(大正十三年勅令百三十號)に依つて法人格を附與せられ現在大連及旅順に施行せられて居る。大體内地の大正十五年改正前の内地の市制と類似して居る。

#### 一 理事機關

市の理事機關である市長は市會の選舉推薦した候補者三人の中から關東長官が選任する。名譽職たるを原則とするが市規則を以て有給となすことが出来るのである。(關東州市制第十六條、第十七條)  
其の補助機關として助役、收入役、吏員、委員、區長及其の代理者等があつて、助役及收入役は市長の推薦に依り市會之を定め市長職に在らざる時は市會に於て之を選舉し關東長官の認可を受ける。

#### 二 議決機關

市には議決機關として市會及副議決機關として市參事會がある。

##### イ 市會

市會は關東長官の定むる所に依り選舉したる市會議員及選任したる市會議員を以て組織する即市會議員の中五分の四以上が選舉によつて其の職に就き殘餘は市住民中學識名望ある者の中から民政署長が任命するの差がある。  
其の選舉權、被選舉權の要件並其の権限は略大正十五年改正前の内地の市制と同様である。(關東州市制第十條、市制施行規則第三條參照)

##### ロ 市參事會

市長、助役、名譽職參事會員を以て組織し、名譽職參事會員は六人であつて市會に於て市會議員中から選舉す

る。(同市制第十四條、第十五條)

其の主なる職務権限は左の通りである。

- (一) 市會の権限に屬する事項にして委任せられたるものを議決する
- (二) 市長より市會に提出する議案に付市長に對し意見を開申する
- (三) 其他法令に依つて市參事會の権限に屬する事項

## 第二會

會は關東州會制(大正十四年勅令第二百三十八號)を以て法令に依り會に屬せしめられたる事務を處理する地方團體である。

而して會は市と異り他の所管地域の地方團體に類似して居る。

### 一 理事機關

會の理事機關を會長と云ひ、關東長官の任免にかかり任期は三年であり原則として有給である。(同會制第四條)其の補助機關として副會長、會計員、街屯長及副街屯長がある。

民政署長又は民政支署長の任免又は選任にかかる名譽職にして任期は三年である。外に吏員ある事は勿論である。

### 二 諮問機關

會長の諮問に應ずる爲め協議會があつて、會長及協議會員から成り議長は會長を以て充てる。

協議會員は會に住所を有する者の中から民政署長又は民政支署長の選任に依り名譽職であつて任期は三年である。

(同會制第四條、第六條)

其の諮問事項は市の議決を要する事項に稍同じである。尙會の下に街屯があり不完全な地方團體をなしてゐる。

(關東州會制施行規則第五條參照)

尙會事務の一部を共同處理する爲に會組合會の設置が認められて居る。

## 第五目 南洋群島

南洋群島には法令の認むる地方團體はない。總村長、區長又は村長、助役等の名稱があるも南洋廳長官の認可を得て支廳長の命免にかかり其の指揮監督を承け法規又は舊慣に依り其の職務に屬する事項を補助執行する支廳長の補助機關にすぎない。(大正十一年南洋廳令第三十四號南洋群島島民村吏規程參照)

## 第三章 財政

### 第一節 朝鮮

#### 第一歲計

##### 一 概説

朝鮮に於ける歲計は朝鮮總督府特別會計として取扱はれ明治四十四年以降中央政府の一般會計から年々補充金を仰ぎ一時臺灣と同じく獨立計畫を實行して大正八年度には全く中央政府から補助を仰がなかつたが其の後諸般の文化施設の進展擴張の爲め補充金を必要とし同九年度以後再び補充金を計上するに至つた。今歲計狀態を決算額を以て示せば左の通りである。

年 度	歳 入	歳 出
明治四十四年度	△ 五二、二八四	四六、一七二
大正八年度	△ 一三、三五〇	九三、〇二七
昭和元年度	一 二五、八〇四	一八九、四七〇
昭和二年度	△ 二一、七〇九	二一〇、八五三
昭和三年度	△ 二三四、二四三	二一七、六九〇
昭和四年度	△ 二三八、一五二	二四六、八五三
(豫算年度)	△ 一五、四五八	
(決算年度)	△ 二四六、八五三	

二 歳入及歳出

統監時代以來の財政制度の整理、肅正と併合後の文化施設の進展に伴ひ歳入、歳出共に項目の變遷、總額の増加を見たが、明治四十四年度を基礎として、昭和三年度豫算と對照してその趨勢を窺ふに左の通である。

歳 入

科 目	明治四十四年度	昭和三年度	比 較 (百分比例)
○經常部			
租 稅	一〇、八七二 千圓	四三、六二九 千圓	四〇一
官業及官有財産收入	一〇、九六二	一一二、六一三	一、一一八
印 紙 收 入	六五九	一一、四五四	一、七三六
雜 收 入	一、五七四	二、一四八	一三六

計	明治四十四年度	昭和三年度	比 較 (百分比例)
○臨時部			
公債及借入金	一一、三三四 千圓	一九、〇〇〇 千圓	一五四
補 充 金	一一、三五〇	一五、四七四	一二五
其 の 他	一	八、三五六	一
總 計	二四、〇六七	一七九、八四四	七四七

尙總歳入に對する各科目の割合を見るに、租稅は約二割、官業收入は五割五分、公債收入は八分五厘、補充金は約七分に當る。

歳 出

科 目	明治四十四年度	昭和三年度	比 較 (百分比例)
○經常部			
李王職歳費	一、五〇〇 千圓	一、八〇〇 千圓	一二〇
總 督 府	二、八四九	四、七六八	一六七
裁判監獄及供託費	二、六四三	七、七〇五	二九一
警 務 費	三、一一八	一	一
地 方 廳	三、九六七	三〇、二六一	七六二
官立學校、圖書館費	二七六	三、二八七	一一九

官業費	八、八七六	九〇、三九七	一、〇一九
國債費	一、七三三	一七、六一六	一、〇一七
其の他費	一、九一八	三、五四〇	一八四
豫備費	一、〇〇〇	二、五〇〇	二五〇
計	二七、八八〇	一六一、八七三	五八一
○臨時部			
補助費	二、〇二一	一五、五〇〇	七六七
營繕及土木費	五、八三一	一一、三四八	二二一
鐵道費	八、五〇〇	一九、〇〇〇	二二四
其他	四、五〇八	一三、九五二	三〇九
計	二〇、八六一	六〇、八〇〇	二九一
總計	四八、七四一	一二二、六七四	四五六

尙朝鮮に於ける人口一人に對する歳入、歳出額は明治四十三年度には歳入一圓六十八錢、歳出一圓三十七錢、昭和三年度豫算には歳入、歳出共十一圓六十三錢である。

第二租 稅

一 租稅制度

併合以前に於ける主なる租稅は地稅及戶稅の二種であつた。地稅は量案と稱せらるる課稅臺帳に依つて二十年毎に課稅の客體及納稅主體の異動を調査して之を定むる制であり、戶稅は地稅と同じく往昔から主要市街地以外に於て一戶

を構ふる者に對して課徵せられ、布を以て納入するの制であつた。然れども、この制度は共に不完全で法規の不備、官憲の私曲、租稅の誅求、公課の脱漏と相俟つて國民負擔の均衡を失し、經濟の發達を阻害する事が尠くなかつた。依つて統監時代に銳意稅制の整理に着手し、先づ明治四十年に管稅官々制を廢して徵稅事務を地方官の管掌から分離し、樞要の地に監督及財務署を置いて徵稅の衝に當らしめ、同四十一年には從來の地稅率に一大整理を加へて且他方宮内府所管の諸稅を國庫に屬せしめる等稅制の確立を計つた。今現租稅體系を圖に依つて示せば左の通である。



二 徴税概況

前述の如き租税制度の下に於て、昭和三年度の徴税概況を見るに左の通である。

税目	収入済額
〇直接國税	
地 税	一四、五七一 千圓
所 得 税	一、三四一
釐 税	五八八
營 業 税	一、三八五
資 本 利 子 税	二七二
取 引 所 税	一九四
計	一八、三五一
〇間接國税	
酒 税	一一、八六〇 千圓
煙草耕作税	三五五

砂糖消費税	二、五九三
朝鮮銀行	一
關稅	一〇、四二〇
噸 税	三三
出 港 税	一一
計	二六、二八二
總 計	四四、六三三

第三專賣

現今專賣制度を施行して居るものは煙草、紅蔘及阿片の三種である。鹽(天日鹽)は專賣局の事業の一ではあるが專賣ではない。尙昭和五年度からは鹽に對する關稅特例の廢止に伴ひ輸入鹽の管理を行ふこととなつて居る。

一 煙 草

大正十年煙草專賣令を實施し、次で昭和二年政府の製造設備並に販賣機關の完備と共に同令を改正して例外なく完全に專賣制度を施行することとなつた。

其の耕作狀況は次の通りである。

昭和二年度	耕作納付人員	耕作面積	收 入	賠償金高
	一三三、七六八 人	一六、八三七 町	四、三七一 千圓	六、六〇二

而して専賣局の煙草製造工場は、各支局所在地に在り、特に大邱、京城の工場は十億本の製造能力がある。其の製造高の内譯は左の通である。

昭和二年度	兩切	口付	細刻	荒刻
三、五〇二、六九四 <small>千本</small>	七六四、三九八 <small>千本</small>	一八 <small>千貫</small>	一一、九二三 <small>千貫</small>	

製造された煙草は、總て販賣官署、煙草元賣捌、煙草小賣人等の機關を設けて販賣させてゐるのであるが、販賣高の概況は左の通である。

昭和二年	鮮内品	移入品	輸入品	合計
三〇、〇九七 <small>千圓</small>	一〇〇 <small>千圓</small>	七七 <small>千圓</small>	三〇、二七五 <small>千圓</small>	

### 二 紅 蔘

紅蔘は李朝英祖の二十一年に既に包蔘税として、課税物件となつて居つたが其の後幾多の變遷を経て、明治四十一年紅蔘專賣法の制定となり、人蔘主産地たる開城外八郡を特別耕作區域として指定し次で昭和二年交通不通なる産地を除き六郡に改正した。其の生産狀況は一坪平均の水蔘（生人蔘）收納高は好成绩の年は約半斤で、一斤當の平均賠償金は八圓内外である。而して紅蔘は支那、南洋方面に輸出販賣するものであつて昭和三年度の拂下價格は約三百萬圓であり昭和二年度の一斤の平均價格は四十五圓餘である。

【註】 紅蔘とは水蔘（生人蔘）を洗ひ上げ之を甘露を蒸すと同様に蒸したるものを天日と熱氣とを以て乾燥し、藍色半透明になりたるものを云ふ。此れに反して白蔘とは前述の人蔘指定耕作地に於て生産した水蔘中の不合格品及指定地以外に於て生産した水蔘の皮を取りて日光乾燥したものであつて專賣法の適用外に在る。但指定區域外の白蔘と雖も紅蔘に製

造することは禁じられてゐる。

### 三 阿片及麻薬類

朝鮮に於ける阿片に付ては、從來韓國政府當局は阿片煙及吸食器具の輸入、製造、販賣を禁止極力取締を勵行して居つたが大正三年に至つて總督府訓令を以て警務その他の官憲に之が取締方を訓達して爾來絶對に其の吸食を禁止するの方針を採ると同時に癮者に對しては半強制的に治療を爲す等の措置を講じた。更に大正八年には朝鮮阿片取締令を布いて阿片の製造及販賣の警察取締を主眼とする專賣制度を實施し其の取締上遺憾なきの措置を講じた。

他方モルヒネ其の他麻薬類に就ては、其の製造に對しては單に届出を要すと爲すに止まり又其の譲渡は醫師其の他の資格者の外警察官署の認證を得た者に對してのみ之を許すの制限を附したが密賣其の他の不正手段に依り之が注射服用を爲すもの多きに鑑み加ふるに大正九年に國際阿片條約履行の義務を生じ、爲めにモルヒネ類取締の府令を發布して其の輸移出入其の他に關する取締を爲すに至つた。然し尙未だ充分徹底しない憾があつたので昭和四年九月十三日附を以て麻薬類の製造及販賣に關する事項は朝鮮總督府專賣局の所管となし昭和五年から之が實施に着手するの運びとなつた。

尙今茲に阿片産額並モルヒネ中毒者數の累年表を掲ぐれば左の通りである。

#### ○阿片累年産額表

大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度 (昭和元年)	昭和二年度
三七一 <small>貫</small>	三一五 <small>貫</small>	二二五 <small>貫</small>	一六八 <small>貫</small>	二〇三 <small>貫</small>

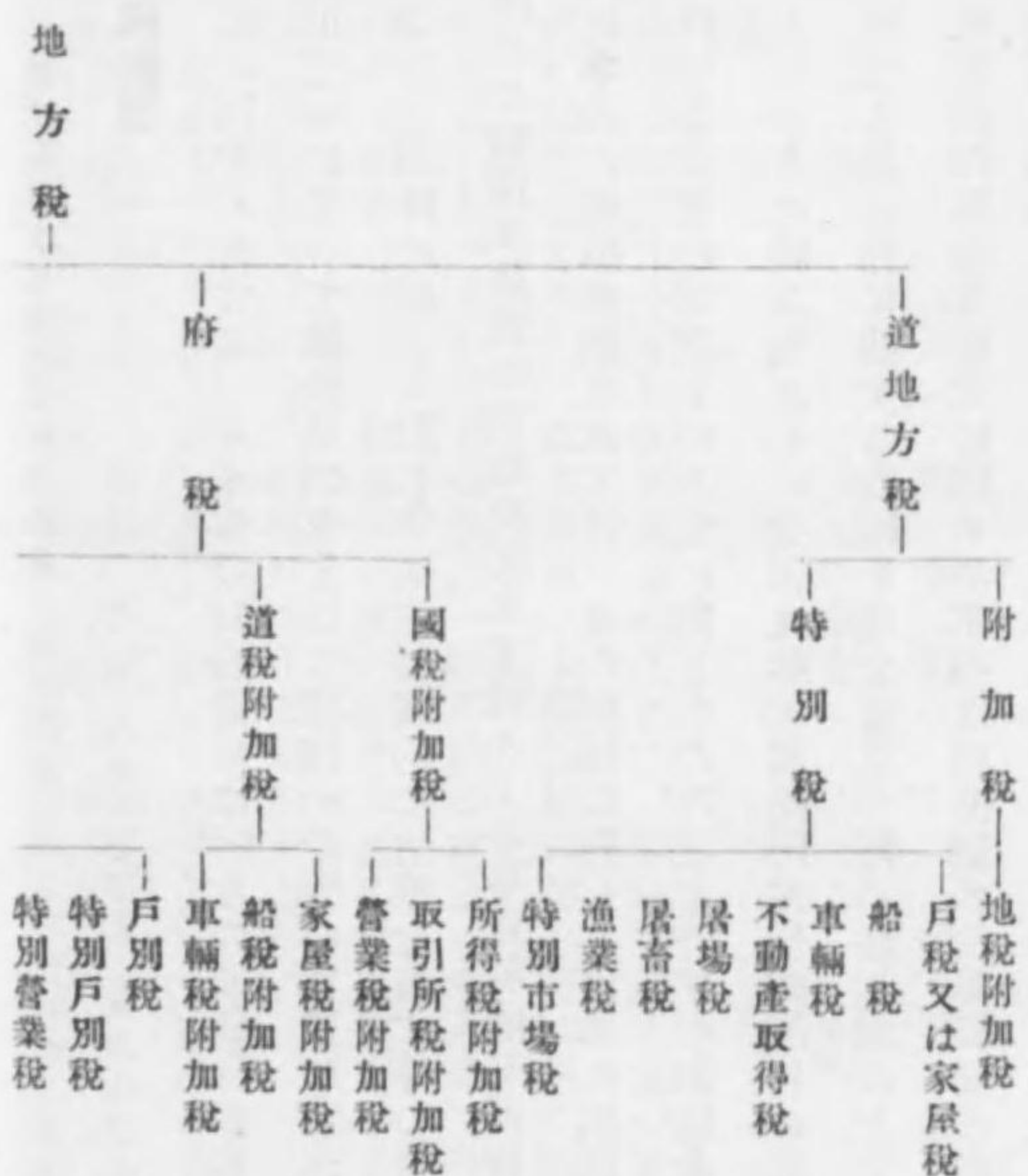
(收納數量)

○モルヒネ中毒者數累年比較表

大正十二年末	大正十三年末	大正十四年末	大正十五年末 (昭和元年)	昭和二年末
一、五七〇人	一、七八九人	二、七六〇人	三、九四二人	五、三七〇人

第四 地方財政

道地方費以下の諸團體の租税體系を圖に依つて示せば左の通である。



而して昭和三年年度の歳入總計は左の通であつて租稅收入は其の四割五分三厘を占めてゐる。

道地方費	三一、三五三、〇三四
府	一一、六四七、八七〇
面	二一、七五八、九〇一
學校費	一四、四五八、四五五
學校組合	六、〇七八、五三一
計	八五、二九六、七九一

其の負擔額に就いて見るに内地の道府縣負擔額は一人當四圓二十六錢六厘であるが朝鮮の地方稅負擔額は一人當八十八錢七厘である。又内地の市町村稅に付て云へば一人當六圓六十五錢四厘であるが朝鮮の府稅、面賦課金は一人當七十九錢七厘である。尙朝鮮特有の學校費賦課金は一人當十六錢六厘であり學校組合費賦課金は一人當六圓十三錢六厘となつて居る。(昭和三年度收入豫算額)

### 第二節 臺灣

#### 第一歲計

##### 一 概説

臺灣總督府特別會計は明治三十年度から開始され、爾後引續き一般會計から補充金を仰いて居つたが、三十八年度以後全く國庫の補充金を仰がず獨立會計となり却つて一般會計に對し内地に於て消費する砂糖に對する消費稅の全部を提供して居る。

今歲計に就いて其の經過を見れば左の通である。

年次	歲入	歲出
明治三十年度	一一、二八三	一〇、四八八
明治三十九年度	三〇、六九二	二五、三三四
大正四年度	四五、六四〇	三八、二五〇
同十四年度	一一九、五六〇	八七、七七一

昭和元年度	二年度	三年度	同四年度
一三一、七七八	一三八、六二七	一四七、五二四	一一八、七二〇
九一、九四一	一〇一、五三三	一〇九、一〇九	一一八、七二〇

##### 二 歲入及歲出

歲入の主なるものは官業收入と租稅とであるが、取り分け官業收入が實に全歲入の約七割を占むることは最も異彩とせらるるところで、昭和三年度の歲出入に就いて其の科目を擧ぐれば左の如くである。

科目	收入濟額
○經常部	
租稅	一一〇、七九四
官業及官有財產收入	七八、七四六
印紙收入	三、六六七
雜收入	一、一七〇
計	一〇四、三七八
○臨時部	
官有物拂下代	七六一



公債金	四、七二七
雜收入	—
前年度剩餘金	三七、〇九四
貸付金利息收入	五七四
治水事業費分擔金	—
總計	四三、一四六
歲出	一四七、五二四
總計	—

○經常科目

刑務所	一、一〇一
法院	一、一八八
稅關	四八五
地方廳	一三、七六二
總督府	二、二七五
神社費	三七
支濟額	千圓

警察官及刑務官練習所	二二二
醫院	一、〇八九
中央研究所	一、〇三二
教育費	四、三〇九
社會事業費	一二六
交通局	一六、八三三
專賣局	二四、一九二
營林所	三、四三三
國債整理基金特別會計繰入金	五、二五四
諸支出金	一、六〇四
豫備金	—
合計	七六、九三二
○臨時部	
事業費	一六、九五七
大學創設準備費	—
勸業費	一、五九三
補助費	七、五五六

酒專賣創業費	九〇三
嘉南大圳組合工 事費資金貸付金	三、四二五
臺灣官設鐵通 用品資金繰入	一五〇
大禮施設費	四二二
警察特別施設	一一二
災害費	一、四五〇
合計	三二、一八七
總計	一〇九、一〇九

臺灣に於ける租稅體系を圖に依つて示せば左の通である。



其の昭和三年度稅額は左の通であつて一人當の國稅負擔額は四四七十四錢である。(内地は十四圓八十四錢)

科 目	收入濟額
○直接國稅	
地 租	五、五九七
所 得 稅	二、五五一
釐 區 稅	二〇〇
計	八、三四八
○間接國稅	
酒 精 稅	四、一七三
砂糖消費稅	二、八一五
織物消費稅	五六
製 茶 稅	三四六
臺灣銀行稅	四六六

關稅	四、五一七
噸稅	七三
計	一二、四四六
總計	二〇、七九四

### 第三專賣

臺灣の專賣事業は阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒の五種であつて、食鹽及樟腦は販賣のみ專賣であるが他は製造及販賣共に專賣制度を實施して居る。

而して專賣の開始時期並に現行根據法令を示せば左の如くである。

開始時期	根據法令
阿片	臺灣阿片令(昭和三年律令三)
食鹽	臺灣食鹽專賣規則(大正十五年律令五)
樟腦	粗製樟腦、樟腦油、專賣法及施行規則(明治三十八年府令五九)
煙草	臺灣煙草專賣規則(明治三十八年律令一)
酒類	臺灣酒類專賣令(大正十一年律令三)

尙其の總收入は(昭和三年度)左の概況である。

阿片	收入額
	千圓
	四、四二一

食鹽	一、九七八
樟腦	九、八一七
煙草	一五、七五九
酒類	一五、二八九
計	四七、二五五

### 第四 地方財政

地方財政は明治三十一年に始まり、明治三十五年度に地方費區を設け、全島を三費區に分ち經理し來つたが大正九年の地方制度の改正と共に従來の地方費區は廢止され、州廳、地方費、市街庄は獨立の財政主體となつた。此等地方稅制の體系は左の通りである。



而して此等州及廳地方費の歳入豫算は左の如くである。

	昭和三年度	昭和二年度
地方税	一〇、〇四〇 千圓	九、六〇一 千圓
其の他の收入	二、三六六	二、三八五
繰越金	一、三一一	一、五八五
國庫補助金	一、六七四	一、七四九
計	一五、三九一	一五、三二〇

尙市街庄の歳入豫算の昭和二年度の歳入豫算額は一五、二九五千圓であつて、内市街庄税は六、八八七千圓であり、國庫、州費、廳地方費の補助金は一、一八八千圓である。

### 第三節 樺太

#### 第一歳計

明治四十年軍政の撤去と共に、樺太廳特別會計設置され、租税其の他の收入及一般會計からの補充金を以て維持經理して居る。其の経過を年度順に見ると左の概況である。

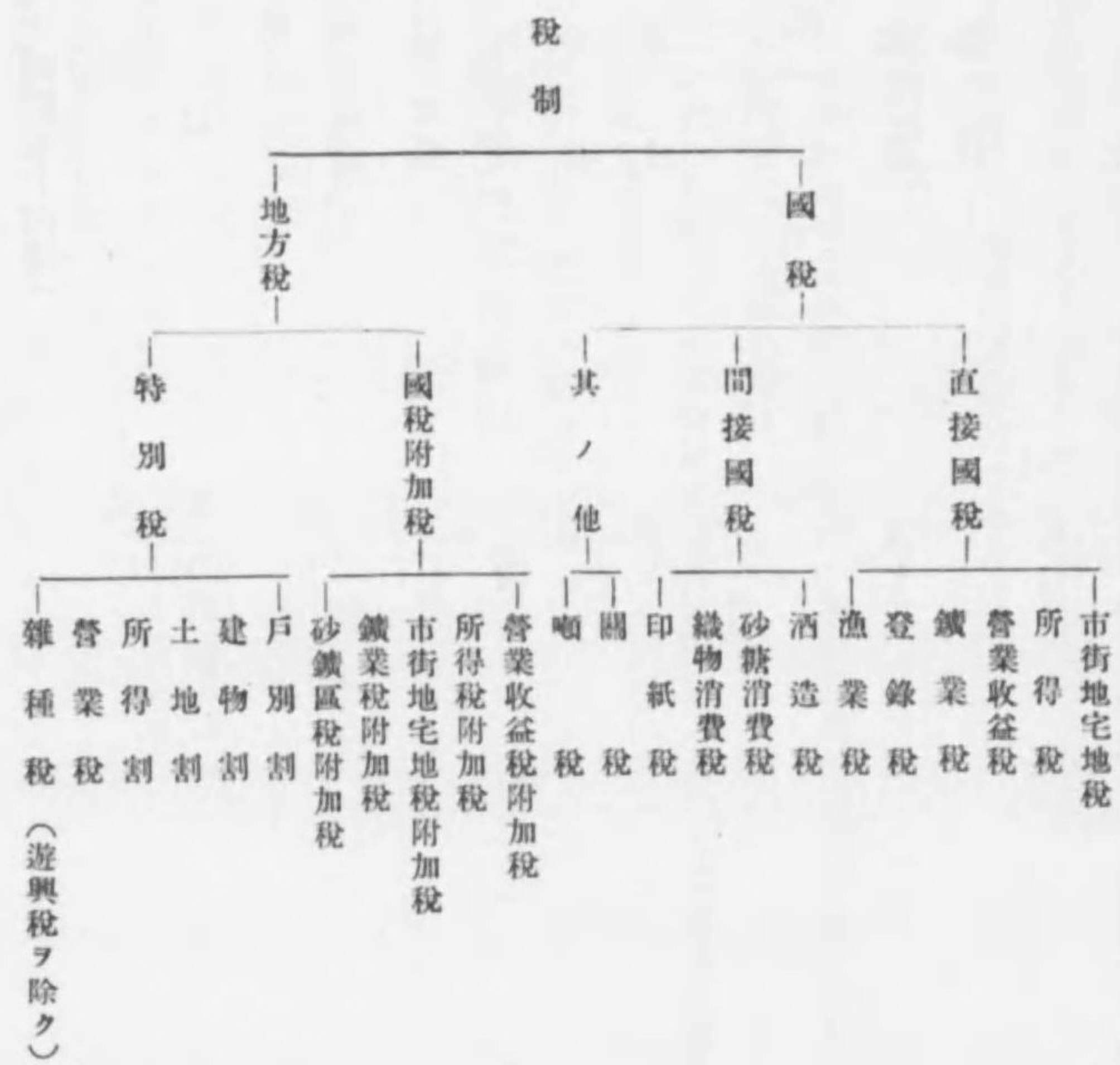
年次	歳入	歳出
明治四十一年	一、八四七 千圓 △六二九	一、五六九 千圓

年次	歳入	歳出
大正七年	五、六九三	二、九七三
昭和元年	△二二、三三三	一七、七三四
同 二年	二六、八七七	一九、九八二
同 三年	△二二、〇二九	二五、六九一
同 四年	三三、六四六	三三、〇三六
(豫算)	△三三、〇三六	
	△三三、六〇〇	

(△印は國庫補充金)

次に此等歳入の財源を昭和三年度の歳出入項目及額に就て見ると左の概況であり經常收入中山林收入が一頭地を抜いて多額なのが特色である。

歳入		歳出	
科 目	收入濟額	科 目	支出濟額
○經常部		○經常部	
租業及官有	一、八一 千圓	樺太神社費	一三 千圓
財產收入	一四、一五四	樺太廳	一、八四四
印紙收入	三二〇	教育費	一、七三八
			七五



樺太に於ける租税制度は明治四十年度の制定に係り、當時は戶數割、營業稅及雜種稅の三目に分類せられて居つたが、爾來數次の改廢又は増設に依つて現在は左表の如き體系である。

第二租 稅

總計	三二一、六四六	總計	二五、六九一
前年度繰入金	一四、五九〇	教育費補足	一三、〇一九
補充金	六、八九五	大禮施設費	二〇
公債金	二、〇三〇	災害費	一四
雜收入	一、八五八	鐵道改良費	九三二
官行斫伐收入	一	特別事業費	二、五八四
官有物拂下代	三、六五三	官行斫伐費	二、九五八
臨時部	一五三	事業費	二、四七三
計	一八、〇五六	計	四、〇三八
煙草專賣	一、四四四	特別會計繰入金	一、五五九
益金受入	三二八	諸支出金	八六五
雜收入	一八、〇五六	現業費	六、〇五三
計		警務費	六〇〇
		計	七六

臨時部

總計	二五、六九一	總計	二五、六九一
教育費補足	一三、〇一九	教育費補足	一三、〇一九
大禮施設費	二〇	大禮施設費	二〇
災害費	一四	災害費	一四
鐵道改良費	九三二	鐵道改良費	九三二
特別事業費	二、五八四	特別事業費	二、五八四
官行斫伐費	二、九五八	官行斫伐費	二、九五八
事業費	二、四七三	事業費	二、四七三
計	四、〇三八	計	四、〇三八

而して昭和三年度を例として、各税種に就いて、收入済額を見るに、左の通であり一人當の國稅負擔額は七圓五十三錢である。(内地十四圓七十四錢)

國稅	科目	收入済額
直接國稅		
	市街地宅地稅	九千圓
	所得稅	三七三
	營業收益稅	二四二
	鑛業稅	一〇八
	漁業稅	二〇二
計		九三四
間接國稅		
	酒造稅	八七二
	出港稅	一
計		八七三
總計		一、八一 (前記以外に昭和三年十二月廢止の營業稅四千圓を含む)
第三專賣		

本島に於ても明治四十二年勅令第二百一十一號を以て煙草專賣制度施行せられ爾來函館專賣支局出張所を豊原に、同專賣官吏派出所を大泊に創設して、専ら煙草の供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、各地の煙草小賣人を其儘煙草小賣人に指定して、販賣せしめて居る。

昭和三年度の專賣益金は一、四四四千餘圓である。

#### 第四 地方財政

町村の經費は其の財産から生ずる收入使用料、手数料及其の他の町村に屬する收入を以て之に充て尙ほ不足ある時は町村稅及夫役現品を賦課徴收する事を得る。

而して其の必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲に町村稅として賦課し得べきものは國稅の附加稅及特別稅である。

今昭和三年度の徵稅狀況を示せば左の通りである。

町村稅種類	賦課總額	一戸當負擔額
國稅營業收益稅附加稅	一九六、九九八	四、四四五
國稅所得稅附加稅	一八四、七二四	四、一六八
國稅市街地宅地稅附加稅	一九、五三八	〇、四四〇
國稅鑛業稅附加稅	四、九五〇	〇、一一一
國稅砂鑛區稅附加稅	二	〇、〇〇〇
特別稅戶別割	八六〇、一八五	一九、四〇七
特別稅建物割	一八一、四四五	四、〇九四

特別税土地制	一〇、〇六六	〇、二二七
特別税所得税	五五、四八一	一、二五二
特別税營業税	一八、七一七	〇、四二二
特別税雜種税	五五二、七六三	一二、四七一
計	二、〇八四、八六九	四七、〇三八

### 第四節 關東州

#### 第一歲計

明治四十年法律第十七號を以て關東都督府特別會計法創設せられ、爾來其の歳入及一般會計の補充金に依つて維持經理せられて居る。今歳出入決算累年表に就いて其の經過を示せば左の通りである。

年次	歳入 千圓	歳出 千圓
明治四〇年	四、二七三	三、四五一
大正七年	九、八七六	六、八九六
大正十四年	△二、一〇三	一四、〇三六
昭和元年	△一七、九四八	一四、五八一
昭和二年	△一九、〇〇二	一六、九八五
昭和三年	△二二、〇〇〇	二〇、八五四
同三年	△二六、四七八	

更に昭和三年度の歳計を示せば、左の概況である。

歳入	歳入 千圓
租税	四、五六一
官業及官有財産收入	九、九七五
印紙收入	七九九
雜收入	三七三
計	一五、七二〇
臨時部	
官有物拂下代	六二二
補充金	四、〇〇〇
公債金	九二九
前年繰入金	五、二一七
計	一〇、七六八
歳入合計	二六、四七八

歳出科目	支出済額
○經常部	一、六〇一 千圓
關東廳	五二六
法院及刑務所	四、〇三九
警察費	二、一八六
教育費	二一三
勸業費	八九七
專賣費	四、五三九
逓信費	一四八
海務局	四〇五
醫務院	一四五
土地建物借料	九三
傳染病豫防費	一四五
國債整理基金	九二
特別會計繰入金	一
諸支出金	一五、〇二一
豫備金	一三 千圓
○臨時部	
教育費補足	

事業費	三、九七四
土地會費	三
委員支那費	九
臨時獎勵費	一八
勞働統計調査費	一、〇〇〇
地方費補助	二三五
臨時警備費	一六
大禮施設費	五六四
補助費	五、八三四
計	二〇、八五五
歳出合計	

### 第二租 稅

關東州の租稅制度は明治三十八年の遼東守備軍令鹽稅規則、同年の民政署令關東州地租規則等に依つて設置せられてから爾來幾多の變遷を経て現在左の如き體系を形成するに至つた。





而して昭和三年度を例にとつて、各税種に就いて、其の収入額及割合歩合左の通りである。

國稅	科目	收入濟額
直接國稅	地租	二二六千圓
	所得稅	二、六六二
	取引所稅	九四
	計	二、九七二
間接國稅	酒稅	四〇四
	煙草稅	八五四
	鹽稅	三三二
	計	一、五九〇
總計		四、五六二。

### 第三專賣

而して一人當國稅の負擔額は五圓四十八錢（内地十四圓七十四錢）である。（昭和三年度）

關東州に於ては關東州阿片令（大正十三年勅令第五十三號）同令施行規則（大正十一年關東廳令第四十九號）に依つて、阿片が製造並販賣共に專賣制度に支配さるゝ事となつたが、此は臺灣の阿片專賣と同様財政上の理由に基く專賣ではなく警察取締上の爲である。

故に阿片吸食者は官廳の許可を受けねばならない。  
尙昭和三年度の專賣收入は一、九二九千餘圓である。

### 第四 地方財政

關東州地方稅は關東州地方費令（明治四十年勅令第四十八號）に基いて創設され、關東州地方稅規則に依つて内容上は營業稅及雜種稅の二つに大別せられるが其の稅制體系は左の通りである。



又其の内容は左の通りである。

地方費收入豫算表	
經常部	一、五一〇 千圓
租 稅	一、五九六
事業及財産收入	六三九
雜 收 入	三、七四五
計	一六七 千圓
臨時部	一、〇〇〇
物品拂下代	三五
寄 附 金	一、三三三
國庫補助金	二、五五五
前年繰入	六、三〇〇
計	三五 千圓
收入合計	
地方費支出豫算表	
經常部	
會屯事務費	

教育費	四四五
勸業費	一六〇
衛生費	一五七
築造物費	三二一
救濟費	一
消防費	一一五
作業費	一、〇七〇
土木維持費	三〇一
地方費取扱費	一一〇
諸支出金	八
豫備費	一〇〇
計	二、八三三
臨時部	
營繕及土木費	一、五五四
補助費	一、七八〇
調査費	八九
業勢調査費	二二

博覽會出品費  
計 二五  
三、四七〇

六、三〇三

(昭和三年度)

### 第五節 南洋群島

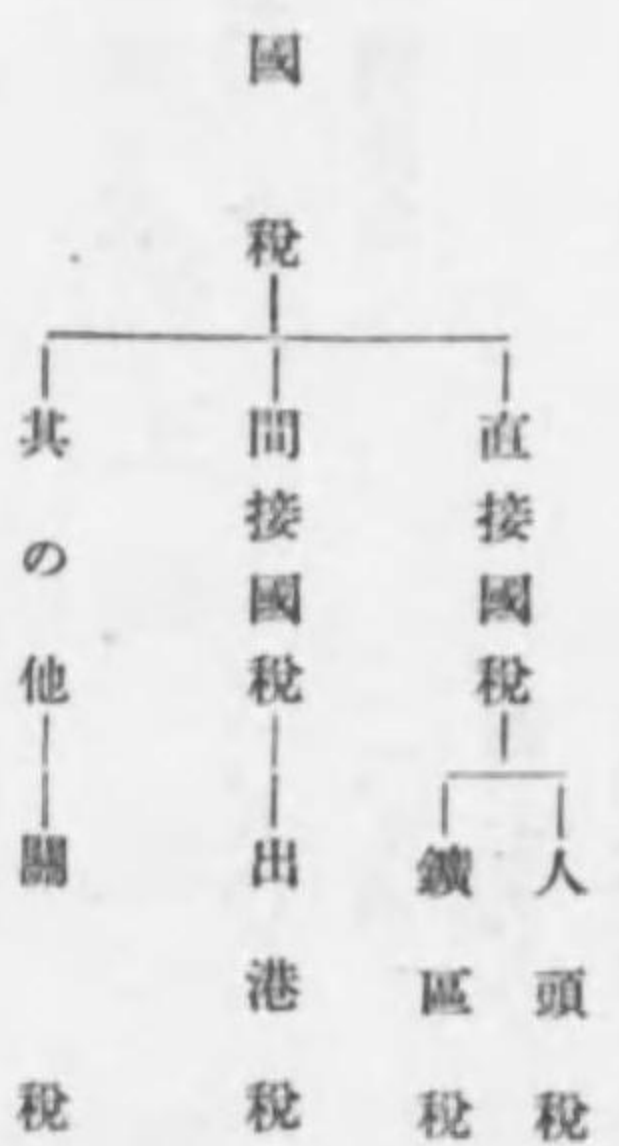
南洋群島に於ても亦特別會計制度であつて、南洋廳特別會計法(大正十一年法律第十七號)、一般會計から補充金を受入れて經理して居る事は他の所管地域と同様である。その歳出入の概況は左の通りである。

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
歳入 七、〇〇八 △一、八〇〇	歳入 七、五九九 △一、八〇〇	歳入 七、六二八 △一、八〇〇	歳入 五、二四二 △一、八〇〇
歳出 三、九四九	歳出 四、六一八	歳出 四、五三四	歳出 五、二四二 △印は國庫補充金

今昭和三年度の決算額に就いて其の財政状態の一端を窺ふに。

歳入	歳出
〇經常部 租稅收入 一、二二三 官業及官有財產收入 一、六九五 印紙收入 九 雜收入 八 計 二、八三四	〇經常部 南洋廳 二、四四〇 特別會計繰入金 四 計 二、四四四
〇臨時部 官有物拂下代 一三 補充金 一、八〇〇 前年度剩餘金 二、九八一 計 四、七九五 總計 七、六二九	〇臨時部 事業費 八六一 獎勵及補助費 一、〇二七 土地調査費 五三 大禮施設費 二 災害費 一四八 計 二、〇九〇 總計 四、五三四

次に現行租税制度は左の體系の許に整へられてゐる。



而して此等租税收入の内容は左の通りであつて、一人當の負擔額は約十九圓である。(内地十四圓七十四錢)

科目	收入濟額
○直接國稅	
人頭稅	七八、七九〇
鑛區稅	七六
計	七八、八六六
○間接國稅	
出港稅	一、〇〇七、一三九

關稅	計
關稅	三六、五三一
計	一、〇四三、六七〇
總計	一、一二一、五三六

(昭和三年度)

前表に於て見る如く租税收入の九割は出港税であるが内地及他の所管地域に於ける負擔とは内容に於て自ら異なる所がある。

#### 第四章 教育、神社、宗教及衛生

##### 第二節 教育

###### 第一目 朝鮮

###### 第一 教育制度

###### 一 教育制度の變遷

朝鮮の教育は古來儒學を宗とし科學に應ずるを以て唯一の目的とし京城に成均館及東西南中の四學あり各郡には郷校及面、洞には書堂があつた。

然るに日清戰爭當時韓國が庶政の革新を行ふに當つて、教育の制度も亦日本の制度を模して改正した。

後明治三十九年統監府設置の前後より内地人參劃の下に大に學制改善擴張せられ、明治四十一年高等女學校令、私立

學校令、翌四十二年には實業教育令各々發布せられたが併合後教育制度は根本的に改正せられて四十四年の朝鮮教育令となり、次で大正十一年公布された現行朝鮮教育令となつて其の教育制度は確立し、教育機關の整頓、内容の充實等、全く一新紀元を劃した。

### 二 教育制度の概要

#### イ 普通教育

普通教育に在つては朝鮮の特殊の事情上國語を常用する者と然らざる者とに依つて學校の名稱、系統を區別し國語を常用する者は小學校、中學校又は高等女學校に於て教育し國語を常用しない者は普通學校、高等普通學校又は女子高等學校に於て教育する。即ち前者は内地人本位のもので小學校令、中學校令、高等女學校令に依るを原則とし、後者は朝鮮人本位のもので朝鮮教育令中に夫々當該學校に關する規程を設けて居る。普通教育機關は斯の如く兩者共に其の名稱、系統を異にするけれども修業年限、入學資格は勿論、學科課程、每週教授時數等は略同一であつて、其の主なる差異は、

- (一) 國語常用者の學校には朝鮮語を加ふることを得させ、國語を常用としない者の學校に在つては朝鮮語を必修せしめる。
  - (二) 普通學校に在つては歴史及地理に特に朝鮮に關する事項を教授せしむる。
  - (三) 普通學校の修業年限は六ヶ年を本體とするけれども、土地の情況に依つて五年又は四年とすることが出来る。
  - (四) 公立小學校は學校組合に於て設置し公立普通學校は府、郡、島の學校費に於て設置する。
- 等であるが竟究此等の區別は兩者の國語力の差異著しく且思想習俗を同じくない等の事情上已むを得ない事由に依

つたものであるが故に特別な事情の場合には相互に入學し得るの規程を設けて居る。

#### ロ 實業、専門、大學教育

此等の學校は内地に於ける此の種の學校と同一である。即ち内地現行の實業學校令、専門學校令又は大學令に據り且内鮮人共學であつて各學校の修業年限、學科、其の他の制度は全く内地と同一である。

#### ハ 師範教育

師範教育も内鮮人共學であつて略々内地同様であるが、ただ入學資格が内地に比して低く同時に其の修業年限を延長して居る。

### 第二 教育機關の現況

#### 一、普通教育機關

##### イ、初等教育機關

昭和二年末に於ける初等學校數は總數一千九百四十二校であつて、

校 數	教員數	兒童數
小 學 校	四六三	一、九二八
		五七、一七二

公立小學校に就いて見るに學校一に付き兒童數は二二三・五人、教員一人に付き二九・九人の割合である。其の支出金は四、一三、七四八圓で國庫補保六五九、六五八圓、地方費補助六三二、七八五圓を以て經營して居る。

次に普通學校に就て見るに左の通りである

	校 數	教 員	兒 童 數
官公立普通學校	一、三九七	八、二八三	四〇二、四二四
私立普通學校	八一	三六〇	一九、四六〇

尙大正八年度より普通學校は三面一校の計畫であつたが、今日に於ては二面一校に達して居る。而して一學校に付き兒童數は二八八人、一教員に付き四八・六人の割合であつて其の支出金は一四、〇〇六、二〇四圓で、國庫補助一三

一、七六八圓、地方費補助金六、二六九、〇九三圓である。  
次に中等學校に就いて云へば昭和三年五月末現在では高等普通學校は公私立で二十四校、女子高等普通學校は公私立で十五校ある。其の他中學校は十一校、高等女學校が二十三校あつて從來中學校、高等普通學校、女子高等普通學校は官立であつたが大正十四年度から之を道地方費の經營に移して公立學校とした。

ロ、實業學校

實業學校は公立四校、私立五校で其の教員數は合せて五五八人、生徒數は九、四二二人で經費は一、三九三、一一一圓である。此の外公立補習學校が六〇校ある。(昭和二年度)

ハ、専門學校並に大學

昭和二年未現在に於て専門學校は官立五校、私立五校で生徒數は合計一、六四四人である。  
大學教育は京城帝國大學官制(大正十三年勅令第三百三號)及帝國大學令に依る旨勅令(大正十三年勅令第四百號及同年勅令第五百號参照)を以て公布せられ醫學部、法文學部の二學部創立せられ同十五年より開校し内地の大學と全然同等であり、其の講座數は五三、職員數二二〇人、學生二九一人の狀況である。(昭和二年末)

尙其の豫備教育機關として修業年限一ケ年の豫科を附置して大正十三年度から開設して居る。

ニ 其の他の學校

朝鮮に於ては其の他種々なる學校あるも、注目すべきは私立の宗教學校と書堂である

A 私立宗教學校

私立宗教學校は二三三校で其の生徒數一九、九七三人であつて經費八五二、四七〇圓に上つて居る。(昭和二年度)

B 書堂

書堂は恰も往時の内地の寺小屋式のものであつて、其の教科書としては千字文、童蒙先習、啓蒙篇、通鑑、史略を始め、史記、四書、五經の書を用ひて之が素讀を授くるのを本義として居る。其の分布は廣く且數多く各道の山間僻に至るまで隨處に之が設立を見ない所はない。昭和二年末に於ける總數は一萬五千餘で、生徒數は一九萬人弱である。

第二目 臺灣

第一 教育制度

一 沿革

領臺前に於ける臺灣の教育制度は其の當時の清國の教育制度と稍同一であつて臺南、臺灣(臺中)、臺北の三府に府儒學を置いて最高の學府とし、各縣に縣儒學を置き、各府縣には儒學の外に更に書堂を設け主として學生の試験をしてゐた。この外各地に義學、書房又は社學があり、我國往時の寺小屋式のものであつて其の教授方法は漢文の讀解と習字が主であつた。

領臺後明治二十八年學務事務所が臺北に設けられ同年九月芝山巖學堂創立せられ附近の兒童數名を集めて國語教授

を始め、教科書を編輯した。其の後時勢の推移と島情の變遷に伴つて幾多の改正を見たが大正八年勅令第一號を以て臺灣教育令が發布せられ、本島に於ける臺灣人の教育組織が始めて整然となつた。しかしこれは内地の學制とは全然別系統であつて、主に本島に於ける當時の實情に鑑みて制定せられたものであつた。

二 現行制度

然るに大正十一年教育上徹底的な改革を斷行し依つて現行臺灣教育令(同年勅令第二十號)の發布を見るに至つた。茲に於て從來内地と臺灣人とに由つて系統を異にして居つた本島の教育制度は始めて渾一し、初等教育、師範教育を除くの外、内地の制度と全く同様のものとなつた。詳言すれば中學校以上は全部共學を原則とし、初等教育に在つては國語を常用する者は小學校に、國語を常用しない者は公學校に入ることとを原則とせられた。これは初等教育に在つては國語使用の差異の關係上直ちに共學制を採用することが困難であるからである。故に本島人の子弟でも國語を家庭で使つて居る者は小學校に入學が出来るのであつて近年本島人子弟にして小學校に入學する者が少くない。師範教育に在つては其の入學資格を尋常小學校卒業を程度とし修業年限は六年である。其の他は全く内地と同一で、斯くて新學制が唯一の系統に整へられた。

第二 教育機關の現況

一、初等普通學校

初等教育には公學校と小學校の二種ある事は前述の如くであるが、昭和三年度に於ての概況は左の通りである。

小學校	校數	教員	兒童數
小學校	一三三	八一九	二九、七八二

公學校	校數	教員	兒童數
公學校	七五〇	五、二四九	一三五、一六四

而して公學校は原則として修業年限は六ヶ年であるが土地の事情に應じて四年又は三年の公學校もある。

尙此等の學校經營の費用は市、街、庄、州又は廳地方費を以て支辨し、且小學校には蕃地其の他交通不便の地に在る者の子弟を收容せんが爲め、寄宿舎を設くるものもある。授業料は一般に徴收するを原則とするが、貧困者には免除又は減額し、一家二人以上通學のものには之を減額せしめて居る。又寄宿者に入るものには寄宿舎費を補給し鐵道沿線に散在する兒童の爲めには無賃乗車券を發行して居る。

二 高等普通學校

高等普通學校には中學校、高等女學校の二種があつて、二者共に州立であるが其の概況は左の如くである。(昭和三年度)

中學校	校數	教員	生徒數
中學校	一〇	二五六	四、六四六
高等女學校	一一	二七七	四、八一三

三 實業學校

本島に於ける實業學校は單に農業、工業、商業の三種であつて總て州立であつて内地の實業學校令に準據して居る。昭和三年度の概況は六校で職員數一七二人、生徒數二、一六〇人である。

四 師範學校

師範學校は小學師範部、公學師範部に分れて居つて、小學師範部は小學教員たるもの、公學師範部では公學教員たる

べき者を養成して居る。

師範學校の修業年限は六年で普通科五年、演習科一年である。但し女子は修業年限を五年とし普通科で一年を短縮してある。師範學校はいづれも官立で四校、職員數一四四人、生徒數一、三八二人である。(昭和三年度)

### 五 高等學校、專門學校並大學

高等學校は高等學校令に依ることになつて居るが、現在は臺北に一校あり七年制の高等學校で大正十一年に創始せられたものである。

專門學校は專門學校令に依り現在三校、職員數一七〇人、生徒數七二九人である。(昭和三年度)

大學は臺北帝國大學として昭和三年設立されたもので、文政學部、理農學部の二部が設けられてゐる。

文政學部は二四講座、理農學部は二四講座であつて昭和五年度完成の見込である。

### 六 其の他の學校

#### イ 一般私立學校

大正十一年新に私立學校規則を定め、同規則に依つて設立されたもの二十校、教員數一六二人、生徒數三、三二一人である。(昭和三年四月末)

#### ロ 書房

書房も大正十一年教育令の改正に伴ひ同時に私立學校規則に依ることとなり昭和三年四月末現在には其の數二二六、塾教師二〇一人生徒五、三五七人を數へる。

### 第三目 樺太

樺太に於ける教育制度は初等教育制度に在つては初め應立小學校、私立小學校の二系統があつたが大正九年一齊に之を

改め樺太公立小學校に改め教員の諸給與は之を國庫の負擔とする等教育制度の改善に關する告諭の發布を見た。(明治四十一年勅令第四十五號樺太に於ける小學校に關する件参照)

今其の概略を述べれば左の通りである。

#### 一 初等教育

昭和二年度公立小學校數は一七四校で教員數八五五人、兒童數三一、七四四人であつて一校に付いて兒童數二三九人、教師一人に付いて四九人の割合である。

而して教員俸給平均額は一〇四圓六八である。

土人教育機關としては土人教育所六校、兒童數二二六人である。

#### 二 中等教育

中等教育機關としては中學校並に高等女學校があつて前者は三校で、生徒數一、二四八人、後者は四校ある。

#### 三 教員養成

大正七年樺太廳大泊中學校に小學教員講習所を置いて小學校尋常科准訓導以上の學力を有するものを收容し、尋常小學校本科正教員の資格を養成することにしたが越えて大正十一年四月には之を改正して中學校卒業者若しくは之と同等以上の學力ありと認むるものを收容して小學校本科正教員を養成して來たが、昭和二年四月には更に研究科を増置して小學校本科正教員を一箇年間收容して居る。尙樺太廳高等女學校補習科に師範部を設け終了後は無試験檢定の上尋常科正教員の免許狀を與へて居る。

### 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地



### 第一 教育制度

關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける學制は大體日本人教育、支那人教育の二大系統を爲して居るが此れ全く言語、風習に差異ある爲め教育方法の便宜性に基くものであつて決して種族的な差別に依るものではない。故に教育上支障のない限りは支那人の子弟にして日本人教育の諸學校に入學する事を認めて居る。更に之を經營主體に依つて分てば關東廳經營のものとな滿洲鐵道會社の經營のものとの二種がある。

#### 一 日本人教育制度

主として内地人の教育に就ては小學校、實業補習學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、大學等があつて總て内地の諸法令に準據して居る。

唯特に環境と生徒兒童將來の生活上の要求を考慮して學科目、教材等の選擇、取捨並教授訓練に必要な參酌を加へた。尙滿洲に於ける小學校教育は全然任意教育で就學を強制しない。

#### 二 支那人教育制度

支那人教育の初等教育機關としては普通學堂、公學堂、中等教育機關としては中學校、實業學校、師範學堂等があつて普通教育、實業教育は日支人分離主義を採り、專門教育、高等教育は共學の制を採つて居る。

### 第二 教育機關の現状

#### 一 初等教育機關

##### イ 日本人教育機關

日本人の初等教育機關としては小學校であるが、昭和二年五月現在の概況は左の通りである。

	校 數	職員數	兒童數
關 東 州	一九	三九〇人	一一、五一四人
附 屬 地	二五	四一〇	一一、〇四〇
領事館管内	一〇	四五	九〇九
であつて在滿朝鮮人教育の爲めには次の如き教育施設がある。			
附 屬 地	七	三二一人	一、三七四人
領事館管内	二一〇	七五三	一九、四四〇

##### ロ 支那人教育機關

現在支那人の初等教育機關としては、關東州普通學堂關東州公學堂南滿洲鐵道附屬地公學堂及日語學堂であつて(一)關東州公學堂教育は初等科修業年限四年、高等科修業年限二年とし別に補習科一年 (二)普通學堂は土著民教育であつて、その修業年限は四年であつて會の設立で職員は凡て支那人である (三)日語學堂は滿鐵會社の設立にかかり附屬地内須要の地にあつて修業年限二年で主として日本語を教へ併せて商業に關する知識を授ける。

關 東 州	校 數	職員數	兒童數
公 學 堂	一〇	二七〇人	七、六一五人
普 通 學 堂	一〇九	四七一	一一〇、三二一人
私 立 書 房	二〇三	二二〇	三、一九三人
私 立 學 校	三	二五	四五〇
			一〇一

附屬地	公學堂	一〇	九八	二、九八七
	私立學校 (支那人經營)	一二	二六	一、〇九五
				一〇二

尙日語學堂は一校で生徒數八三人である。(昭和二年五月現在)

### 二 中等教育機關

滿洲に於ける中等教育機關は左の通である。

校名	校數	生徒數
中等學校	七	三、五八五
支那人關係ノモノ	七	一、三八八
日本人關係ノモノ	二	五〇一
高等女學校 (附屬地へ家政女學校)	七	三、四二四
朝鮮人關係ノモノ	二	三五五
日本人關係ノモノ	二	八四
實業學校	三	一、九七九
支那人關係ノモノ	七	七四一

而して日本人子弟の爲めの實業學校は凡て南滿洲鐵道會社及其他の公私團體の經營にかかる。

### 三 師範教育機關

支那人の初等教育に従事すべき教員を養成する機關として旅順師範學堂がある。尙同學堂附屬教員養成部は日本人にして關東州小學校及關東州公學堂の教職に従事せしむることを主たる目的として設置してある。更に南滿洲鐵道會社の設置にかかる滿洲教育專門學校は專門學校令に據るもので、主として附屬地に於ける小學校教員を養成する目的のものである。

### 四 專門學校並大學教育機關

專門學校令に依る專門學校は前述した滿洲教育專門學校の外に二校あつて即大連にある南滿洲工業學校、ハルビンに在る日露協會學校此れである、昭和二年度の三校合計生徒數は四七八人である。次に大學令に據る大學は單科大學として旅順工科大学及滿洲醫科大學等がある。共に大正十一年の勅令を以て設置せられたものであつて前者は大正十五年度に開始し、後者は大正十四年度に開始した。學生、生徒數は豫科の生徒を合して左の通である。(昭和二年五月現在)

旅順工科大学	日本人	二八二
	支那人	五一
滿洲醫科大學	日本人	三一七
	支那人	一八二

### 五 其の他の教育施設

#### イ 補習教育施設

補習學校の數及其の生徒數は左の通である。(昭和二年五月現在)

	校數	生徒數
關東州内	一六	二,四六九人
附屬地内	二四	三,四九〇
領事館管内	六	五〇六
口書房		

關東州内に於て昭和二年度の概況は書房數二〇三、兒童數三、一九三人であつて、依然として重きを爲して居る。

### ハ 幼稚園

滿洲に於ては幼稚園教育は比較的發達し其の概況は左の通である。(昭和二年五月現在)

	園數	保母數	幼兒數
關東州	一五	四六人	一,一〇〇人
附屬地	二四	五三	一,九八八
領事館管内	五	六	一六六

### 第五目 南洋群島

南洋群島に於ける教育機關としては、小學校及公學校の二種があつて共に官立ではあるが前者は邦人の兒童を教育するものであつて其の程度及組織は内地の小學校と何等變る所がない。

後者は島民兒童を教養するのを目的として其の修業年限も三ヶ年乃至二ヶ年として居る。昭和四年四月末の概況を略記

すれば左の通りである。

	校數	職員數	兒童數
小學校	九	二三人	九〇〇人
公學校	二二	八一	二,五四七

其の他宗教學校一〇校、兒童數八六二人ある。

## 第一節 神社

### 第一目 朝鮮

朝鮮に於ける神社に就いては、大正四年八月府令を以て神社に關する諸規程を發布して神祇崇敬の範を示し、尙又神祠に就いては同六年三月府令を以てその創立その他に關する規定を設けた。

而して昭和三年末に於ける神社の現在員數は四十七社、神祠の現在員數は百五十二社である。尙朝鮮全土の總鎮守として京城に創建せられた官幣大社朝鮮神宮は天照大神及明治天皇の二柱の神靈を勸請し奉り大正七年度から國費經營の繼續事業として工程を進め、同十四年九月を以て全部の竣功を告げ十月十五日鎮座祭を執行せられ毎年十月十七日を例祭と定めて勅使が差遣せらるゝ事に御治定あらせられて居る。

### 第二目 臺灣

本島に於ける神社は總て領臺以後の建設に係り、其の數、官幣大社一、官幣中社一、縣社八、無格社十二ある。又神社

としての物的要素を具備しない社が五十あつて各地に散在して居る。而して官幣大社臺灣神社は臺北市外約一里、劍潭山の中腹に在つて、大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王の四神を奉祀する。明治三十三年内務省告示第八十一號を以て創建のこと發表せられ、翌三十四年十月鎮座式を行ひ、爾來毎年十月二十八日を以て例祭日とする。

### 第三目 樺太

本島に於て明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社が建立せられ、爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其他各地に相亞で産土神社の建立を見現在その數八十社に及んで居る。

而して官幣大社樺太神社は祭神が大國魂命、大己貴命、少彥名命、の三柱で豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座し、明治四十四年八月鎮座あり、大祭日は樺太施政紀念日である八月二十三日である。

### 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

昭和三年末の關東州及附屬地管内に在る神社は州内十一社、附屬地内三十一社、領事館内一社合計四十三社である。此等神社の祭神は總攬神である天祖天照皇大神を奉齋するのが主であつて、天照皇大神と明治天皇、大國主神の如き他の神祇とを共に奉齋するもの此に次いで居る。

## 第三節 宗教

### 第一目 朝鮮

#### 一 變遷

朝鮮に於ける在來の宗教中主なるものは佛教、基督教、其の他の宗教である。

#### イ 佛教

佛教に就いて其の變遷を見るのに、其の傳來は高句麗小獸林王二年（一五五五年前）に百濟、新羅を経て高麗の末期に至るまで歷朝の外護に因つて頗る隆昌を極めたが、李朝に至り其の隆盛に伴ひ弊害百出せるに鑑みて専ら儒學を獎勵して寺刹の新設並に良民の僧侶となるを禁じる等抑壓を加へた結果、特別の保護の下に在る以外の寺刹は多く荒廢に歸し、興隆するの由なくして歲月を送つて來たが、李太王の甲午の改革に依り信教の自由を得更に日韓併合後四十四年寺刹令の施行に依つて僧侶の地位は保障せられ、寺刹の財産は其の保有を鞏固ならしめ、數百年來沈衰して居つた佛教は茲に漸く蘇生の觀を爲すに至つた。爾後漸次布教、興學に努めつつある。

#### ロ 基督教

朝鮮に於ける基督教の傳播は十八世紀の後半中朝鮮から清國に使した者が北京で天主教の聖書を購入して之を傳へたのが濫觴である。

初め天主教は京畿道を中心として傳播したが、其の教義が朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反するものとして李朝の正祖は之を嚴禁し、教徒は峻刑に處し、書籍は悉く沒收し且つ輸入を禁ずる等所謂迫害時代を現出した。其の後歐米の宣教師の朝鮮に渡來したるは憲宗二年（九十一年前）佛國人ビエルモーバンであつて其他二名の宣教師渡來したるが壓迫は依然たるものであつた。然るに李太王十九年歐米諸國との外交關係が成立し、従つて基督教の布教を默認したから天主教も亦漸く教勢を恢復した。

## ハ 其の他の宗教

朝鮮在來の宗教類似團體にして未だ法令に於て宗教として認められないものとしては、東學の鼻祖崔濟愚を教祖とするものに天道教、侍天教、上帝教、大華教、水雲教等、道教の流れを汲む姜一淳を教祖とするものに普天教、濟化教、無極大道教等、及擅君を祭神するものに擅君教、大倮教、儒教を奉ずるものに太極教、大成教等三十餘箇の教團があるが其の古きものと雖も七十年を出でない。

## 二 宗教の現状

布教規則に依つて公に認められた宗教は神道、佛教及基督教の三である神道各派は天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黒住教の八派で昭和三年末の調べでは布教所一六八所、宣布者一四九人信徒數七萬九千八百餘人で主として内地人側に行はれて居る。

佛教は内地佛教の眞宗、日蓮宗、淨土宗、眞言宗、曹洞宗、臨濟宗、黃檗宗、天台宗に屬する十九派と朝鮮在來の佛教は禪宗に屬する曹溪宗、總南宗、天台宗、教宗に屬する華嚴宗、慈恩宗、中神宗、始興宗等がある。

内鮮兩派を通じて寺院、寺刹及布教所は一、八七八箇所、僧尼及布教者七千餘人、信者四十二萬餘人である。

基督教は明治十六年中朝鮮政府と英國との通商條約に依つて、其の禮拜堂を設け宣布することを許されて以來、各國布教に従事するに至つたもので朝鮮耶蘇長老會、天主公教、南監理教會、聖公會等總て十六派あつて布教所三千九百餘箇所、布教者二千八百七十餘人、信徒二十八萬餘人である。其の他天道教は盛時教徒百餘萬と號したが現在は九萬餘にすぎない。之に亞ぐは普天教であつて現在は三萬餘の信徒を有するのみである。(昭和三年)

## 第二目 臺灣

## 一 變遷

臺灣に於て行はるる宗教の主なるものは儒教、道教、佛教、基督教及其の他の神佛又は祖先を祭祀する團體とである。

## イ 儒教

儒教は其の傳來古く今日に於ても内地及支那に於けると同様、本島社會道德の維持上に大なる勢力を有して居る。而して純然たる儒教に屬するものとしては文廟、節孝祠、祖廟等がある。

## ロ 道教

道教も亦古來より島民の信仰する所であつて本島の寺廟の大多數は道教に屬するが、其の祭神は道教本來の神以外に、儒教所屬の神靈又は佛教所屬の觀音等を祀るものが多い。

而して是等の神佛も其の本來の儒教又は佛教的な性質を離れて全く道教化され純然たる道教の神として祀られる。要するに本島に於ける儒、佛、道の三教は全く混同せられ、其の間に截然と區別する事は困難である。

## ハ 佛教

本島の佛教には領臺前傳來したものと、領臺後傳來したものと別があつて、領臺前の佛教は南方支那の佛教と同じであつて、其の寺院は大抵鼓山湧泉寺式或は怡山長慶寺の末徒の開拓に係り傳燈に於ては概ね禪宗に屬するが、内地の禪宗の如く純萃たるものではなく、其の内容は淨土宗に傾いて居る。

尙領臺前に傳來した佛教の一派に齋教がある。明朝の頃に禪宗から變胎したもので教義とする所は一般佛教と異ならないが、佛教の教義以外に儒道の教義を加味したものが多く、

其の徒の僧侶と異なる點は出家せず法服を纏はず、頭髮を剃らず、一般の俗人として市井に出業を營み其の身を持す

る事が厳正で、能く戒律を守ることである。  
齋教には先天、龍華、金幢の三派あるが、教義上は大差がない。領臺後は内地の佛教各派、各地に布教所を設けて布教傳導に努めつつある。

二 基督教

領臺以前より布教に従事したものは天主教、長老教會の二であつて、西曆一六二七年和蘭宣教師カンチウスガ天主教を南部臺灣に傳へ、之れと前後して西班牙宣教師も北部臺灣に渡來して銳意土蕃の教化に努め一時隆盛に赴いたが後一六六〇年鄭成功の占據と共に一旦基督教は其の跡を絶つた。後約二百年を経て一八五九年西班牙人は再び本島に於て天主教の布教を企て、ゼンス博士を派遣し爾來幾多宣教師の努力に依つて各地に教勢を擴張するに至つた。

次で一八六五年には蘇格蘭及カナダの長老教會より宣教師來島して布教に努めた。

領臺後は日本基督教會、組合教會、聖公會、ホーリネス及ギリシヤ正教會の五派が布教に従事し日本基督教會及聖公會最も古い。

水 神道

神道は全く領臺後行はれしものであつて現に天理教以下六派がある。

へ 神佛又は祖先を祭祀する團體

本島に於ては古くより神明會、祖公會なるものがあつて、神明會は身分の相同じき者即ち讀書人、同業者、同郷人、同姓者等の關係に縁つて數名乃至數百名の同志が或る神佛を祭祀するを目的とする團體である同時に副目的として會

員相互の利益を進め、親睦を圖り、同業者間の規約を明にし、共同財産の利用を圖り、道路、橋梁、義渡の保存を計るなどのものもある。

祖公會は略神明會と相似たものであるが、唯會員の資格は同姓又は同宗の者に限り且祭神は必らず其の會員一同の共同祖先でなければならぬ。

二 宗教の現況

昭和二年末に於ける前述各宗教の現況を數字的に示せば左の通りである。

	寺院(布教所)	布教師數	信徒數
佛 教	三七	七三	六〇、一〇一
齋 堂	二〇八	一	一
神 道	四五	七二	二二一、六〇二
基 督 教	二〇八	二二六	四四、〇八三
寺 廟	三、三八七	一	一
神 明 會	六、三〇四	一	一

第三目 樺 太

樺太に於ける宗教は領有前はギリシヤ正教會であつたが領有後内地の各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設けて布教傳導に努めつつある。

宗派は大體神教、佛教、基督教の三であつて、神教に屬するものは神道、黒住、天理、金光、大社の五派、佛教に屬す

るものは眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土の五派、基督教には日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主教教會及日本基督教會の四である。

其の現況を略記すれば左の通である。(昭和二年末)

	寺院又は布教所	布教師	信徒總數
神道	三三三	三九人	二六、四四〇人
佛教	一三一	一二九	三五、九三三
基督教	三	一	三〇一

#### 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

南滿洲に於ける宗教は支那固有のもの最近日本其の他の諸國より扶殖せられたものとの二つに區別する事が出来る。在來の宗教としては佛教、道教、儒教、回々教、喇嘛教があつて、佛教に屬する宗派としては雲棲派、法眼派、雲氣派等、道教には龍門派、金光派、華山派等がある。何れも幾百千年の歴史を有して民族的にも社會的にも政治的にも教育的にも頗る密接なる關係を有して居る。

更に新宗教としては神道、佛教、基督教等があつて日本人の信仰が主である。

而して日本人の經營に係る寺院の類は多くは日本に本山又は本部を有し管長又は本部長の監督指導を受けて教務を執行するを普通とする。

關東州及附屬地内の此等宗教の概況を述べれば左の通りである。

	寺院(布教所)	布教者數	信徒數
神道	五〇	一三一	九、七五〇人
佛教	二〇六	二九九	八二、八一
基督教	三六	六五	二、〇一六
道教	九四	一五二	七九、五〇三
回々教	五	一〇	二、一二〇
儒教	九	五	八、六四九
喇嘛教	一	一	八一
計	四〇〇	六六二	一八四、九三〇

(昭和二年末)

#### 第五目 南洋群島

古來土人には特に宗教と名づくべき程のものはない。

唯所謂トウテム (Totem) 信仰であつて或動物を一族の祖神と爲し又は或る植物を神聖樹として崇拜するが如きものである。

西班牙及獨領時代には基督教師の傳導の結果漸次基督教を信仰する者多く佛教は「サイバン」島に布教所一ヶ所存するも信徒は内地人及朝鮮人のみである即ち。

寺院又ハ教會(布教所) 宣教師 信徒數  
 基督教 一八八 四三 二七、四七三  
 佛教 二 二 八〇〇  
 (昭和二年末)

### 第四節 衛生

#### 第一目 朝鮮

#### 第一概況

朝鮮は由來傳染病や地方病の流行が絶ゆることなく又各種の寄生蟲病殊に肺、チストマ、十二指腸蟲病は各地に蔓延して居る状態であつたので始政以來總督府は衛生施設の改善發達に努め先づ飲料水の改良方法として京城水道の買收擴築、仁川、平壤、鎮南浦各水道の敷設を完成し釜山、木浦、郡山、元山、其他市街地二十九箇所に對し工費の半額以上を補助して水道敷設を助成し又各道に補助して共同井戸の掘鑿を奨励し傳染病及獸疫の豫防に付ては毎年多額の國費を支出して機宜の措置を講じ又種痘を勵行して著しく其の病勢を局限し又除穢事業其他一般保健衛生の取締に付ても亦常に之を勵行し諸般の施設の進捗と共に稍衛生状態の面目を改むるに至つた。

#### 傳染病患者

病名	大正十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	昭和二年
コレラ	—	—	一七	二五二	—

病名	大正十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	昭和二年
赤痢	一、一九五	一、四四三	二、〇三〇	二、二七七	三、二九一
腸チブス	二、八三九	三、二七三	五、〇〇六	五、一七四	四、七六二
痘瘡	三、七二二	四三九	六九九	一、〇一〇	六二七
發疹チブス	二七	五四〇	二二五	一、二三九	九五二
猩紅熱	一、〇〇八	一、三六一	七三四	七九八	九〇四
チフテリア	四二〇	五二三	五一四	四九七	六〇七
バラチブス	三一四	三〇一	四七四	三七二	四六一
流行性腦脊髄膜炎	—	五三	一七	—	九六
合計	九、五二五	七、九三三	九、七一六	一一、六三一	一一、七〇〇

#### 第二 醫療機關

總督府は始政以來京城に總督府醫院を、各道の樞要な箇所に慈惠醫院を設置し且疆内各地に内地人公醫を配置して診療に當らしめて居る。此が昭和二年末の狀況を示せば左の通りである。

醫師	内地人	朝鮮人
合計	七一一	七六二

醫院	官立	道立	公立	私立	計
合計	三	三〇	八八	一一一	二二二



外國人	三三
計	一、五〇六
醫生	四、八五八
限地醫業	一一〇
商科醫	二九五
藥劑師	一七八
產婆	一、〇四〇
護婦	九三八

第二目 臺灣

第一概況

臺灣は一般に不健康地の如く解せられて居るが衛生設備の完成と共に近年其の面目を一新し、ベストの如きも大正七年以來全く之れが発生を見ない。  
最近五ヶ年間の此等傳染病に就いての趨勢を示せば左の通りである。

傳染病患者及死亡者

區別	年次	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
コレラ	患者	一一	三三	一一六	一一	一一
	死亡者					

病名	患者	死亡者
赤痢	一一八	一三
腸チブス	一九七〇	五三〇
パラチブス	一一	一一
猩紅熱	一六	一六
ジフテリヤ	二一四	六二
流膿炎	一八三	六三
痘瘡	一七	一七

次に衛生施設に就いて見るに、上水に關しては總督府は主要都市に水道を設け、昭和三年末には既に竣工したものが二十七箇所ある。又下水に就いては英領新嘉坡の構造に則り本線を暗渠に支線をU字形開渠式とする設計をなし明治三十二年下水規則を發布して此れが普及に努めた結果現在に於ては如何なる小都市に於ても之れが施設を見る。其の他屠畜場の設置、住宅改善、飲食物類の取締を爲して居る事は勿論である。

第二 醫療機關

昭和三年末に於ける臺灣に於ける主なる醫療機關は左の狀況である。

官立醫院 一三

製藥種者	藥產婆	醫	藥劑師	齒科醫			醫師		私立醫院	公立醫院							
				開業	官立醫院奉職	官立醫院奉職	官立醫院奉職	官立醫院奉職			官立醫院奉職						
				開業	官立醫院奉職	官立醫院奉職	官立醫院奉職	官立醫院奉職	官立醫院奉職	官立醫院奉職							
				二七	三、一八七	一、一六六	四二二	四三	二一	一四三	三	一九二	七〇〇	一三一	五四	八九	一七

第一概況

第三目 榊 太

本島には風土病と稱するものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見ることもあるが部分的であつて殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることがない。

最近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加が著しく従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌の傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向にあるが、之が豫防撲滅に努力しつつある。今最近五ヶ年間に於ける狀況を示せば左の通りである。

區別	年次	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
腸チブス	死亡者	三七五九	二九七三	二二五〇	二五〇九	四七六九
チフテリア	死亡者	二九五三	一九四〇	一三四六	二五五九	一二二五
パラチブス	死亡者	三七七	一三五	一三三	六九	一三四
猩紅熱	死亡者	一三	一七	二〇	一九	二
赤痢	死亡者	一六	一四	三一	三二	四三
痘瘡	死亡者	一四一	一四	一	八	六
流行性脊髄膜炎	死亡者	一一	一一	一	三	四
計	死亡者	一五二八九	四九六九	四九七〇	一六一一〇	一七四〇三
死亡率 %		二二、九	二二、九	二〇、七	二一、五	一九、六

次に衛生設備としては先づ飲料水であるが現に上水道の設備のあるものは豊原町及泊居町のみであつて眞岡町其の他に

簡易水道あるが其の他の地に在つては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供して居る。

第二 醫療機關

現在醫療機關として豊原、大泊及眞岡に榊太廳醫院があり一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつつある。尙管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ一定の補助を與へて居るもの六三名ある。而して此等の概況を示せば左の通りである。(昭和三年末)

醫 師	假 免 許	九 六
商 科 醫 師	假 免 許	八 六
產 業 假 免 許	假 免 許	三 五
看 護 婦	假 免 許	二 六
藥 劑 師	假 免 許	一 八 二
藥 種 商 業	假 免 許	三 二
藥 種 商 業	假 免 許	九
藥 種 商 業	假 免 許	三 四
藥 種 商 業	假 免 許	八 六
藥 種 商 業	假 免 許	五 六

第四目 關東州及南滿洲附屬地

第一概況

管内は國際的交通路に當るので外界から傳染病の脅威を受くる事が大である、之が爲に關東廳は大連に檢疫所を置き海

港の檢疫を行ひ其の設備も完備して居る。

陸上は奥地から時々ペスト侵入の虞があるので常に警戒を懈らず北滿蒙古方面にペスト發生の際は關東廳は滿鐵會社と共に應急の準備を整へ防疫に努むるを常とする。

傳染病に就いての最近五ヶ年間の狀況を示せば左の通りである。

病 名	年 次	大 正 十 三 年	同 十 四 年	昭 和 元 年	同 二 年	同 三 年
腸 室 扶 斯	患 者 死 亡 者	九 三 四 一 二 二	一 八 五 一 〇 二	一、一 五 七 一 二 一	七 六 七 九 三 七	一 七 四 一 〇 二
パ ラ チ ブ ス	患 者 死 亡 者	一 三 六 五 六	一 五 六 六 四	二 〇 〇 九	一 八 〇 一 五 〇	四 〇 六 一 三 六
赤 痢	患 者 死 亡 者	一、一 七 二 一 四 九	一 九 九 一 六	一、二 八 〇 二 四 五	一、一 三 七 八 七 〇	一、二 〇 三 〇 九 五
虎 列 刺	患 者 死 亡 者	一	一	一 一 四	一	一
痘 瘡	患 者 死 亡 者	一 二 二 〇 四	五 〇 六 四 八	三 二 二 三 四 二	一 八 〇 七	二 三 三 二 八 七
百 斯 篤	患 者 死 亡 者					
實 布 至 利 亞	患 者 死 亡 者	一 一 八 六 八	一 七 四 一 七 四	二 九 六 二 五 六	一 八 九 六	二 二 三 一 七 三
鼠 紅 熱	患 者 死 亡 者	四 四 六 七 〇	一、〇 九 五 三 二	一、四 五 三 七 三	七 八 六 三 三 六	六 九 八 一 一 八

合計	嗜眠性腦炎 患者 死亡者	再 歸 熱 患者 死亡者	流行性腦脊 髓膜炎 患者 死亡者	發疹 瘧疾 患者 死亡者
三、〇九二 三九一		三	三六〇 二〇	一四  四
三、七八八 四一三	一四	二	一二五 五九	一八  八
五、二八〇 五九九	一一		一二四 五四	一九
三、四三六 三八九		一八	二四八 八〇	一四  四
三、八一四 四三九	一七	六	二三八 一八	五九 八九

尙衛生施設として飲料水に就いて見るに、州内は旅順、大連等に官設のもの三ヶ所あり附屬地内は凡て南滿洲鐵道會社の經營に屬し二十四ヶ所ある。(昭和三年末)尙下水道は大連、旅順に附屬地内は南滿洲鐵道會社の施設經營に係り十三ヶ所に在る。

## 第二 醫療機關

醫療機關は關東廳、南滿洲鐵道會社及赤十字社に於て施設せるもの外は個人の經營に屬する。特に大連醫院は南滿洲鐵道會社の經營であつて内容完備し東洋有數の大病院である。尙日本赤十字滿洲委員部は奉天城内に醫院を設け其他管外たる錦州外十二ヶ所に救療所を設けて居る。今醫療機關の概況を示せば左の通りである。

開業 醫師	齒科 醫師	藥劑 師	產科 看護婦		病院 計		製藥 種 商 者
			立	立	官 立	私 立	
七 八	四 四	三 七	二 〇 五	三 四 〇	五	六	一 一 九
附屬地	五 三	三 三	一 七	二 三 九	一	一 八	一 〇 四
關東州	七 八	四 四	二 〇 五	三 四 〇	五	六	一 一 九
(昭和三年末)							四

## 第五目 南洋群島

### 第一概況

本群島は熱帶圈内に在るも氣候比較的良好であつて、居住に適し他の熱帶地に見るが如き惡性の疾病少く保健狀態佳良である。

唯、群島内各島嶼は多く狹少なる珊瑚礁であつて良好なる飲料水を得る事が困難な爲一般に貯溜天水を飲用すると、雨量多く温度高き等罹病の素因なることがある。而して昭和三年中に於ける傳染病患者は左の通りである。

傳染病患者數 (昭和三年中)

赤痢	計	二
アメーバ赤痢	一〇五	(一四)
腸チブス	六	(一)
バラチブス	二	
計	一一五	(一五)

備考 括弧内は死亡者である。

第二 醫療機關

大正三年領有直ちに醫院を開き軍醫官をして一般の診療に従事せしめ同七年には文官たる醫官をして之に當らしめた。更に大正十一年南洋廳の設置と共に醫院を各支廳から獨立せしめ醫療機關の完備を圖り、又同十五年には「クサイ」島にボナベ醫院の分院を設けた。尙毎年數回各地に巡回診療を行ひ、且料金に關しては昭和二年十二月には民度、富力等に依つて群島を甲、乙、丙の三地域に分け甲を略邦人の三分の一乃至二分の一とし、乙、丙も亦甲に準じ相當の差等を設けた。

醫院職員 (昭和四年十二月五日調)

官	職	計
醫官	長	四
醫官		五

醫員	一五
藥劑員	七
書記	三(四)
事務員	七
助手	七
産婆	六(二)
看護婦	一三(五)

備考 括弧内數は兼務なり

第五章 産業

第一節 農業

第一目 朝鮮

第一 耕地

朝鮮に於ては現に總人口の八割餘が農耕を以て業とし農業生産品の總價額は産業總生産品價額の八割内外を占め産業の樞軸を爲して居る。且又全土到る處農業に適し殊に南部地方は氣候溫暖にして農作物の發育が最も佳良である。

昭和二年末の耕地面積並に其の狀態を見るに其の總面積は四百三十八萬七千餘町歩で沓(田)は百五十八萬七千餘町歩、田(畑)は二百八十萬町歩で併合當時の耕地總面積二百四十六萬町歩に比して約二倍の増加率を示して居る。尙干潟地、

河邊荒蕪地、山麓傾斜地等將來開墾、干拓に依りて耕地と爲し得べき未墾地も亦少くない。尙大正九年度より約十五ヶ年間に亘る土地改良事業を大正十五年更に計畫の一部を變更して同年以降十四ヶ年間を期して三十五萬町歩の土地改良を施行する豫定である。

## 第二 組織及經營

### 一 土地の分配

朝鮮に於ける耕作者一戸當り平均耕地面積は畚五段八畝（内地は五段六畝）田（火田を含む）一町四畝（内地は五段三畝）計平均一町六段二畝歩にして内地の一町九畝歩に比すると遙かに多いが、耕作方法其の他の設備の關係上段當りの收穫は梗米、糯陸米平均一石八升（内地は一石九斗九升強）麥七斗二升（内地は大麥一石七斗八升弱）で内地のそれよりも低い。（昭和二年度）

尙右の耕地を自作、小作に分つときは自作畚五十八萬九千餘町歩、田百四十九萬三千餘町歩で小作畚は九十九萬七千餘町歩畑百三十一萬町歩である。

而して大體に於て北鮮地方は自作地の割合が大部分を占め小作地の割合は極めて僅少であるが其の他の地方は自作地よりも小作地の割合が多く殊に南鮮地方に於いては自作地に對し小作地の割合が遙に超過してゐる。

### 二 小作制度

#### イ 小作人の状態

朝鮮に於ける産業は前述の如く農耕を主業として居るので其の人口の職業別は昭和元年現在に於いて農業、林業、牧畜等八一、二一%漁業及製鹽業一、四四%工業二、五四%商業及交通等六、八四%にして右の農家戸數を地主、自

作、小作兼自作、小作及火田民に分てば大正二年末には地主三、一%自作二二、八%自作兼小作三二、四%小作四一、七%で昭和元年末には三、九%自作一九、一%自作兼小作三二、五%小作四三、三%となつて居る。

#### ロ 小作料の決定方法

a 定租法 此の方法は年の豊凶に關係なく年々一定額の自作料を納むる方法で主として田（畑）に行はれ畚（田）の場合は極めて少い。これ朝鮮としては畚の灌漑排水の設備不完全なものが多く豊凶常なき有様であるから定租の法に依ることは地主小作人兩者共却つて不便が多いからである。故に灌漑排水の完備せる良畜の場合の外は此の法に依らない而して小作料決定の標準は平年作の三分五分乃至五割と稱せられるが一般の例は五割近くである。

b 執租法 検見法、着坪法等の別名がある。毎年作物の豊熟前後地主自ら若くは舍音を派して小作人立會の上畚、田に就き立毛の儘に收穫量を達觀し、小作料額を決定する方法である。小作料の率は打租と同様五割を標準とするが多くの場合收穫量は實收額以上に査定するから小作料額は往々實際收穫高の五割を越ゆることがある。

c 打租法 此の方法は地主又は舍音が小作人と立會の上收穫の際稻束の數を以て或は打穀調製の際穀物の量を以て折半するを原則とする。

### 三 火田 民

朝鮮殊に北鮮に於ける農業經營に於いて見のがすことの出来ない又朝鮮農業に特有なものは火田民の存在である。之は朝鮮に於て高峻なる山嶽の連亘せる大地域の蟠居と永い年月續いた經濟的機能の停頓殊に農政林政の不振とが交互に作用して生み出された歸結に外ならない。彼等の多數は國有林野に没入して其の樹木を焼き拂ひ一時的の住家を建て自由勝手に己が欲する儘に開墾する。既墾者は或は其の父子を或は親族知己を、よびよせて次第に獨占地を廣めて

行く。

而して焼き拂つた土地を耕作しやがて其の土壤が含有する自然的肥料の盡くるに及べば家族と共に更らに新しい土地を求めて移動する。樹木を焼いて出来た耕地は無肥料でよく作物が實る、肥料を施すなどの考へもない又それ丈の手敷を施さうともしない彼等はかくて森林を焼土と化して終ふ。

かくて彼等は新しい土地を求めては同じ方法を繰返し漂泊から漂泊への旅を續くる、彼等の生活に於いて要求の第一は食料で之を逐ふて轉々するから衣服や住家に対する欲望の如きは全然第二次的性質を帯びて来る。秋の收穫時になつて作物の質量の激減を見るや家長等は來春移住すべき適地を選定し雪解を待つて家族と共に簡単な家具と農具とを或は背にし或は牛にして新しい土地へと移動する。かくて彼等の生活は自由であるが孤獨である舊地への愛着もなければ共同經濟の觀念もない。是等火田民の生活は農業生産の三大要素たる土地資本及勞力の中主として土地に依つて支持せられ、しかも其の生産は自家用に局限されて居る。されば彼等の家庭消費の剩餘は物々交換の方式で直接の消費へ還る事が多く従つて彼等の生産物は地方物資の需給機關たる市場との交渉も薄い。尙此等火田民の多くは北部の咸鏡南北、平安南北の四道に住居し其の火田面積は全鮮火田の約九割に相當して居る。此等全鮮の火田民の数は百二十萬人と稱せられてゐる。(熟田耕作を兼ねる者も含む)尙昭和二年末の調査に依れば火田面積は三十六萬六千餘町歩である。

### 第三 勸農機關及其他の施設

總督府の農業改良指導の設備機關として重要なものを擧ぐれば左の通りである。

#### 一 農事試験場

イ 本場。本場は水原に在り農産業の改良發達上に資する調査試験、農事の模範、實地指導、講習、講話及種苗、蠶

種、種禽、種畜の配付等を主たる目的とする。

ロ 西鮮支場。黃海道沙里院に在り一般如作物の調査試験を行ふ。

ハ 木浦棉作支場。木浦に在り専ら棉花に關する試験調査、種子の馴化並に栽培等を行ふ。

ニ 蠶業試験所。水原に在り蠶業の改良に關する研究及獎勵の任に當つて居る。

ホ 女子蠶業講習所。水原に在り講習期間十ヶ月にして卒業者總數四百七名に及ぶ。

#### 二 道種苗場

京城、清州、公州、裡里、光州、大邱、晉州、海州、平壤、定州、春川、咸興、鏡城の十三ヶ所に設けられ農業の改良増殖に關する事業を行ふ。

#### 三 道原蠶種製造所

各道に一ヶ所宛設けらる。

#### 四 道蠶業取締所

朝鮮蠶業令に依り蠶種の検査並に蠶病豫防の任に當るものである。

#### 五 道種馬所

種馬はサラブレット種、ハーニー種の雜種及び蒙古種を飼養する。

#### 六 朝鮮農會

大正十五年三月朝鮮農會令に依り實施され昭和二年三月全鮮十三道農會を網羅せる中央農會たる朝鮮農會の設立を見た。

七 朝鮮畜産協會及朝鮮蠶絲會

朝鮮一圓を區域とする任意團體である。

八 水利組合

大正六年十月一日施行の朝鮮水利組合令及昭和三年七月一日朝鮮土地改良令に依るものである。

九 穀物検査所

米穀の検査は大正四年二月の米穀検査規則に基き、又大豆の検査は大正九年以降之を施行することになつてゐる。尙近年總督府は朝鮮の土地改良事業に力を注ぎ(一)既成畝の灌漑改善(二)田を畝とする地目變換(三)開墾干拓に依る開墾の目的を以て計畫を進め又耕種法の改善を企て反當りの増收を計らんとしつつある。

第四 主要農産物概況

一 米

總督府設置以來先づ鮮内の需要を充實し其の餘剰を移して内地及び滿洲地方に輸出する方針の下に土地の開拓、水利の設備を改善して耕地の擴張を圖り内地に於ける優良品種を移して之を普及し、在來品種の改良を講じ施肥及耕作、乾燥調製の方法を改め他方に米穀検査を行ひ以て品質の改善と聲價の發揚を努めたる結果往時に於ける品質の劣惡と土砂夾雜物の混入は全く舊態を革めた。併合當時と最近に於ける生産狀況を比較すれば次表の通りである。

年 別 區 分	稻 作 面 積	收 穫 量	輸 移 出 高
明 治 四 十 三 年	一、三五二、七九七 <small>町歩</small>	一〇、四〇五、六一三 <small>石</small>	七九八、九七六 <small>石</small>

昭 和 二 年	一、六〇二、三三一	一七、二九八、八八七	六、四七〇、二七七
---------	-----------	------------	-----------

二 小 麥

北鮮地方に多く栽培せられ粘性に富み品質極めて良好にして製粉原料として敢て濠洲、米國品に對して遜色はない。昭和二年度の生産高は一、八七五、二三五石で輸出高は七、九三六石である。

三 大 豆

大豆の耕作は内地滿洲に比し風土優秀なるを以て比較的粗笨なる農法に依るも尙品質優良にして相當の收量がある其の品質は内地及滿洲産に比し脂肪含量は伯仲の間に在るが蛋白質は遙かに多いので豆腐、味噌等の原料に供せられ昭和二年中に於ける産額は四百七十四萬七千石にして輸出高は百四十五萬二千石其の價額は二千二百九十四萬圓である。

四 棉 花

在來の棉は纖維長く弾力に富み各種の用途に適する品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に收量綿綿歩合共に多く纖維の細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに成績良好にして年々其の栽培反別を増加し昭和二年には作付反別十三萬七千九百六十四町歩其の栽培戸數七十四萬八千六百戸にして他方在來棉の作付面積は六萬七千五百町歩、栽培戸數二十六萬一千四百戸である。

五 養蠶製絲

朝鮮の産繭は其の品質殆んど内地の優良品種に劣らざるものを出し將來極めて有望である。産繭は自家用として需用



せらるるものの外乾繭の上内地に移出せらるるもの十萬石を算する又製絲業も大に發達し機械製絲を行ふに至り昭和二年の生絲生産は十九萬三千貫、千四百五十萬圓である。

六 其の他

其の他の農産物として甜菜、大麻、芋麻、果樹、蔬菜、小豆がある。

七 畜産

朝鮮は古來畜牛の風習盛んにして體格偉大ならざるも、體質強健にして粗放なる飼養に堪へ温順、持久力強く使役容易で肉も亦美味である。昭和二年に於ける生牛の産額は百五十八萬六千頭でその輸移出數量は四萬三千餘頭價格三百四十八萬餘圓に上る。其の外家畜として豚、馬、驢騾、山羊、綿羊及鶏等を算し昭和二年の産額は豚約百二十四萬五千頭、馬約五萬八千八百頭、驢八千頭、騾二千四百頭、山羊一千七百五十頭、綿羊一千九百頭、鶏六百七萬二千羽等がある。

第二目 臺灣

第一 耕地

臺灣の耕地は總面積の二割餘を占め、その面積は八十萬町歩(八十二萬甲)の内田は三十九萬餘町歩、畑は四十一萬餘町歩である。此れを領有當時(明治三十二年)の三十六萬甲に比すれば二倍強の増加である。(昭和二年)

(備考 一甲は、二、九三四坪にして内地の約一町歩弱である)

第二 經營

農業は本島の主要産業で之れに従事する者は總人口の約五割八分二百四十萬餘人に達し、昭和二年末の調査に依れば、

小作者九十四萬餘人、自作者七十一萬五千餘人、自作兼小作者七十四萬六千餘人となる。而して農業者一戸當平均耕地面積は約二町歩に當る事になる。

第三 勸農機關及其の施設

一 農會

その創設は明治三十三年にして今や各州廳共にその設置を見、その會員は國及公共團體を除くの外その區域内に耕地、牧場、森林、原等を有するもの及農業を営む者を網羅する。

米作改良、園藝改良、畜産改良、蠶業獎勵、農場經營、肥料共同購買、農業倉庫經營等の改善獎勵に關與せしめ農政上の助成機關として多大の貢獻をなしてゐる。

二 業佃會並農事小組合

イ 業佃會 業佃會は小作慣行改善を目的とする團體であつて各街庄を以て區域とし郡に聯合會を置いて居る。耕作者の小作權確保と小作期間の延長その他の附隨事項の改善を行ふ。

ロ 農業實行組合 官廳並農會の農業獎勵方針に基き農事改良の實行を計り農民相互の福利を増進せんとするものである。

三 其の他の機關

農事試驗場、園藝試驗場、糖業試驗場等がある。

四 其の他の施設

イ 蓬萊種改良。昭和元年度より各州をして原種田を經營せしめ之に國庫補助金を下附する。

- 口 米穀検査所。大正十五年七月一日改正に成つた臺灣總督府米穀検査規則に基いて行ふ。
- ハ 殖産局附屬養蠶所に於いては蠶業奨励を行ふ。
- ニ 茶業の進歩改善を圖る爲め茶業者を糾合して茶業公司又は組合を設立せしめて居る。
- ホ 畜牛改良奨励の施設として中央研究所種畜支所に於いて繁殖した印度牛と雜種牛とを貸下げて居る。
- ヘ 農業倉庫。本島産米の乾燥調製を良好ならしめ米質を向上し農産物に對する金融を圓滑にし且米の販賣運送を便ならしめんが爲め人工乾燥、糶摺調製装置を設備せる農業倉庫の設立を奨励し國庫補助の方策を採つて居る。
- ト 其他灌溉排水事業計畫の調査、獸疫豫防、害虫驅除豫防等の施設もなして居る。

第四 農産物概況

- 一 米  
本島の氣候は米の栽培に適し一年二回の收穫を爲し西部諸州が主産地である。昭和二年の年産數量は六百八十九萬石にして領臺當時明治三十二年の二百五萬三千石に比すれば異常な増加率でその作付との割合を見るのに一甲當平均收量を見ても明治三十二年の五石六斗九升に對し昭和二年は十一石四斗四升であつて昭和二年の内地への移出高は二百八十八萬石である。
- 二 甘 藷  
臺南、臺中、高雄の三州がその主産地で直接食料とする以外に豚の飼料として重要である。昭和二年産額は二十一億二千五百萬餘斤である。
- 三 茶

臺北、新竹の二州がその主産地で種類は青心烏龍、黃柑、時茶大茶烏龍、青心大有等がある。その收穫高は一千九百三十一萬餘斤である。

四 落花生、豆類

落花生は食料、製油原料等に供し主産地は臺南、高雄、臺中三州で昭和二年收量は四十七萬石である。

豆類中主なるものは大豆で普通輪作として年二、三回の收穫をなすを得る。昭和二年の收量は九萬六百一十一石である。

五 其の他の農産物

麥、胡麻、芋麻、煙草、柑橘、バナナ、パイナップル等を産する。

六 畜 産

イ 牛 本島の畜牛は主として水牛と黄牛の二種で専ら農耕と運搬用に使役される。此等畜牛總數は明治三十年には十九萬二千八百頭であつたが昭和二年には三十八萬五千六百頭、ロ 養豚は需要多く農家の副業として毎戸必ず數頭を飼育する。明治三十二年飼養數は四十八萬頭であつたが昭和二年には百六十四萬三千頭を算するに至つた。

七 蠶 業

本島は年中桑樹葉が繁茂して居るから農閑冬期でも何時でも欲する時に飼育することが出来る。隨つて繭の生産費が殆んど内地の半分である。昭和二年の産額は一、九八一石である。

第三目 樺 太

第一 耕 地

樺太に於いては明治三十八年十月以來土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、水利及交通等の狀況を調査し昭

和三年迄に農耕地十七萬二千八百町歩牧適地十六萬七千七百町歩を選定し農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び五町乃至七町五段歩を以て普通農家の收容に充つることとしてゐる。昭和二年の全開墾地は二萬四千餘町歩内作付反別は一萬四千六百餘町歩である。

### 第二 經營及勸農機關

一 農業者と經營。本島に於ける農業は凡て自作小農組織に係るを以て現在農家は小作と稱するものなく全部自作して獨立經營を爲してゐる。而して地方に依り農業を専業とするもの及商業又は漁業を兼業とするものがある。一戸當りの開墾地反別は平均二町五段歩である、而して昭和二年の樺太に於ける農家は全人口の二割で四萬二千六百餘人である。

二 勸農機關。本島に於ける中央試験場は小沼に在り農事、化學及畜産の三部より成り尙西海岸宇遠泊に分場を置く。

特に化學部は本島の農業自然要素が温帯褐土系と隔絶する所謂亞寒帯ポドゾル系に屬するのでその全操作は悉く内地と異り新農業生産物の特性より必然的に農畜産は化學工業組織の實現を必要とする爲めに大正十五年新設せられたものである。

### 第三 農産物概況

一 作物。本島に栽培せらるる作物の種類は北海道と大差なく殊に從來不可能とせられた水稻栽培も漸くその曙光を認むるに至つた。而して食糧品中到的處栽培せられるものは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類の各種で最も多く栽培せらるるものは裸麥であつてその範圍は全島に亘り作付面積は七百九十五町歩である。その他ライ麥、大豆、亞麻、

甜菜等がある、尙薄荷は嘗て相當栽培せられたが販路の關係上現在は皆無の状態となつた。

二 畜産。明治三十九年五月各牛馬收容所を合併して貝塚に種畜場を置き種牡馬二頭種牛一頭(ホルスタイン種)を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間に種付に供したのを始めとして之が改良蕃殖に努めて來た。

現在は牛馬豚鶏を主とし綿羊、家兎、水禽等の飼養せらるるものがある。亦近時養狐業漸次堅實味を加へて將來有望である。

## 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

### 第一 耕地

關東州は滿洲の一角東南部山嶽丘陵地帯に屬し土地概ね礫礫であるが南滿洲鐵道附屬地は遠く滿洲中部平野を貫通し肥沃の地域を包有してゐる。凡て此等の地方は開拓の年代古く人口比較的稠密で腹河岸荷も耕すべき地は犁鋤を用ひないものはなく昭和二年の調査に依れば田千六百餘町歩、畑十九萬餘町歩、合計十九萬四千餘町歩を算する。

### 第二 經營及勸農機關

一 經營。農業を専業として従事するものは日本人一、六七八人、支那人一七七、七六五人(昭和二年)で兼業として行ふ者日本人二七〇人、支那人三七、三三八人である。而して農法は氣候、土質、地勢及作物の關係上概ね粗笨で普通輪作行はれ二年又は三年の輪作とする、然し土地狭小で輪作を爲す餘地がない時又は窪地で常に濕潤か或は鹽分多い土地は連作法を行ふ。

### 二 勸農機關

イ 農事試験場。明治三十九年十一月發布の關東都督府農事試験場規程に依るもので本場は初め大連に在つたが大

正十三年十二月金城東門外に移轉して現在に至つて居る。開始以來の主なる事業は種苗の配付、試験及調査、優良品種の選定果實苗木の育成及棉花の品種改良等である。

□ 蠶業試験場 本場は大正七年二月六日都督府蠶業試験場規程に基くもので旅順市に在る。種苗の配付、講習生の養成、試験及調査等の事業を行ふ、尙大正十三年には野蠶監督舎を建築し天柞蠶の試育を爲してゐる。

### 第三 農産物概況

一 穀菽類 主要農産物は包米、高粱及豆類で就中包米、高粱の作付を主とする。此れ農家の主食物が包米、高粱である。その莖稈は或は燃料とし建築材料とし或は蓆子としてその用途が甚だ廣い。豆類には黄豆、青豆、綠豆、黑豆の四種があり搾油及豆粕原料として滿洲輸出品の重要品として廣く栽培せられる。此等穀菽類の收穫高は二百二十七萬石その價格二千二百萬圓である。(昭和二年)

二 蔬菜、果樹、州内の蔬菜は都市附近に於て營業的に栽培せらるるもの外は總て自家用に供せられる。而して營業的に栽培するものは蘿蔔、白菜等を主とし概ね山東地方よりの出稼人の耕作である。近年市街地に於ける日本人の需要増加に伴ひ作付面積、收穫高共に夥しく増加した。その價格は二百三十六餘萬圓である。(昭和二年)

果樹の種類は葡萄、桃、梨、櫻桃等で農事試験場に於いて盛に奨励指導して居る。その價格は約七十八萬餘圓である。

三 蠶業 桑園段別は昭和二年に二八三町歩、その産額は春秋蠶合して約六四三石である。その他野蠶の收穫は四百五十八萬粒を算して重要物産と爲つて居る。

四 畜産 關東州内に飼養する家畜の種類は牛、馬、驛、驢羊、豚及家禽を主とする。此等の家畜は農業經營又は運輸交通に之を役し或は食用品として夫々重要缺く事が出来ぬのであるがその品種は所謂滿洲在來種であつて性能品質共に概ね良好でなく従つて經濟的價值が乏しい。之が資質の改良を爲すことは極めて肝要であつて殊に關東州は地域狭少にして飼料に制限あり従つて家畜の經濟的價值の増進は主として品種の改良に俟たねばならない。此の趣旨で大正十五年關東廳種馬所規程の發布を見、金州に種馬所が設置されその滿鐵との協同事業として行ひその經費を分擔して居る、馬種はアングロアラブ種、ハクニー種及アラブ種である。

## 第五目 南洋群島

### 第一 耕地

本諸島總面積は約二十二萬町歩で内農耕地又は椰子林適地としての推定面積は約七萬町歩である。而して既に開墾せられた農耕地は昭和二年末約九千六百町歩椰子林としては約二萬八千町歩あり、大部分はサイパンとヤツブ島で占めて居る。

### 第二 經營及勸農機關

本群島は熱帶圏内に在り生活上天恵に浴するを以て衣食住に對しては大なる努力を必要としない故に島民の農業狀態は原始的で頗る粗笨寧ろ放任的である。農業に従事する人數は一萬六千九百餘人である。次に勸農機關としては見るべきものなく主として南洋廳の拓殖課に於いて行ふ。

### 第三 農産物概況

一 農産物 農産物の種類は極めて多く玉蜀黍、甘藷、タビオカ、薯蕷、甘蔗麩麵果、パイナップル、バナナ、蜜柑等を産する。此等農産物の價格は二百六十萬餘圓その大半はサイパン島より産出する。

二 畜産 尙本群島の畜産は頗る幼稚でその飼養管理の方法も見るべきものがない。

牛は主としてサイバン支廳管内に多く役牛で、豚は島民好んで之が飼養を爲しその産額第一である。鶏は肉用、卵用として豚に次ぐ重要なものであるが從來放飼の状態にあり産卵率も著しく少なかつた。試みに數字を擧ぐれば左の通である。

牛	二、六三七頭
豚	九、〇八四頭
鶏	五三、五三三羽

(昭和二年末)

## 第二節 林業

### 第一目 朝鮮

#### 第一 林野概況

##### 一 林野面積

朝鮮の林野面積は約一千六百四十七萬町歩で總面積の七割四分に當る。然し朝鮮は古來林政の統一なく、封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し一般人民の自由樵採に委して顧みなかつた結果、到る處濫伐を肆にして或は火田を起し或は急斜地を開墾し其の大部分は荒廢に歸しその趨勢は次の通りである。

明治四十三年末	
成林地	五百十二萬町歩

散生地	六百六十二萬町歩
未立木地	四百十五萬町歩

合計 千五百八十九萬町歩

昭和二年末には

成林地	九百十八萬町歩
散生地	三百六十八萬町歩
未立木地	三百六十一萬町歩
合計	千六百四十七萬町歩

而して國有林の大部分は鴨綠江、豆滿江の兩流域又は背梁山脈に遍在し交通運搬不便で大半は未利用林の状態である。

#### 二 林野の整理特に緣故森林の處置

大正十四年度末現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には農耕地として民間に開放するを得策とするもの又は飛地境界複雜地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの百三十一萬町歩に達する見込であつて此等は昭和元年度より夫々之が調査整理を行ひ、將來の要存國有林野を約四百萬町歩と爲し其の内大學演習林其他約十二萬町歩を除き殘餘の約三百八十八萬町歩に對し周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に着々整理を進めつつある。因に昭和三年度迄の調査面積は約五十五萬一千町歩に達する。

而して朝鮮に於ける國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林があるが從來其の歸屬確定せざる爲め緣

故者は之が愛護の念薄く、爲めに林業振興上支障少くなかつた。依つて此の際各自に所有權を附與するは林政上機宜の措置なりと認めて大正十五年四月制令第七號を以て朝鮮特別縁故森林讓與令を制定し次で同年十二月府令第八十七號を以て同令施行規則を發布し昭和二年二月一日より之が施行を見るに至り右縁故林野は擧げて當該縁故者に無償讓與する事として民心の安定と林野の改善促進を圖る事となつた。

昭和三年一月末の出願總件數は百十七萬四千四百五十四件にして、同二年度中讓與處分を爲したものは四萬一千百十二件、十一萬七千五百九十五町歩である。

【註】 縁故森林とは

(一) 舊森林法施行前より各縁故者に於て適法に占有し、禁養し來りたるも其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲に林野調査に際し國有と査定せられたるもの

(二) 舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたる爲め土地調査に當り國有と査定せられたもの

(三) 古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て縁故を有するものなるも國有に査定せられたもの

### 三 樹木の分布と種類

由來半島の氣候は南北に於て差等あるを以て、北寒帯より南暖帯に到る迄各種の樹木を生し其の分布も亦地方によつて同じくない。北部鴨綠江及豆滿江の兩流域、上流地方其の他の高山に於てはタウヒ、テウセンカラマツ、テウセンハリモミ、タウシラベ、テウセンマツ等を主とし鬱蒼たる樹林を形成し中部より南部に亘り到る處アカマツ多く又クロマツナラ、クヌギ、ケヤキ、ハンノキ、クリ等を生じ最南部に到ればカシ、シヒ等の常綠樹及び竹林の存在するを見るが概

して森林樹木の種類に富み七百種の多きに達し其の中喬木に屬するものは針葉樹十九種、闊葉樹百三十六種外に竹類三種がある。

## 第二 林業の獎勵及施設

### 一 國有林野の保護及植林

國有林野の保護に關して明治四十五年五月總督府令を以て國有森林山野保護規則を制定し、道知事を其の保護受任者として居る。他方重要林野十六ヶ所に保護區を設け其の區に山林監守及び山林監守補を配置し、大正二年九月保護の必要ある十二ヶ所の森林に對しては山林監視所を新設して専ら國有林野の保護取締に當らしめ、漸次これを増設し、總督府直屬要存豫定林野約三百八萬町歩中約百七十五萬町歩の區域に對し、六十五ヶ所の森林保護區及び十二ヶ所の山林監視所を設けたが、大正十五年六月林制改革に伴ひ從來の山林課出張所及營林廠を廢し新に三十六ヶ所の營林署を設けた。又明治四十年以降國費を以て京城附近其他に模範造林を行ふと同時に一般に種苗の無償下附を爲し地方費及恩賜金經營に屬する苗圃にても苗木の下附を行ひ尙各道の地方費、面等に於て模範造林を實行し、又一面に於て國有林野の内存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し事業成功の後、無償にて付與し得ることとし、大に造林の獎勵を行ひたる結果、民間に於ける殖林事業は轉近に至つて實に異數の發達を遂げ各地に大小の企業家簇出し投資を見るに至つた。尙殖林の獎勵に伴ひ殖林用の官公營苗圃は明治四十三年度に於ては十一ヶ所、面積六十二町歩を設置したに過ぎなかつたが爾來歳と共に増設し、昭和二年末には國費經營苗圃三十六ヶ所、面積二十一町歩、地方費經營苗圃二十五ヶ所、面積百二十二町歩、合計六十一ヶ所この面積百四十四町歩に達し、此等苗圃の一部分は尙創設時代に屬するものもあるも、昭和二年度の生産苗數四千五百七十五萬五千餘本の多きに達した。

殖林事業の發展は官營生産苗數の配付のみを以てはこれを充すこと能はざるを以て、各所に私營苗圃の開設を奨励し爾來漸次其の盛況を見るに至り其の生産成苗數は明治四十三年には五百四萬餘本に過ぎなかつたものが昭和二年には三億八百八十三萬一千本に上り、過去十余年間に於て六十倍に及ぶに至つた。此等官公營殖林事業の概況を摘示すれば左の通りである。

昭和二年	造林面積 町歩	造林本數 千本	播種量 石
	七、七七九・八	一八、四一七	二一・四

### 二 民間植林事業

民間に於ける植林業は近年長足の進歩を爲し昭和二年に於ける植栽及び播種造林面積は八萬三百五十二町歩に上り其の植栽本數三億四百七十一萬二千餘本、播種量三十八石に達した。この外植林事業を奨励する爲め明治四十年四月三日併合後第一回の神武天皇祭日を期し朝鮮全道を擧げて記念植樹を實行し爾來毎年これを實行して大に好結果を收め大正四年御即位御大典記念の爲め植林事業を計畫實行したるものも尠くない。明治四十二年以降民間植林奨励の爲め國費及び恩賜金經營苗圃に於て養成せる苗木及び購入種苗の配付を行ひたるも大正七年以降此等配付種苗は主として一般地方費苗圃に於て養成したる苗木及び購入種苗を用ゆることとし、其の數逐年増加しつつある。其の他一般民有造林奨励の爲め國費、地方費に於て補助金を交付する等の方法を採用してゐる。

### 三 砂防並植栽事業

荒廢地の復舊を圖るは水源の涵養を企圖すると共に國土の保安、産業の開發を全からしむる所以である。而して荒廢地中、地業經濟上比較的有利な無立木の造林は一般の奨励に依り實行せしむることを得るが荒廢激甚にして砂防工事の施行を要する地は朝鮮現在の民度に於て之を個人の施設に俟つことは困難であるから國に於て自ら行ふか、又は相當の補助金を交付して行ふかの外はない。されば大正七年度より道地方費に補助金を交付し該地方費を以て洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て事業を開始せしめ同十年度迄に砂防植栽千九十二町歩、五百七十三萬本、普通植栽一萬三千百七十六町歩、四千八百八十四萬本、天然稚樹地補植一萬三千六百五十町歩、一千八百三十一萬本を行ひ右の成績に鑑み將來に於ては全鮮に亘つて荒廢山野の治水上復舊を要すと認むる地域四十七萬町歩中主要河川流域荒廢地約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十ヶ年を以て復舊造林を行ふこととし砂防工事は國に於て施行し造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者、占有者をして實行せしむるの方針を採り特に當面の急務を要する漢江、錦江、洛東江、蟾津江、東津江、城川江及び大同江の八大河川流域七萬四千八百八十三町歩を十ヶ年の繼續事業として大正十一年度より着手した。

而して大正十四年度以降昭和二年度に至る三ヶ年間に於ける工事面積は二千二百二十二町歩、植栽本數一千七十六萬本に上つて居る。

### 第三 營林の概況

#### 一 製材用原木

製材用原木は鴨綠江流域に在つては咸境南甲山、三水、長津の各郡及び平安北道原昌、慈城江界郡内、豆滿江流域に在つては茂山郡内の森林よりテウセンカラマツ、テウセンマツ、タウヒ等の丸材、角材、電柱、丸太、小丸及び鴨綠江流域よりテウセンヤマナラシ、ドロノキ類、シナノキ類を伐採するのである。此等の伐採は秋冬の兩期間に於て之を行ひ、運搬は一部は輕鐵に依り、大部分は冬季地上の積雪及び結氷を利用して牛曳、木馬、修羅等に依つて江岸なる編

筏工場に搬出し流筏は通例五月より開始するも六月より九月に至る四ヶ月の間最も盛にして十月下旬に至つて終了す。水流急速にして作業困難なる上流に於ては内地人筏夫を使用し流勢緩にして容易なる下流に於ては主として朝鮮人夫を使役し、少數内地人筏夫をして之を監督せしむるも近來内地人筏夫の缺乏に依り多少急流の區域に於ても鮮人筏夫を使用する必要を生じ、これが養成を圖つてゐる。

伐木、運材及着筏

昭和二年度	伐木	運材	着筏
	七五八、六五一 尺締	一、一九〇、五四九 尺締	七一八、一一〇 尺締

### 二 製材事業

製材事業は朝鮮側よりも支那側の方が遙かに大規模に行はれ安東縣に着筏する木材は頗る多きを以て明治四十二年三月鴨綠江採木公司与漂流木整理方法に關し協定を遂げ朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て支那側に漂着のものは採木公司に於て整理することとし更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定し、次いで同七年二月豆滿江の漂流木整理に對しても亦商議して同一歩調に依ることとし爾來以上の方法に基き整理し來つたが同年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、この兩江の漂流木に關しては營林署長が其の職務を行ふこととなつた。而して製材は第一第二の工場に於て各種建築用材函材等を製作し、大正六年度に於て製材法に一大改善を加へて以來、著しく製材歩留及び製材能力を増進し、一日製材能力は七百尺締となつて居る。

昭和二年度	製材	製材に要せし資料	歩合
	二一八、五八四 尺締	三五〇、六六二 尺締	〇、六二

## 第二目 臺灣

### 第一 林野概況

#### 一 林野面積と林野の整理

臺灣的林野面積は約二百五十五萬六千町歩であつて全面積の八割を占めて居る。

其の林相は東部と西部とで異り、西部は概ね平地であつて過去に於て濫伐が甚しかつた爲茫々たる田圃の間に、相思樹其の他の小造林地の點在するのみで山脈低地は今尙濫伐の跡の儘であり唯山腹以上に常綠樹林を見るに過ぎない。然るに東部は平野極めて乏しく、蒼界甚だ廣く林況は自ら雄大で鬱蒼たる大森林の連續するを見る。

本島に於ける山林原野調査は長年等閑視され來つた爲めに官有と民有との區別は錯雜して容易に明かでない。明治四十二年度から五ヶ年を費し始めて官有民の區別を確立するに至つた而して官公有地は約二百三十一萬餘町歩、民有地約二十四萬四千町歩で官有地の内で縁故關係者あるものは保管林として、之を保管するを許し或る制限を附して相當の保管料を徴收するの定めとした。然し前項保管林の制は林野調査定發表當時に於ける臨機の措置に過ぎなかつたから引續き（大正四年度から）一般官有地の要、不要存置等の區分をなし、不要存置林野は保管者又は多年平穩に使用して利益を收めつつあつた緣故者に相當價格を以て拂下げ適當に利用せしむる方針の下に整理を行ひ大正十四年度を以て完了を告げたのである。然るに一方には産業の發達に連れ官有林野豫約拂下げ、貸下げ、又は豫定存置を出願する向も少くないので官有森林原野豫約賣渡、官有森林原野貸渡、官有財産管理等の諸規則に従つて處理して來た。

#### 二 森林の分布と其の樹種

本島は回歸線に沿ひ黒潮の大暖流に洗はれ従つて全島の氣温高く、爲めに南北兩部の下部は殆んど同一の熱帶的森林



帯と稱し得るが森林帯は主として氣候の變化に依つて支配せらるるものであるから彼の新高山の如き一萬三千尺以上の高山にあつては上るに従ひ熱帯林より寒帯林に至る總ての森林を現出して居る。今森林帯と全林野面積に對する歩合を見るに左の通である。

熱帯林	〇、四八
暖帯林	〇、四五
温帯林	〇、〇六
寒帯林	〇、〇一
全林野面積に對する歩合	

森林植物帯と其の樹種

帯別	樹種
熱帯林	樹類、林投樹、黃槿、糖椰、龍眼、芭蕉
暖帯林	樟、櫛類、楠木類、樟類
温帯林	扁柏、紅檜、臺灣榿、松類、栴
寒帯林	新高榿、新高檜柏、新高石楠

特に温帯には針葉樹の富を保護し其他桂竹、蘆竹等の竹林は熱帯より温帯に至る迄能く生育し嘉義、南投地方には最も廣大な竹林區がある。

第二 森林の管理

一 林務機關

海拔一萬尺内外の高峯が南北を一貫する本島に在つては熱帯林あり暖帯林あり寒帯林がある。されば未だ濫伐の行はれなかつた昔日にあつては如何に壯觀を極めたものであらう。併し乍ら過去に於ける濫伐のため終に今日深山幽谷の間に殘影を留むるのみであり、其の大深山の裏と雖も未だ定地耕作を知らない高山蕃人の燒燼するところとなり大に荒廢に歸した。領臺後我が政府は是に鑑み保安林調査と林野保護取締機關の設置を爲し就中大正八年森林令の發布を見、大正九年殖産局の外に別に作業官廳として營林所を設け殖産局に附屬せしめ、又十年には中央研究所の設置と共に林業試験場は林業部と改稱して其處に移屬せしめられた。大正十三年には林務課を山林課と改稱し同時に專賣局造林課を山林課に併合し官行樟樹造林に關する事務をも管掌し大正十五年には告示第六十五號を以て營林所主管國有林野の指定と共に従來山林課主管の各種造林事業並に地方廳委託造林事業は擧げて之を營林所に移し同所造林課に於て管掌する事となり茲に施業案實施地の跡地造林を除く他總ての造林事業は全く統一せられた。

二 森林計畫事業

森林計畫に關した調査は従來森林作業計畫調査、森林治水調査、施業案編成調査の三項に分れ各々年を異にして開始された關係上各事業毎に其の目的範圍等が異り統一されたものではなかつたが大正十四年度から以上諸項目を併合すると同時に更に擴大して森林事業として調査を開始し十五ヶ年の繼續事業として國土保安並森林保護上理想的な計畫を樹て更に昭和二年度に於て規模を擴張し期間を十箇年に短縮し昭和九年度に完成することに改定した。

第三 官營斫伐事業概況

### 一 阿里山の伐木事業

阿里山は嘉義の東方四十一里に在り新高山の西側に連亘起伏せる一大森林を包擁し星霜幾千年斧鉞の未だ曾つて入らない原生林で東西二里、南北五里、面積一萬二千二百三十三町歩、海拔二千八百尺から八千七百尺に及ぶ故に其の氣候は一年の平均温度五十五度内外で絶好の健康地帯である。明治三十二年之を發見し明治三十九年藤田組に其の經營を許可した。

然るに藤田組は創業の半にして經營難の爲め中止したので、政府は自營の策を劃し、明治四十三年阿里山作業所を設けて事業を開始し幾多の困難を排し災害と戦ひ有名な阿里山鐵道の敷設を完了し製材工場其他の施設を全うし、大正四年度に入り始めて伐採事業に移ることを得た。

阿里山の施業面積は一萬一千一百町歩で其の樹種は針葉樹、闊葉樹で其の蓄積は百四十八萬六千四百十六本、二千八百八十四萬八千八百二十三石である。樹木は多くは老木であつて推定年齢三千年にも達するものあり檜原神宮、桃山御陵、明治神宮等の御用材中の重要材は此の阿里山に求められた。

此等の木材搬送には先づ架空式の鐵索集材機を以て、鐵道沿線に集め一輛平均二十四石見當で積込んだ貨車を一日三、四列車（一列車は貨車八輛）の割合で嘉義製材工場に送られる。而して製材工場の總て動力は電氣を用ひ、木材の送込から製品の移送、送込に至るまで凡てが自動的で規模の大なる點本邦未だ曾つて其の類を見ざるところである。

昭和二年の事業成績は左の通りである。

伐木造林	一二六、四五三石
搬出高	一四二、二九六石

賣拂高

一二三、九四四石

(價格一、六三一、〇一五圓)

### 二 八仙山の伐木事業

八仙山は西部本線豐原驛より大甲溪に沿ふて廻ること約二十里の地點に在り白姑大山の西方に連る大森林である。作業區域は東西約四里、南北三里其の作業面積は一萬六千五百五十五町歩で其の樹種は針葉樹闊葉樹にして蓄積は一千二十四萬石である。

大正三年實地調査を行ひ大正四年事業に着手し、諸種の工事は十一年度に至り完成した。昭和二年の事業成績は左の通りである。

伐木造林	六六、八三四石
搬出高	五四、五三七石
賣拂高	五六、四五八石

(價格五二五、二八八圓)

### 三 宜蘭濁水溪の事業

宜蘭濁水溪流域に於ける森林の世に宣傳せらるることは久しかつたが蕃族跳梁の地域であつて容易に近づく事を得なかつた。然るに大正三年討蕃の大業成り、大正三年十月より之が調査を行ひ翌年十一月伐木事業に着手するに至つた。地形は西南より東北に長く、東北約十二里、西南五里に亘り山麓の低地熱帯林から海拔一萬二千四百尺に及ぶ。南湖大山の寒帯林に出る迄、全山殆ど斧鉞の跡無く眞に千古の大森林で而も人里に近い低丘地を以てして尙薪炭たる

翠色に満つるの偉觀は他に類がない。  
事業面積は五萬五千五百九十七町歩で樹種は針葉樹と闊葉樹で蓄積數は四千九百七十四萬石で昭和二年度の事業成績は左の通である。

伐木造材	一三三、九八〇石
搬出高	一三二、七八七石
賣拂高	一一五、二〇七石

(價格一、一〇七、七七二圓)

#### 四 製材の種類と特質

上述の三大森林から生産する木材は何れも扁柏と紅檜材とを主とし、其の他亞杉、榎、姫子松、香杉等をも伐採して丸太、柚角若くは製材品とする。其の材質は前述の如く各種建築、土木、車輛、家具、艦船用材等孰れとして可ならざるはないが就中近年内地に於て長大な直幹に缺乏を告ぐるに至つた結果、艦船甲板等の用材、若くは宏壯雄大を要する神社佛閣の建築材より大華表の用材等に重用さる。其の販路を見るに左の通である。(昭和二年度)

島内賣	一三三、一五五石	一、三五九、九〇一圓
内地賣	六〇、五五二石	八五七、八一八圓
海外賣	一一、九〇二石	四六、三五六圓

計 一、二九五、六〇九石 三、二六四、〇七五圓

### 第三目 樺太

#### 第一 林野概況

##### 一 林野面積

本島の林野面積は約二百二十六萬町歩にして總面積の三分の二強に當り立木地一、九三七千町歩、未立木地二六八千町歩(四十七回統計年鑑に依る)の分野である。

本島に於ける森林の調査概況を見るに大正五年の訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、林況調査、更新方法、斫伐豫定案説明書調製の六項と定め、其の内林別區分は左記に據つて調査することとなつて居る。

- 第一、經濟林
- 第二、保安林
- 第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林
- 第四、除地

而して之等の區分は次の標準に據らしめて居る。

- 一、第一種林は種林を森林を法正なる状態に導き其の施業を永遠に保續し得べき區域
- 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は鑛業用の材料を供給すべき區域
- 三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域
- 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域

五、除地は將來見込なき區域

以上の方法で利用及保護を策して居る。

## 二 樹種と其の分布

本島に於ける林種は針葉樹が最も多く、闊葉樹林や針闊混樹林は之れに亞いでゐる。而して樹種は約百二十二種で其の内喬木は四十九種、灌木は七十三種に分類されてゐるが實際利用價値ある材木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等で之等林木の分布は殆んど一定してゐる。即ち河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等簇生してゐるが山岳にはトドマツ、エゾマツ等針葉樹が密生し、山岳中腹には白樺混生し、頂上に近づくに従つて白樺の混合歩合を増し遂に白樺の純林となつてゐる。グイマツは主に低濕地に生じて居るが此等樹種中最も多いのはトドマツ及エゾマツで約八割を占めてゐる。

## 第二 森林の管理

### 一 林 政

明治三十八、九年民政署時代には軍令、民政署令を以て必要なる規定を定め取締處分を行ひ明治四十年樺太廳設置せらるるや分課規程によつて林務課を置き森林に關する一切の事務を管掌せしめ支廳、出張所には屬、技手等を配置して地方林務行政に當らしめた。大正十五年初めて支廳に林務係を置き、昭和二年農林部の新設と同時に林務林業兩課に分離した。森林主事は昭和二年度現在七十七名に達して居る。

大正八、九年松毛蟲發生するや蟲害林を急速處分する必要上大正十一年臨時森林作業所設置せられ五ヶ年繼續を以て千萬石の斫伐事業を遂行し昭和二年事業完了と同時に同所は森林作業所と改稱し管内十九ヶ所に於て生木の官行斫伐

事業を着手するに至つた。

## 二 森林の保護

本島に於て森林被害の最大なるものは山火事及盜伐等である。

本島の森林は主としてトドマツ及エゾマツの密林より成り、林地は數寸乃至尺餘の腐植質層を以て蔽はるるため、春季の常風である南風と氣温の急激な上昇とにより伐跡に散亂する末木、枝條及び腐植質は旬日ならずして過乾し危険状態に誘致せられ他方開墾地の火入、行人の火器、使用不始末、汽車の煤烟に混じて飛ぶ餘燼等が原因となつて年々廣大な被害地を生ずる。

既往七ヶ年間(自大正九年度至昭和元年度)の林野火災總件數は二一七件、被害面積一七七、八二七町歩で其の損害額は九十餘萬圓の見込であるが「被害地は概ね殖民地域の道路に接續せる伐跡にして營林上」被害の主要なるものは後繼稚樹の燒失により更新を妨げ林地の荒廢を招來する。

之が對策として先づ大正十年以降年々防火線を開設し、昭和二年末の延長人口造林地附帯線一九九、一二四間、天然更新地設定線一二五、〇六六間に達せるが將來是等の防火線を據點として防火樹帯を造成し有終の效を收むると共に且つ適當の位置に防火地帯を存置して山火の侵入を豫防し更新の安全を期する方針である。尙氣象豫報の徹底、火防組合の改善、公私有林の設定、巡視員の配置、電話架設、消防器具の完備等、山火豫防に關する幾多の設備は漸を逐ふて施行の豫定である。

其の他森林盜伐は既往七ヶ年(自大正九年度至昭和元年度)の總件數七九一件、面積三、四二七町歩、此の損失價格四五七、〇六九圓である。尙かの有名なマツケムシの慘害は大正八年邦領南部に發生し總蓄積の約二割弱を蠶食したるも大正十三年を

終として今や殆んど其の災害を見ない。

### 三 造林事業

明治四十五年初めて豊原に試験的に苗圃を設けて以來年々擴張し昭和二年度末は豊原以下拾ヶ所に苗圃あり其の面積も五四町六六に達して居る。

而して大正九年以降昭和二年に至るまでの造林成績は播種造林三八、五九六町歩弱植樹造林一、〇一二町歩弱、本數三、三五四、〇〇二本。

### 四 林業試験

先づ本島木材の工藝的性質を研究して其の用途を開かんとし明治四十三年廳内に臨時工業調査所を置き、更に同所々屬大泊工場を設けて化學工藝に關する試験及び調査を行ふ。其の主なるものは松脂よりテレピン油製造試験、樟油製造、木材乾縮、刺箸製造、ツンドラ製紙應用試験、バルブ試験、紙料工場廢液調査及乾留資材の調査等を行ひ斯業に寄與せる所が尠くない今日バルブ工業の盛大なるは其の賜とも云ふべきであらう。

其の他試験林の設置がある。近く林業試験場の完備と相俟つて造林、利用、森林保護、施業經營其の他臨時設備事項に就いて試験調査、運用を行はんとしてゐる。

### 第三 森林の利用

#### 一 官行斫伐

森林保続上民營にては不可能なる事情あるに鑑み且つ昭和二年度より從來の方針である利用價值を有する林木（胸高直徑四寸以上）の皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針を採伐方法に依る二十年回歸天然更新法に改めた結果之を恒

久的官行斫伐事業として實施して居る。

其の事業成績は左の通りである。（昭和三年度）

伐 木	一、三〇〇、〇〇〇石
搬 出	一、二五八、〇〇〇石
販 賣	一、二五八、〇〇〇石
官行斫伐費	二、三〇六、一七四圓
官行斫伐收入	三、一三七、〇〇〇圓
(差 引)	八三〇、八二六圓

#### 二 バルブ事業

森林は本島主要富源の一で之れが利用の如何は本島産業に直接影響するので種々調査の結果、製紙原料たるバルブに適切なるを認め且つ國産の自給自足を圖る見地から製紙料として利用するのは最も得策であることが解り、爾來此の方針の下に斯業を奨勵して來た。其の結果漸次隆盛に赴き現在の工場數は豊原、大泊、落合、知取、眞岡、野田、泊居及惠須取の八ヶ所で其の主なる會社は王子製紙、樺太工業、富士製紙の三株式會社で其等の工場で消費する資料は年々増加し昭和三年には三百餘萬石、バルブ生産高約十五萬噸に達してゐる。以上の外電柱、杭木建築用材、薪炭用材其の他に利用されてゐる。

### 第四目 關東州及南滿洲鐵道附屬地

## 第一 關東州

### 一 林野概況

關東州内の林野面積は九萬四千九百餘町步で全面積の三分の一強に當り既成林面積は六萬六千二百六十餘町步である。而して管内の山地は重粘質壤土なれば將來良好なる樹木地としての可能性は充分あるも實際に於ては既往數百年來濫伐の弊に陥り、加之放牧及採草の慣習等の爲州内到處禿山と化し地力減退せる箇所が頗る多く樹木地は唯僅かに河岸地、墳墓地、村落及寺廟等に於て見るのみである。之を森林植物帯より論ずれば所謂落葉時帯に屬し森林として完全に鬱閉を保つて居るものなく只落葉、潤葉樹中の陽樹を存するのみである。

現今山地に自生する主要樹種は赤松、柳類、白楊類、樺、榆類、柞類、槐、楓類、赤楊類、公孫樹等である。

### 二 林業に對する施設

關東廳内務局殖産課直屬として官設苗圃を旅順、大連、金州の三ヶ所に其の下に三十三ヶ所の地方苗圃設置し地方苗圃の作業は各民政署に配屬せる林業技術官適宜巡回して其の指導監督に任じ且最寄警官派出所の巡查をして事業の監督を助けしむる爲數次林野講習會を開き此等巡查をして林學の大意を會得せしむるに努めて居る。

他方造林を奨励すると共に一般林野取締の爲め大正二年林野保護取締規則を發布し大正七年より山林監視所を十ヶ所設置して居る。

尙林野の保護に就ては軍政時代より嚴密な注意を加へ明治三十八年告示第三十五號を以て山野の林木、路傍の並木、寺廟、公園、墓地等の立木は官民有の區別なく許可なくして伐採する事を禁じ其の他マツケムシの驅除、山火事、盜伐

等に對し銳意保護監視せしめて居る。

尙官行造林の外に公有造林は州内會村の事業として造林を實行し、又明治四十一年造林獎勵規則發布により造林のため官有地無償貸下を許可し併せて造林用種苗の無償下付を許可して居る即ち其の新植造林面積は左の通りである。

	新植面積	植栽本數
官行造林	三六一町步	一、〇九二、〇八〇本
公有造林	一、〇〇〇	二、七〇三、四〇〇
私有造林其他	一、〇八八	七、一一四、一〇七

(昭和元年度)

## 第二 南滿洲鐵道附屬地

附屬地には何等特筆すべき森林地はないが、滿洲には吉林、黑龍江兩省長白、興安の二大山脈の蜿蜒する所、蔚然として千古斧鉞を入れない大森林地帯をなして居つて清朝の中世までは所謂乾隆帝の「樹海」を成して居るものである。既に調査を終つた林域のみで一千三百四十一萬餘町步に亘り針、潤兩葉樹の立木、蓄積量は實に四十二億五千萬石に及び(日本木材蓄積量一億萬石)年々の伐採量は僅かに其の一千分の一にも足らない四百二十萬石に過ぎない。而して南滿三港(大連、安東、營口)からの輸出货量は大正十三年に於て激増し一千三百餘萬圓に及んだが爾後毎年三、四百萬圓の輸出を見る。

此等木材の取扱は主として日支合辦の組織で行はれて居る。

## 第五目 南洋群島

海岸低地にあつては椰子樹、紅樹(マンダローブ)は至る所に繁茂し鬱鬱たる林相を現はすものも少なくない。椰子は本群島に於ては林産として首位を占めて居る。而して其の果核中の仁肉を乾燥したものが即ち「コブラ」で本群島の移出品中の主なるものである。

本邦に移出する年額は凡そ八千噸、金額百八十萬圓である。林産物としては其の他紅樹、鐵木、「ウカル」「タマナ」「マシゴ」等がある。

### 第三節 鑛業

#### 第一目 朝鮮

#### 第一 鑛業の概況

##### 一 概況

朝鮮に於ては諸種の鑛物に富み、其の起原も亦頗る古い。明治三十九年韓國政府が新に鑛業法及び砂鑛採取法の發布に依り鑛業制度其の緒に就き後大正四年朝鮮鑛業令を制定し、次いで同五年朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。同令は外國人の新に鑛業權を取得するを禁じ、新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し、鑛業上必要なる土地の使用、收用に付土地收用令中の規定を準用する等鑛業權の保護制度を確保した。其の鑛業出願件数は

明治四十三年	一、〇三一 <small>件</small>	昭和二年	一四二 <small>區</small>
大正六年	六、一八九	明治四十二年	二四二 <small>區</small>
昭和三年	八六七		

而して昭和二年末に於ける鑛區數は二千七百七十五で主なるものは次の通りである。

金	銀	鑛	昭和二年	明治四十二年
六三三 <small>區</small>	一七五	一七七	一四一	四二一
鐵	鑛	鉛	四七一	
石	炭			

又鑛産物産額は漸次増加し左の通である。

明治四十三年	六、〇六七千圓
大正三年	八、五二二
同 七年	三〇、八三八
昭和二年	二四、一六九
同 三年	二六、四三四

#### 二 操業

## イ 採掘及選礦

朝鮮に於ける鑛山事業の多くは秩序的採掘を試みるもの少く直に採掘を行ふ状況である。

然し採掘の方法は近時漸く舊來の原始的な土法<sup>(一)</sup>の域を脱し稍進歩せる土法<sup>(二)</sup>又は洋式採掘法<sup>(三)</sup>に依るものがある。尙選礦設備は少數の鑛山を除いては未だ不備で殊に朝鮮の金鑛は概ね硫化鑛で金銀は主として之等硫化鑛中に含有せらるる故、其の選礦は鑛業上最も肝要であるのに選礦の機械的設備を有する鑛山は一、二金屬鑛山のみで其の他は殆んど不完全な手選を爲すに止まる。

【註】(一) 土法とは鑛主に於て徳大と稱する鑛夫の頭領に採掘を委ね、採掘した鑛物を鑛主と之を分配するか又は之に代る種々の生産分配の方法に依るもので、其の採掘の方法は幾多の近接せる浅い坑穴を開鑿し概ね「バカチ」又は石油鑛にて水を吸出し「チゲ」にて鑛石を運搬するを常とし掘進には爆薬をすら使用しないものがあり爲めに多くは軟弱なる風化帯のみを採掘するに過ぎない。

(二) 稍々進歩せる土法とは徳大掘と鑛主の直營掘とを併用するもので坑道を開鑿し、主として上向階段法に依り採掘し爆薬を使用して工程を高め、排水坑道又は簡單なる排水ポンプを設置せるものを云ふ

(三) 洋式は大規模の下に永遠の計畫を樹て鑛利の保護に留意し、現代式採掘法に依り機械力を使用して採掘するものを云ふ

## ロ 製鍊設備

製鍊設備は之を有しないもの多く之を有するものと雖も不完全のものが多し。製鍊設備も亦採掘と同じく土法、稍々進歩せる土法及洋式の三等級があつて金鑛の場合を例として略述すれば、土法とは水力を利用して木製搗鑛機に依つて鑛石を碎き、水銀を投じ混汞金として採取する方法で稍々進歩せる土法とは瓦斯機關或は汞面銅板等を設備して處理鑛量或は採取率を大ならしめ又は簡單な青化收金を爲すものである。

洋式とは機械力に依り混汞製鍊、汰鑛採取、青化製鍊等の諸設備を完備せるものを謂ふ。而して洋式設備せるは、金鑛にあつては雲山、昌城、中央、遂安、栗浦、尙州、三成、雲龍及滿里等の各金山、銅鑛に於ては甲山洞山附屬

製鍊所、久原鎮南浦製鍊所、鐵鑛にあつては兼二浦製鍊鐵所等あるのみである。

## 第二 鑛業に對する施設

## 一 鑛床並地質の調査

鑛床の調査は明治四十四年度以降六年の豫定を以て臨時に施行して來たが其の目的は從來不明瞭であつた朝鮮に於ける鑛床の性状を概査して其の鑛業的價值を窺知し、一面鑛業行政の參考に資すると共に他面企業家の調査に便し、以て鑛業の開發を促進するに在る、其の調査機關としては専門技術者を置き之を三組に分ち毎年所定の擔當區域を踏査し其の結果を復命し更に踏査中蒐集した鑛物及岩石を精査攻究して精細な報告書を作成する。大正六年度に於て全部の概査を終了した。

地質調査に就いては大正七年度に於て鑛床調査の組織を變更し、現在の地質調査所を設置し専門技術官及要員を配置し地質の事務を開始した。而して其の組織は外業調査を三班に分ち一班に技術一名、技手一名の組織を以て元臨時土地調査局出版に係る五萬分の一、朝鮮地形圖を基礎として、調査事業は經度三十分より經度十分の地域を調査班一年分の擔當區域として(一)地質(二)有用鑛物及岩石(三)土性、水利並に土木に關する地質學的事項を調査し、五萬分の一地質圖幅及適度の縮尺地質鑛床圖、並調査報告の作製に従事してゐる。

## 二 鑛物の調査及試験

イ 選鑛製鍊試験 大正十一年度に於て新に選鑛製鍊試験に關する豫算を計上し、朝鮮鑛山に適應せる鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實狀を高め、又從來遺棄して顧みられなかつた貧鑛に對し之れが經濟的處理方法を考究し鑛利の保全操業の進歩を圖らんとして、別項石炭調査試験機關と併せ京城市外漢江畔鷺梁津に燃料選鑛研究所を設



置し、大正十三年略豫定の施設を完了し研究に従事して居る。

口 石炭調査及試験 大正十一年度に於て燃料に関する研究機關を設置し、先づ石炭に對し、調査試験を施行することとした。由來朝鮮内には褐炭及無煙炭賦存し、而も其の埋藏量豊富なりと豫想せらるるにも拘らず一部の地方を除いては未だ之が詳細な調査を爲したる事なく、從て其の賦存量及鑛床の狀況を明にする由なく且朝鮮に於ける石炭は邦人の未だ利用に慣れざる水分の多い不粘結性褐炭と粉末狀無煙炭のみで此等鮮炭の使用一般に普及せず爲に鮮内需要量の八割餘は之を鮮外の供給に俟つの状態なので鮮内炭田の調査を速施して燃料供給策の樹立に資すると共に燃料資源の開発を圖り併せて石炭の經濟的利用法に付き試験研究を施行せんとするものである。尙炭田調査は已に大正十一年以降之れを開始し、石炭試験にあつては大正十三年略所期の設備を完成し試験に着手した。

三 鑛業の指導及監督

當業者を實地に就いて指導し操業の智識を注入し有利に經營せしむる爲め技術員を派して普く稼行鑛山を巡視せしめ、更に大正十二年新に鑛業に關する技術官派遣制度を設けて民間の希望に應じて鑛業に關する調査設計及鑑定を爲さしむることとした。

次に鑛業に對する監督としては鑛業の狀況を調査し報告を徴し操業を督勵し、或ひは鑛産額の調査を爲し尙隨時鑛山を巡察して鑛業簿、鑛夫名簿並坑内實測圖を調査して居る。

四 鑛業教育

鑛山に關する技術者の養成としては大正五年度より設立の京城工業專門學校内に鑛山科の設置を促がし、總督府鑛務課勤務の吏員をして一部の授業を擔當させ毎年五、六名の卒業者を出しつつある。

第二目 臺灣

第一 鑛業概況

明治三十九年新に臺灣鑛業規則、同施行細則、鑛業出願及び申請手数料の諸規則を發布して鑛政を整へ、更に大正十二年府令第六十二號を以て鑛業許可臺帳の謄本、抄本、若は鑛區圖の謄本の交付、又は鑛業許可臺帳、鑛區若は鑛業出願圖の閱覽を請求し得る規定を設けた。

而して此等鑛政の下に於ける昭和二年の出願及び諸申請件數は一千六百四十四件で前年からの繰越三百八十五件、合計二千二十九件、同年中の處分件數は一千四百八十六件である。

次に本島に於ける有用鑛物の分布を見るに、金屬鑛物は極北部から東部に限られ、石炭は北部と中部に、石油は殆ど全島に亘り特に中南部に其の兆候が著しい。

されば極北から東部は金屬鑛物の産地帯、北部は煤田地、中南部は油田地と大別すべきである。

其の鑛區數は（昭和二年度）

金	屬	鑛區
金	銅	一
砂	金	五
石	炭	一七六
石	油	四
硫	黃	一一

合計

一九九鑛區

(八二、二八八、〇七四坪)

而して鑛産額は年々著しく増加し

明治三十年

一一一、八八三圓

昭和二年

二二、一〇二、六七四圓

更に昭和二年の産額歩合を鑛種別に見るのに石炭は總産額の八割、石油、金銅鑛之に亞き、以下金、硫黄、銀、砂金の順となる。其の主要鑛物の産額を略述すれば左の通りである。(昭和二年)

砂	金	一一、〇八八圓
金	銅	六一〇、八〇八圓
金	鑛	一、二六九、七八六圓
硫	黄	四九、〇一四圓
石	炭	一六、九三三、一七〇圓
石	油	一、九三六、三七四圓

### 第二 鑛業に對する施設

#### 一 鑛物及地質調査

領臺當時民政局殖産部に於て産業の調査を爲すに當つて地質、鑛産に關する調査も同時に行つたのである。明治二十九年民政を布くや、殖産部經費中鑛物地質調査費があつて五ヶ年を以て本調査を完了し有望の鑛業地と重要

の箇所には特別調査を行ふの方針を定め、専ら實用的調査を主として事業の進行を圖つた。其の後明治三十八年度から鑛物調査費を計上して

- (一) 油田調査
- (二) 煤田調査
- (三) 一般鑛物調査
- (四) 地質調査

の四項目に分ち臨機豫察及び特別調査を行つた。

次で明治四十二年新に地質調査と土性調査の二係を殖産局鑛務課に置き地質の精査と土壤の理化學的檢定を行ひ、其の後土性の調査は同四十五年に至り、農事試験場に移管した。

更に油田地精査と東部臺灣の砂金調査の必要を認め前者は四ヶ年後者は二ヶ年繼續事業として昭和二年度より作業を開始した。

#### 二 石油鑛業獎勵

油田調査に依つて石油の分布は殆んど全島に亘ることが明になつたが、總督府はこれが助成として明治四十二年度以後、深さ二千尺以上に達すべき適當な鑿井設備をしたものに對しては鑿井費の一部を補助し、大正十三年度迄繼續したが經費の都合に依つて大正十四年度から其の豫算が削除せられた。

### 第三目 樺太

#### 第一 鑛業概況

一 鑛 政

明治三十八年邦領となるや全管内に鑛業の絶対禁止を聲明し爾後幾多の調査と變遷を経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外總て内地と同一の制度の下に開放するに至つた。其の沿革を略述すれば  
第一期 領有直後(明治三十八年)軍令第四號を以て先づ本島全域に亘つて鑛物の採取を又同第五號を以て鑛産物の島外移出を禁じた。蓋し當時諸般の秩序未だ定らず他日一定の方針に基く制度の確立せらるるまで鑛區の先占亂掘せらるることを防止せんが爲めであつた。

第二期 明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるるや同年勅令第三百三十三號を以て鑛業法の一部(一)を施行し、更に同年勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を公布し之れに依つて封鎖區域と普通の出願手續に依つて鑛業權を許可する區域とを區別した。

第三期 明治四十二年内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行し、他面同年八月に勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行であつた第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範圍を擴張し採掘出願に關しては略々内地の制度に改めた。

第四期 次で明治四十五年法律第二十三號樺太に於ける石炭採掘に關する法律の公布を見、之に胚胎して同年勅令第三十七號及閣令第二號に依つて石炭のみの封鎖區域を更に縮小して(二)現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業稅に關する規定を除いた以外は全部之を施行し殆んど内地の鑛業制度と同様にし同時に從來の樺太鑛業令を廢止した。

尙大正十年勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を、次で大正十一年勅令第二百六號を以て從來の鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區稅を施行して茲に全く内地と同一の制度となつた。

【註】(一) 鑛業法の一部とは鑛業稅に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除きたる部分を云ふ。

(二) 閣令二號に依る封鎖田とは一に之を三大炭田とも稱し、南部炭田。即雨龍川及吐鯉保川流域以内能登呂半島一圓、中部炭田。即内淵川流域一圓(但し第一支流落合基點より下流を除く)川上川流域一圓(但同前)泊居川流域一圓(東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南進手川流域に至る一圓)北部炭田(内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間の一圓)を云ふ。

二 鑛業狀況

前述の如き鑛政の下に於ける鑛業、砂鑛業の出願件數を見るに次の通りである。

年 次	出 願	許 可
明治四十一年	一四	一一
大 正 八 年	八一三	九五
昭 和 元 年	二〇四	七七
同 二 年	三五三	一一八
同 三 年	五五一	不明

採掘鑛區數	石 炭	石 油	金 屬 其 他
年 次			

明治四十一年	二	鑛區	一	鑛區	一	鑛區
大正八年	二〇					
昭和元年	三四		五	一	一	
同 二年	三六		五	一		
同 三年	四二		五	四		
試掘鑛區數						
明治四十五年	三	鑛區	一	鑛區	一	鑛區
大正八年	九七		二	三七		
昭和元年	一三六		八	九		
同 二年	一六四		一	一三		
同 三年	一五六		二	一七		

以上の表に於て見る如く本島の鑛業の主なるものは石炭鑛業にして昭和三年には五十四萬一千六百六噸を産し、炭田の主要なものは南部、中部、北部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等で中生界白堊系の炭層よりなる西樺太山脈の西側に於て該中生層に接する第三紀層の下部及上部に發達し含炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなしてゐる。其の推定埋藏炭量は六億一千萬噸餘である(註)其の重なる炭鑛は

川 上 (三 井) 一三九、五六九<sup>甲</sup> 一、五一四、〇四一<sup>甲</sup>  
 泊 居 (樺太廳) 一、二九四 一四、二三四

大 榮 (樺太工業)

五一、八五八

五一八、五八〇

(昭和二年度)

【註】我國石炭の埋藏量は農商務省地質調査所長井上氏の調査に依れば推定炭量五十億六千万噸  
 石炭に次では石油で其の他の鑛物にあつては金、砂金、含銅硫化鐵鑛であり建築用及土木用の石材類としては花岗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等である。

### 第二 鑛業に對する施設

#### 一 地質及鑛物の調査

樺太に於ける地質及鑛物の調査は明治三十八年以來全國的に施行せられ、爾來現在に及ぶも調査員の不足、鬱叢たる森林の障害、及交通不便の爲め未だ完了するに至らない。

#### 二 炭田調査及石炭の低温乾燥試驗

大正十四年度より封鎖區域中比較的開發の容易なる中部、内淵炭田及南部、内幌炭田並北部、内川炭田に於ける炭層賦存の状態及炭層地帯の地形測量を行つて居る。  
 尙樺太炭の利用法研究の一端として大正十一年中内幌炭、川上炭及内淵炭を商工省燃料研究所に送つて石炭の低温乾燥試驗を行つた結果左の如き得率を示して居る。

半成軟炭	川上、内淵炭	内幌炭
六五―六六%	五六―五七%	